

伊達市こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
 伊 達 市

＜目 次＞

第1章	はじめに	1
第1節	計画の策定にあたって	1
第2節	計画の法的な位置づけ	1
第3節	本計画の位置づけ	2
第4節	計画の期間	2
第5節	計画の対象	2
第6節	計画の策定体制	3
(1)	伊達市子ども・子育て会議の設置	3
(2)	こども計画策定のためのアンケートの実施	3
第2章	子育てを取り巻く環境	5
第1節	社会環境の変化	5
第2節	持続可能な開発目標への取り組み	6
第3章	本市におけるこども・子育て環境の現状	7
第1節	本市の姿	7
(1)	人口構造	7
(2)	こども・若者の人口	8
(3)	出生の動向	9
(4)	世帯の状況	9
(5)	婚姻の状況	10
(6)	女性の労働力率	11
(7)	支援を必要とする人の状況	12
(8)	障がい児の状況	12
(9)	児童虐待の状況	13
(10)	外国籍等で日本語指導が必要な児童生徒の状況	13
第2節	本市におけるこども・子育て支援の状況	14
(1)	保育園の利用状況	14
(2)	幼稚園の利用状況	15
(3)	認定こども園の利用状況	15
(4)	小規模保育施設の利用状況	17
(5)	放課後児童クラブの利用状況	18
(6)	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況	19
第3節	アンケート調査等からみた本市の現状	20
(1)	アンケート調査	20
(2)	支援機関等調査	21
(3)	調査結果からみる本市の現状と課題	22
第4章	市全体でこども・子育てを支える施策の推進	51
第1節	計画の基本理念	51

第2節 基本目標.....	52
(1) 基本目標1 こどもの心身の健やかな成長の支援の充実.....	52
(2) 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備	52
(3) 基本目標3 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	52
(4) 基本目標4 こどもの育ちを支える経済的支援の継続	53
(5) 基本目標5 若者が希望をもって過ごせる支援の推進	53
(6) 基本目標6 地域の子育て力を強化する施策の充実	53
(7) 基本目標7 こどもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	53
第3節 施策の展開.....	55
(1) 基本目標1 こどもの心身の健やかな成長の支援の充実.....	55
(2) 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境整備の推進.....	59
(3) 基本目標3 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	63
(4) 基本目標4 こどもの育ちを支える経済的支援の継続.....	67
(5) 基本目標5 若者が希望をもって過ごせる支援の推進.....	69
(6) 基本目標6 地域の子育て力を強化する施策の充実	71
(7) 基本目標7 こどもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	73
第5章 量の見込みと提供体制の確保	75
第1節 児童数の推計	75
第2節 教育・保育の量の見込み.....	77
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	90
第6章 計画の推進に向けて	99
第1節 計画の推進体制	99
(1) 計画の周知	99
(2) 計画推進体制の連携強化	99
第2節 計画推進における役割分担	99
(1) 市の役割	99
(2) 保護者の役割	100
(3) 遊び学び育つ施設の役割	100
(4) 市民等の役割	100
(5) 事業者の役割	101
第3節 計画の進捗管理	101
参考資料.....	103
第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	103
伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例	131
伊達市子ども・子育て会議条例	138
子ども・子育て会議委員名簿	140

第1章 はじめに

第1節 計画の策定にあたって

令和4年6月に「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども家庭庁が発足し、令和5年末にはこども施策を総合的に推進するためにこども施策に関する基本の方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、こども基本法第10条において国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務とされました。

これを受け、こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるようになり、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」の内容を含むこととなりました。

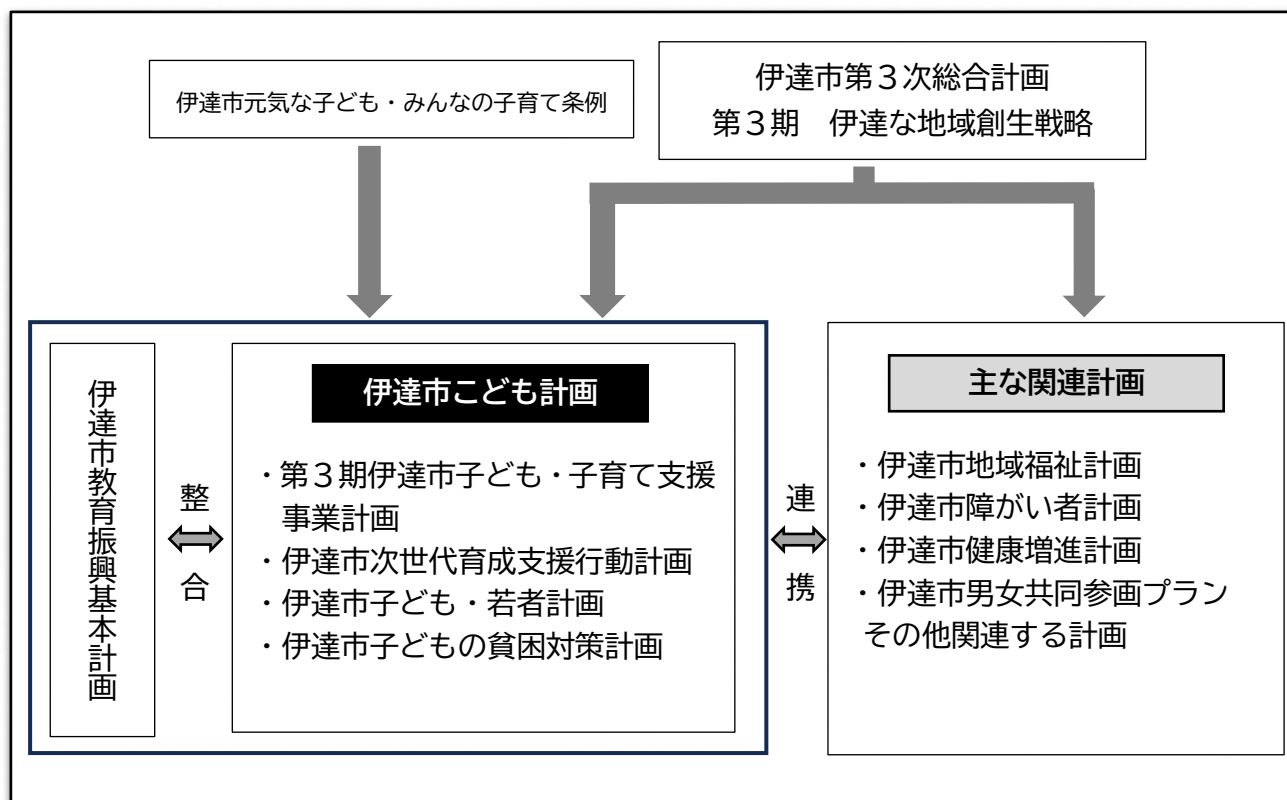
この計画は、令和6年4月1日施行「伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例」を勘案しながら、現行の「伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、これまでの市の取り組みを振り返るとともに、これからのこどもの健やかな育ちを支援するこども・子育て支援の取り組みのみならず、少子化対策である次世代育成支援、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策における本市のあり方を定めるため、策定するものです。

第2節 計画の法的な位置づけ

現行計画である「伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を含む計画として策定されました。本計画はこれに加え、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」及び、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する「市町村計画」の内容をも含む計画として策定します。

第3節 本計画の位置づけ

本計画は、市の「伊達市総合計画」を上位計画とする計画であり、関連する他の計画との整合性を図りながら策定しています。



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、時勢の変化等に応じて随時見直すものとします。

第5節 計画の対象

「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て概ね18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。

「若者支援」については、計画の対象を、概ね15歳から34歳までの者とします。なお、15歳から18歳についてはそれぞれの支援の対象として重複します。

第6節 計画の策定体制

(1) 伊達市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などのため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画の策定経過においても、保護者をはじめ、学識経験者や関係団体等で構成する「伊達市子ども・子育て会議」において意見を聴取しています。

(2) こども計画策定のためのアンケートの実施

こども基本法第11条において、こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められているため、アンケート調査を実施しました。

本計画における「子ども」と「こども」の表記の違いについて

- (1) 特別な場合を除き、「こども」とします。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいいます。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合

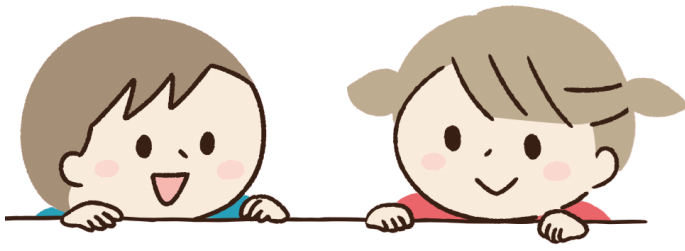
例：子ども・子育て支援法における「子ども」

例：アンケート調査の設問等における「子ども」

- ② 施策名、組織名等の固有名詞を用いる場合

例：地域子ども・子育て支援事業における「子ども」

例：伊達市子ども・子育て会議における「子ども」



第2章 子育てを取り巻く環境

第1節 社会環境の変化

かつてのこどもが育つ環境は、地域の大人の目が身近にあり、自然とこどもを見守る機能が果たされ、こどもを育てる知識や経験の不足を親族や地域住民が補う関係性が構築されていました。しかし、少子化や核家族化、プライバシー意識の高まりによって地域とのつながりがかつてほど強くなり、こども・若者や子育て世代が地域の中で孤立しやすくなっています。そのうえ、保護者は出産するまで乳幼児と接した経験が少なく、悩みを1人で抱え込むことが多くなっています。情報通信網の発達や情報通信機器の性能の向上により、多くの情報に触れられるようになった一方で、誤った情報が拡散されることもあり、さらに保護者の不安が増大する要因ともなっています。

そのような中、児童虐待予防への取り組み強化や経済的に困窮している世帯における学習環境の悪化、ヤングケアラー※への支援等こどもを取り巻く環境は深刻化・複雑化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与え、安心してこどもを生み育てられる環境を整備することの重要性が改めて浮き彫りになりました。

また、産業・就業構造が大きく変化し、雇用形態が多様化・流動化しています。共働き家庭が増加し、安心してこどもを預け働ける保育サービスや子育て支援サービスの充実が求められています。そして、少子化により労働力の減少が見込まれる中で、若者が社会の担い手として活躍することも求められ、若者が社会の一員として、地域を発展させていくためには、積極的に社会に参画し、よりよい社会づくりに取り組んでいく必要があります。

こうした社会環境の変化に対応しつつ、地域においては、こども・若者の育ちや学びを支援していく必要があります。

※「ヤングケアラー」とは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。令和6年6月に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

第2節 持続可能な開発目標への取り組み

本計画では、SDGs の 17 の目標のうち 11 の目標が該当し、これからの社会に生きること・若者や子育て家族が自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、自らの課題と考え、解決していくための能力や態度を育てていきます。

目標	分野	詳細
1	貧困	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
2	飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3	保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4	教育	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5	ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う。
8	経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
10	不平等	国内及び各国家間の不平等を是正する。
11	持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12	持続可能な消費と生産	持続可能な消費生産形態を確保する。
16	平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17	実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



※「SDGs (エスディーゼーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015 年 9 月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。このサミットでは、2015 年から 2030 年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」を SDGs と呼んでいます。17 の国際目標、その下に、169 のターゲット、232 の指標が決められています。

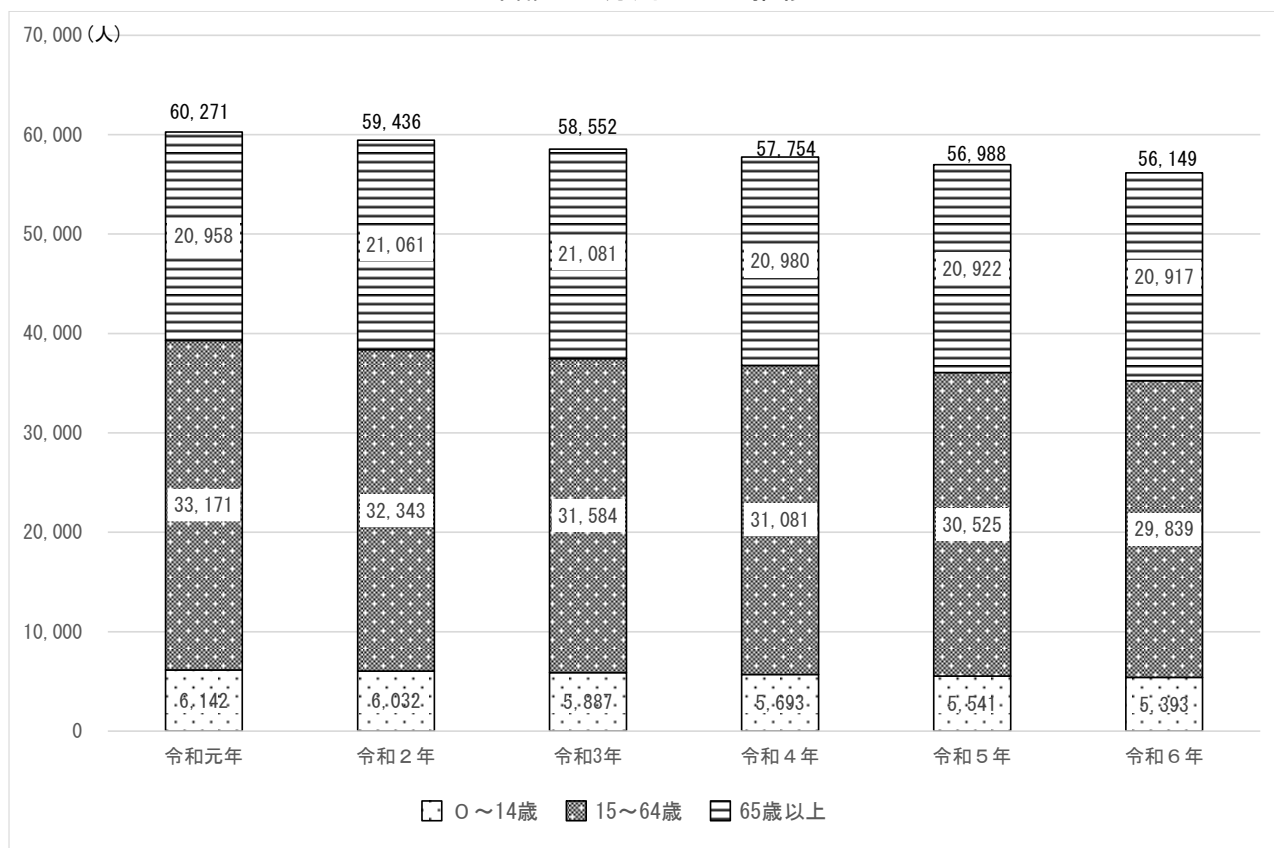
第3章 本市におけるこども・子育て環境の現状

第1節 本市の姿

(1) 人口構造

令和元年から令和6年までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しています。14歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の老年人口は約21,000人で、総人口に占める割合は増加しています。

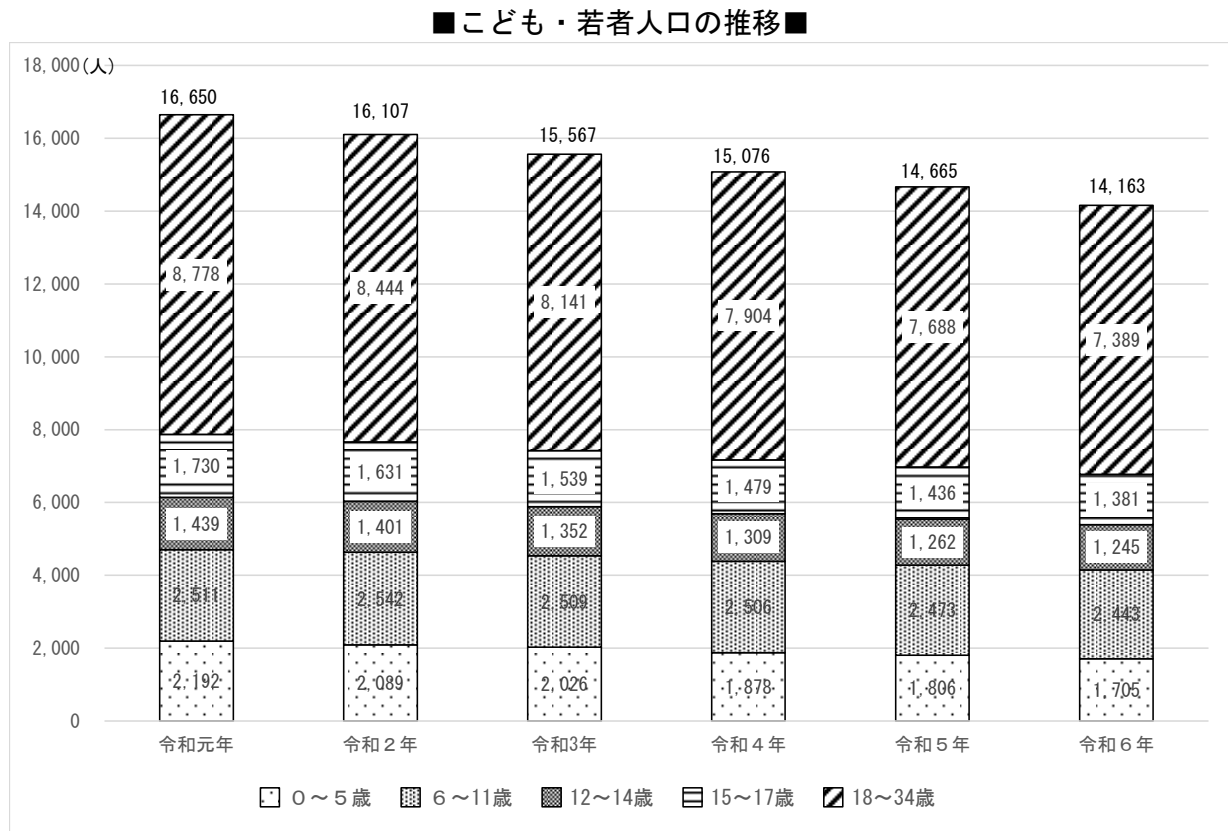
■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) こども・若者の人口

こども（18歳未満）の人口と若者（18～34歳）についてみると、概ね減少傾向で推移しています。6～11歳の人口は令和元～4年まで、2,500人前後で横ばいとなっていました。令和5年に減少傾向がみられます。



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(3) 出生の動向

出生数の推移をみると、近年は減少傾向が続いており、令和2年度には300人を下回り、令和5年度には若干増加しました。

■出生数の推移■

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数	301	282	262	227	229

資料：住民基本台帳人口（各年度末現在）

令和6年4月の厚生労働省の発表によると、令和4年までの5年間の合計特殊出生率※の平均値は、本市は1.25、福島県は1.37、全国は1.33でした。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集(2021年版)」によれば、わが国の人口を維持するために必要な合計特殊出生率(人口置換水準)は2.06となっており、自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。

※「合計特殊出生率」とは、1人の女性が生涯（出産可能とされる15歳から49歳まで）に出産する子ども数の平均のこと。

(4) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にありますが、人口減少が続いているため、平均世帯人員数は減少傾向にあります。核家族化の流れが続いていることがうかがえます。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

(世帯、人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	22,791	22,895	22,965	23,081	23,198	23,308
人口	60,271	59,436	58,552	57,754	56,988	56,149
うち子ども数 (0～17歳)	7,872	7,663	7,426	7,172	6,977	6,774
うち若者数 (15～34歳)	10,508	10,075	9,680	9,383	9,124	8,770
平均世帯人員	2.64	2.60	2.55	2.50	2.46	2.41

資料：住民基本台帳人口、世帯数（各年10月1日現在）

また、世帯類型でみると「男親と子どもからなる世帯」と「女親と子どもからなる世帯」が増加傾向にあり、ひとり親世帯が増加していることがわかります。子どもとその保護者を社会全体で支えるしくみの重要性が高まっていることがうかがえます。

■世帯類型別世帯数の推移■

(世帯)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数		20,692	20,851	21,596	21,127
内 訳	核家族世帯	11,108	11,450	11,852	12,145
	うち夫婦のみ世帯	3,573	3,776	4,123	4,329
	うち夫婦と子どもからなる世帯	5,681	5,575	5,457	5,437
	うち男親と子どもからなる世帯	331	393	417	418
	うち女親と子どもからなる世帯	1,523	1,706	1,855	1,961
	単独世帯	2,931	3,422	4,641	4,790
	3 世代世帯	4,525	3,674	2,782	2,752

資料：国勢調査

(5) 婚姻の状況

近年の婚姻数をみると、減少傾向がみられます。特に、令和4年度には125件に低下しました。また、離婚数については、70から80件程度で推移しています。

■婚姻数・離婚数の推移■

(件)

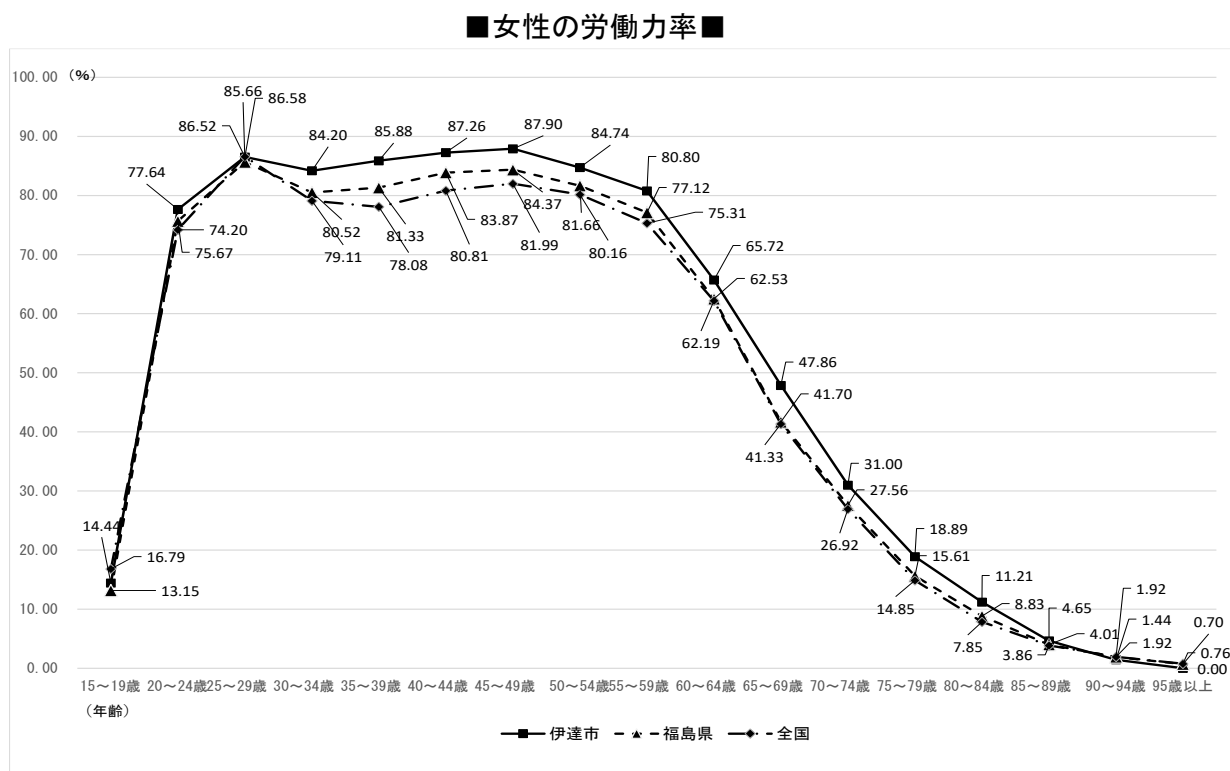
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
婚姻数	168	156	146	125	132
離婚数	69	63	82	61	73

資料：市民課（各年度末現在）

(6) 女性の労働力率

令和2年国勢調査から、全国平均、福島県及び本市の女性の労働力率※をみると、20歳以上90歳未満の年齢層で本市の数値は全国平均、福島県の数値を上回っています。

また、M字カーブ※も弱く、30歳から54歳までの数値が高く、台形に近い形状を示しており、本市における高い女性就労率がうかがえます。



資料：国勢調査

※「労働力率」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者の合計の占める割合のこと。

※「M字カーブ」とは、年齢層別に見た女性労働力率のグラフで特徴的な曲線のこと。

結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いという日本の特徴を反映しています。

(7) 支援を必要とする人の状況

生活保護世帯数の推移をみると、近年 230 世帯前後で横ばいとなっていました。令和 5 年度に増加しました。

また、就学援助児童生徒数をみると、合計では 360 人程度から 380 人程度で推移しています。

■保護受給世帯数の推移■

(世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保護受給世帯数	233	223	223	224	266

資料：社会福祉課（ポケット統計、各年度末現在）

■就学援助児童生徒数の推移■

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	209	230	244	234	232
中学生	150	152	127	136	142
合計	359	382	371	370	374

資料：学校教育課（各年度末現在）

(8) 障がい児の状況

障がいのあるこども（障がい児：障害者手帳を所持するこども）についてみると、本市の障がい児数は横ばいから増加傾向で推移しています。また、障がい児通所支援の支給決定者数も増加傾向にあります。

発達障がいに関する理解が社会全体で広がったことにより、把握が進んだことが要因の 1 つと考えられます。今後は、児童数が減少傾向にある中での障がい児の増加をに配慮し、保育サービス等における受け入れ態勢の整備について検討していく必要があります。

■障がい児数の推移■

(人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童(18歳未満)数	7,872	7,663	7,426	7,172	6,977
障がい児(18歳未満)数	132	171	167	169	150
障がい児の割合	1.7	2.2	2.2	2.4	2.1

資料：市民課、社会福祉課（各年度末現在）

■障がい児通所支援の支給決定者数の推移■

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援事業	62	56	71	84	90
放課後等ディサービス事業	189	219	243	243	249

資料：ネウボラ推進課（各年度末現在）

(9) 児童虐待の状況

児童虐待の通告受理件数・相談数をみると、合計では50件程度から70件程度で推移しています。各年度とも心理的虐待が多数を占めています。

■児童虐待の通告受理件数・相談数■

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心理的虐待	35	44	41	30	33
性的虐待	0	3	3	0	0
ネグレクト	17	11	8	3	11
身体的虐待	6	14	21	17	16
合計	58	72	73	50	60

資料：ネウボラ推進課（各年度末現在）

(10) 外国籍等で日本語指導が必要な児童生徒の状況

日本語指導が必要な児童生徒数をみると、合計では5人程度から10人程度で推移しています。

■外国籍等で日本語指導が必要な児童生徒数の推移■

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	2	1	5	6	6
中学生	4	6	7	5	4
合計	6	7	12	11	10

資料：学校教育課（各年度末現在）

第２節 本市におけるこども・子育て支援の状況

（１）保育園の利用状況

現在、市内には保育園が４園（公立２園／私立２園）設置されています。

■保育園の設置状況・利用状況■

(園、人、%)

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
公立保育園	２	２	２	２	２	２
私立保育園	３	３	３	３	３	２
計	５	５	５	５	５	４
定員数	３７２	３７２	３７２	３４２	３４２	２９２
在籍児童数	３５８	３４６	３２０	２９８	２８１	２３２

資料：こども未来課（各年４月１日現在）

■本市の保育園（一覧）■

(人)

施設名		定員	所在地域	通園地区
私立	梁川保育園	９０	梁川	市全域
	梁川中央保育園	９０	梁川	市全域
公立	保原保育園	１００	保原	市全域
	保原保育園 分園	１２	保原	市全域

（２）幼稚園の利用状況

令和６年度には市内に２つの幼稚園が設置されていましたが、幼稚園の利用者数の減少にともない令和７年度から休園となります。

■幼稚園の設置状況・利用状況■

(園、人)

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
公立幼稚園	５	５	５	４	４	２
私立幼稚園	１	１	０	０	０	０
計	６	６	５	４	４	２
定員数	６４０	６５５	５９５	５９５	５９５	１８０
在籍児童数	２６７	２２１	１７０	１３８	１２６	６

資料：こども未来課、学校基本調査（各年５月１日現在）

■本市の幼稚園（一覧）■

(人)

施設名	定員	所在地域	通園地区
市立栗野幼稚園 (令和７年度休園)	９０	梁川	梁川町栗野、二野袋、向川原、柳田 (字上畑田、字高橋の一部を除く。)
市立堰本幼稚園 (令和７年度休園)	９０	梁川	梁川町大関(字孫老内、字杉、字西大門の 一部を除く。)、新田、細谷、陽光台、梁川 町字舟橋の一部、柳田字上畑田、字高橋の 一部

（３）認定こども園の利用状況

現在、市内には認定こども園が９園設置されています。令和７年４月には「福島文化高子こども園」が開園します。

■認定こども園の設置状況・利用状況■

(園、人)

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
公立認定こども園	２	２	２	２	２	２
私立認定こども園	５	５	５	５	５	７
計	７	７	７	７	７	９
定員数	１,０９６	１,１９６	１,２０５	１,２０５	１,１８０	１,４６４
在籍児童数	９９９	９９４	１,０３４	１,００５	９６４	１,１２５

資料：こども未来課、学校基本調査（各年５月１日現在）

■本市の認定こども園（一覧）■

（人）

施設名		定員	所在地域	通園地区
私立	認定こども園大田	125	保原	市全域
	認定こども園上保原	179	保原	市全域
	保原認定こども園	234	保原	市全域
	認定こども園伊達こども園	365	伊達	市全域
	伊達・ひかり認定こども園	126	伊達	市全域
	霊山三育認定こども園	70	霊山	市全域
	幼保連携型認定こども園神愛幼稚園	50	霊山	市全域
公立	梁川認定こども園	216	梁川	市全域
	月舘認定こども園	99	月舘	市全域

(4) 小規模保育施設の利用状況

現在、市内には小規模保育施設が3園設置されています。

■小規模保育施設の設置状況・利用状況■

(園、人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小規模保育施設	0	2	3	3	3	3
定員数	0	37	55	55	55	55
在籍児童数	0	30	43	52	47	33

資料：こども未来課（各年4月1日現在）

■本市の小規模保育施設（一覧）■

(人)

施設名	定員	所在地域	対 象
Ribbon 保育園 だて(私立)	19	伊達	4 か月児～2 歳児
保育園もものき(私立)	18	保原	2 か月児～2 歳児
神愛保育園(私立)	18	保原	4 か月児～2 歳児

(5) 放課後児童クラブの利用状況

市内には放課後児童クラブが 13 か所（公立 11 か所／私立 2 か所）設置されています。
登録児童数は年々増加傾向にあります。

■放課後児童クラブの設置状況・利用状況■

(公立)	(か所、人)					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設置数	11	11	11	11	11	11
定員数	843	843	843	883	898	1,087
登録児童数	774	811	800	878	892	917

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(私立)	(か所、人)					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設置数	2	2	2	2	2	2
定員数	70	70	65	65	65	65
登録児童数	55	66	59	65	53	49

■本市の放課後児童クラブ（一覧）■

施設名		定員	該当学区	備考
公立	だて児童クラブ	220	伊達小学校	
	ふしぐろ児童クラブ	50	伊達東小学校	
	やながわ児童クラブ	138	梁川小学校	
	あわの児童クラブ	44	栗野小学校	
	せきもと児童クラブ	35	堰本小学校	
	ほばら児童クラブ	264	保原小学校	
	かみほばら児童クラブ	132	上保原小学校	
	はしらざわ児童クラブ	26	柱沢小学校	
	おおた児童クラブ	44	大田小学校	
	かけだ児童クラブ	68	掛田小学校 小国小学校	
	つきだて児童クラブ	66	月舘学園小学校	
私立	梁川保育園児童クラブ	45	伊達市内在住	瑞雲閣
	はくうんかん児童クラブ	20	伊達市内在住	志学白雲館

(6) スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況

市内小中学校にスクールソーシャルワーカー※が、各年度とも2～3人配置されています。

■スクールソーシャルワーカー配置人数■

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ配置人数	3	3	3	2	2

資料：伊達市教育要覧（各年度末現在）

市内小中学校にスクールカウンセラー※が、各年度とも小学校 12～13 人、中学校 6～7 人配置されています。

■スクールカウンセラー配置人数■

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	12	12	13	13	13
中学校	7	6	7	7	7
合計	19	18	20	20	20

資料：伊達市教育要覧（各年度末現在）

※「スクールソーシャルワーカー」とは、社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎながら、問題や悩みを抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、解決に向けて支援する専門家のこと。

※「スクールカウンセラー」とは、学校現場において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家のこと。

第3節 アンケート調査等からみた本市の現状

(1) アンケート調査

① 調査の目的

本計画を策定するにあたって、「令和6年度 こども計画策定に関する調査」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とする「子ども・子育てニーズ調査」、子どもの生活に関する実態と世帯の経済状況との関連を把握する「子どもの生活実態調査」、若者が自ら将来に希望を持ち、積極的に社会に関与していきたいと考えているかを把握する「若者の意識調査」からなります。

本市における子育て環境の変化や、市民が求める取り組み、子どもの生活実態や若者の意識等を把握することで、より効果的な子育て支援策、子どもの貧困対策、若者支援対策等を検討することを目的とするものです。

② 調査の実施概要

調査期間 令和6年5月～6月

調査方法 ・無作為抽出

・郵送による配付

・郵送による回答及びインターネットを経由した回答

調査種別	調査対象	配付数	有効回収数	郵送回答
				ネット回答
子どもの生活 実態調査	小学5年生	380	124 (32.6%)	84 40
	中学2年生	390	105 (26.9%)	82 23
	小学5年生・中学2年生 の保護者	770	233 (30.3%)	168 65
若者の意識 調査	市内に居住する高校生 世代～34歳の市民	1,000	198 (19.8%)	114 84
子ども・子育て ニーズ調査	就学前児童の保護者	500	208 (41.6%)	111 97
	小学生（5年生を除く） の保護者	500	238 (47.6%)	134 104

(2) 支援機関等調査

① 調査の目的

本調査は、新たな「伊達市こども計画」（令和 7 年度～令和 11 年度）策定のための基礎資料として、こどもやその保護者に接することの多い、こどもの生活や教育、保育、福祉等に関わる関係機関・団体を対象に、日頃接しているこどもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握することを目的として実施した調査です。

② 調査の実施概要

調査期間 令和 6 年 8 月～9 月

調査方法 メール及び郵送による配付・回収

調査種別	支援機関等調査
調査対象	こどもの生活や教育、保育、福祉等に関わる関係機関・団体
配付数	59
有効回収数	32
有効回収率	54.2%

(3) 調査結果からみる本市の現状と課題

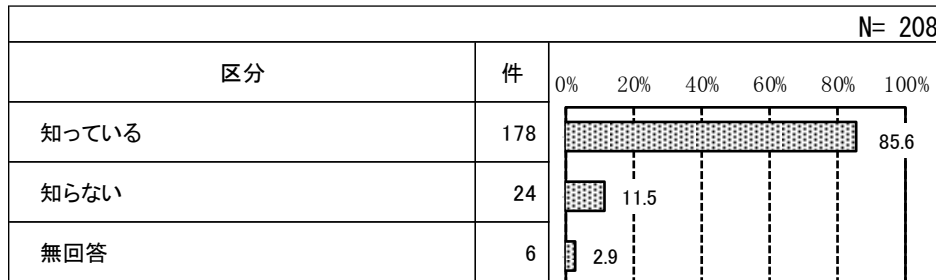
① 「伊達市版ネウボラ事業」

「伊達市版ネウボラ事業」の認知度は「知っている」が8割以上となっています。

また、「伊達市版ネウボラ事業」で行っている取り組みの利用について、「育児パッケージ贈呈」は「利用している」「利用したことがある」でともに最も高い割合を占めています。

■「伊達市版ネウボラ事業」の認知の有無■

子ども・子育てニーズ調査（就学前児童の保護者）

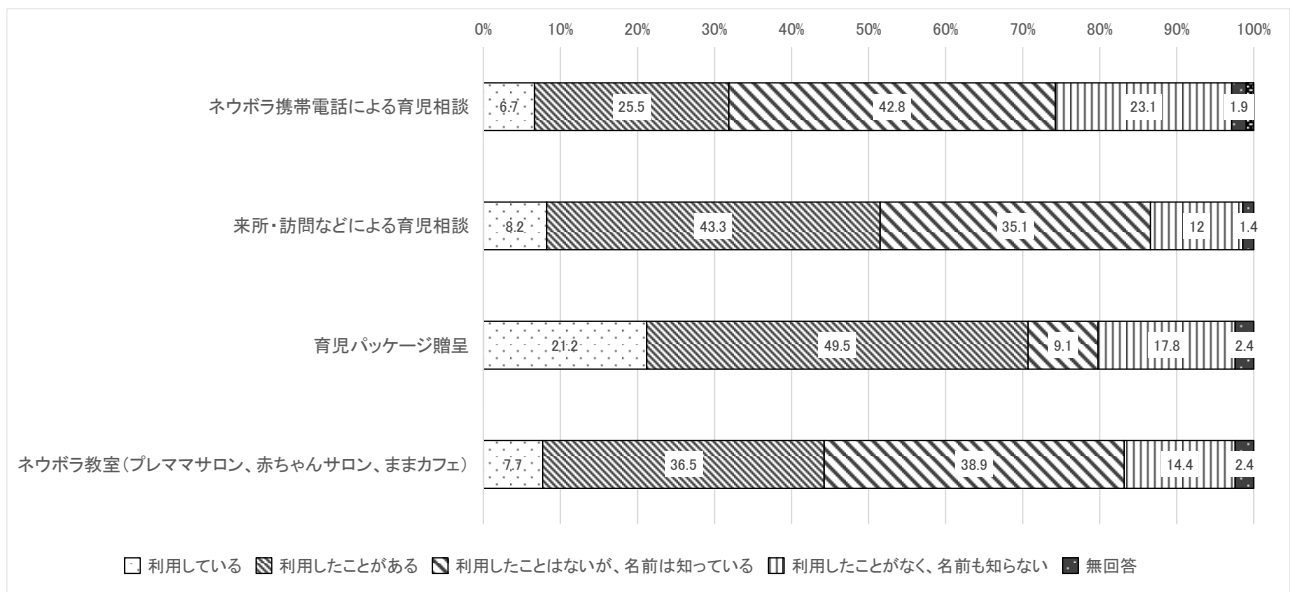


上記の表にあるN=208は、この設問の有効回答数を意味し、選択肢の回答件数の割合を計算する分母になる数値です。割合は、百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。

本節では、上記の表形式では、以下同様に数値処理しています。

■「伊達市版ネウボラ事業」で行っている取り組みについて■

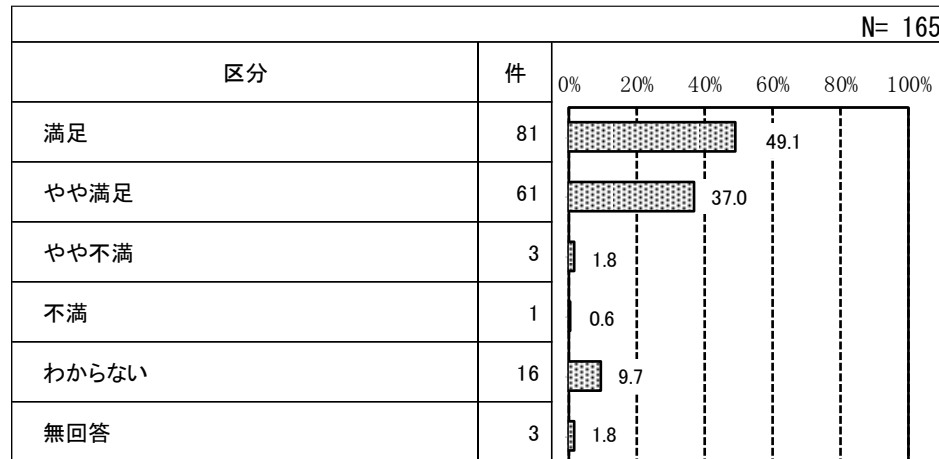
子ども・子育てニーズ調査（就学前児童の保護者）



「伊達市版ネウボラ事業」の満足度は、「満足」と「やや満足」の合計で8割以上になります。

■「伊達市版ネウボラ事業」の満足度■

子ども・子育てニーズ調査（就学前児童の保護者）



このように、「伊達市版ネウボラ事業」の認知度は高く、事業も定着しつつあることがうかがえます。事業の満足度も高く、今後も満足度の維持・向上が求められています。

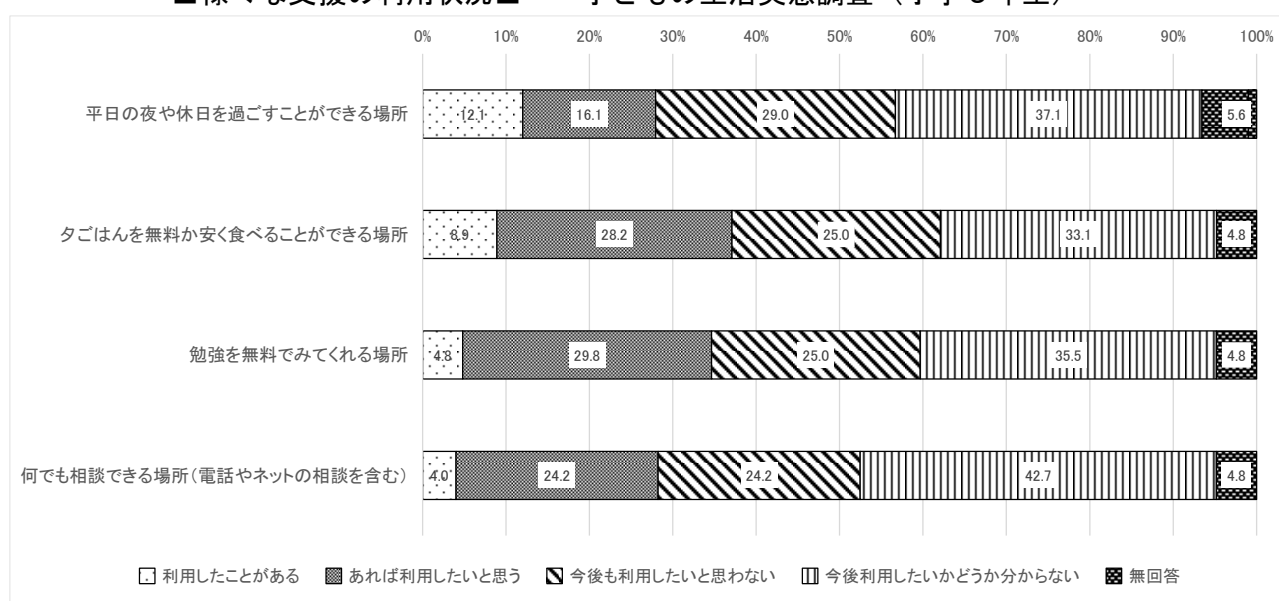
② こどもの居場所

様々な支援の利用状況について、小学5年生、中学2年生ともに「利用したことがある」は「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」が最も高い割合を占め、「あれば利用したいと思う」では「勉強を無料でみてくれる場所」が最も高い割合を占めています。

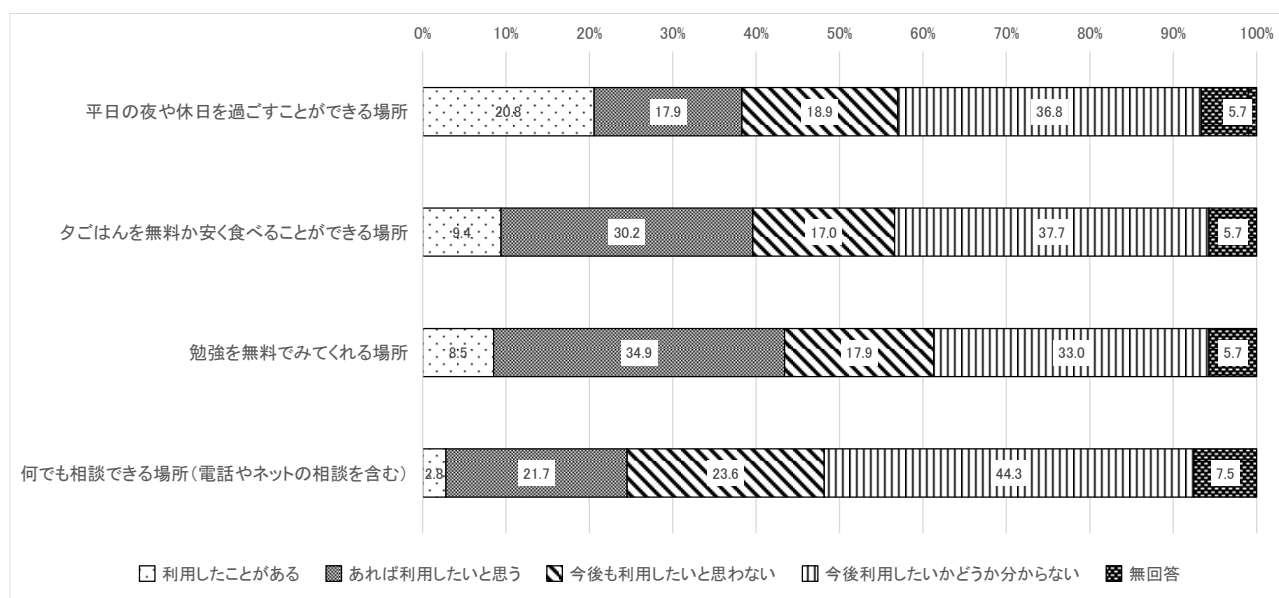
小学5年生、中学2年生ともに「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」は「あれば利用したいと思う」で、2番目に高い割合を占めています。

これから、小学5年生、中学2年生では、「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」「勉強を無料でみてくれる場所」「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」のニーズがあることがわかります。こどもの居場所づくりが求められています。

■様々な支援の利用状況■ 子どもの生活実態調査（小学5年生）



■様々な支援の利用状況■ 子どもの生活実態調査（中学2年生）



③ 子育てサポートの必要性

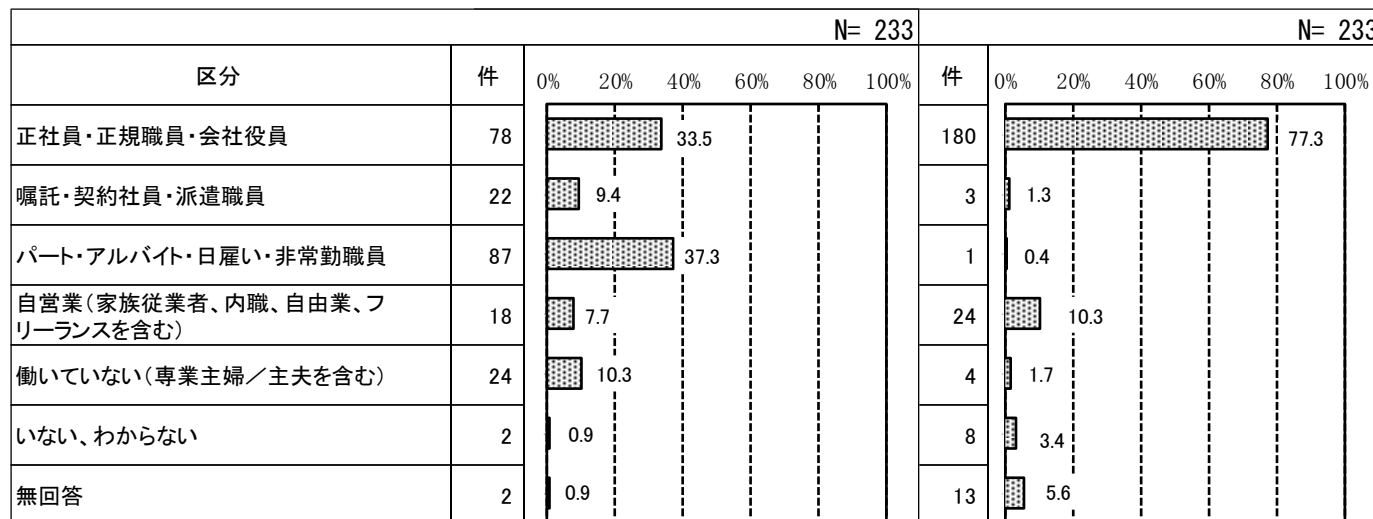
保護者の就労状況をみると、8割程度が共働き世帯であることが考えられます。そのため、子ども・子育て支援事業は不可欠のサービスであると考えます。

■就労状況■

子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）

母親

父親

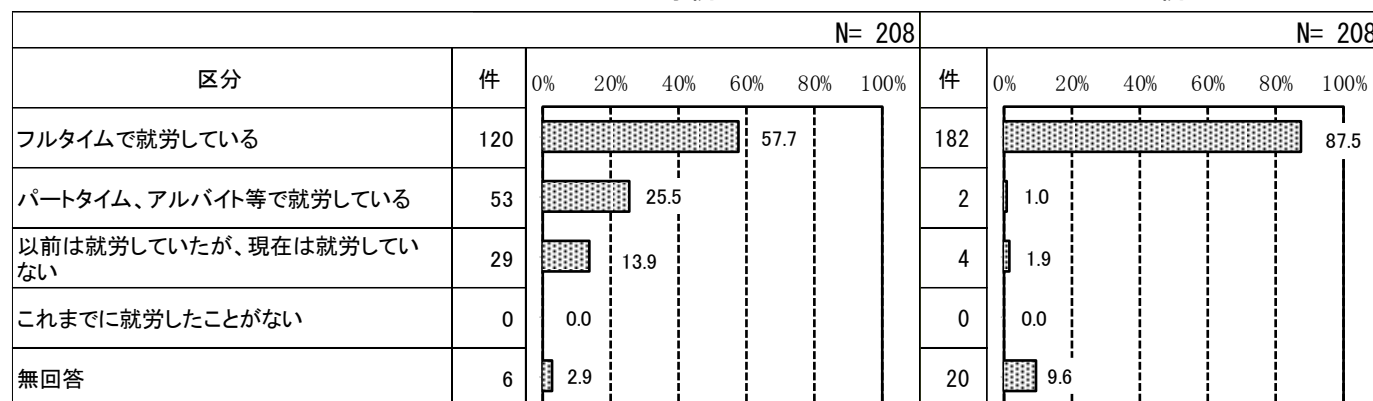


■就労状況■

子ども・子育てニーズ調査（就学前児童の保護者）

母親

父親

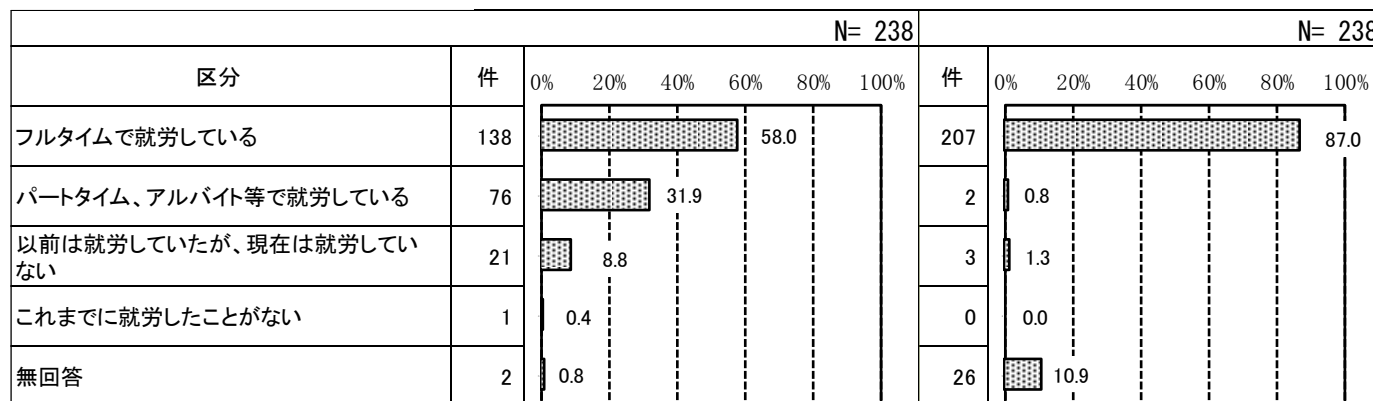


■就労状況■

子ども・子育てニーズ調査（小学生の保護者）

母親

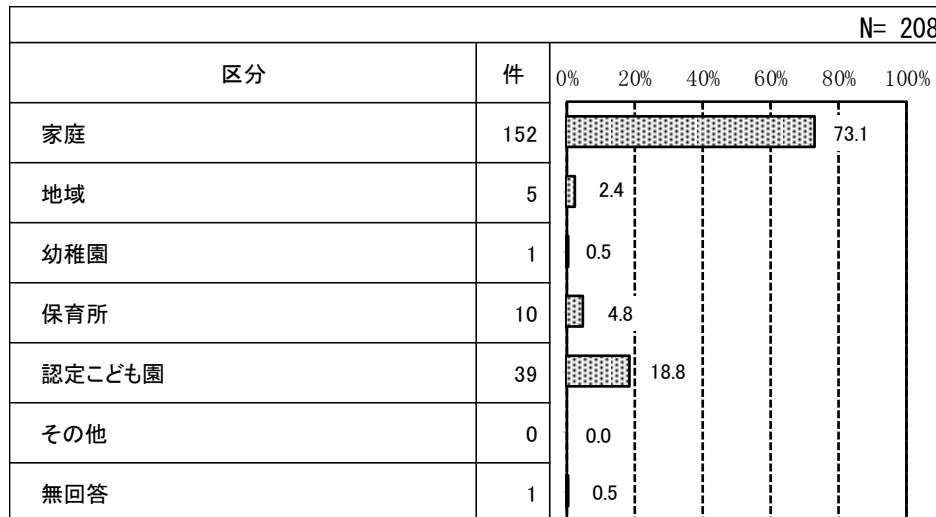
父親



また、子育てに最も影響すると思われる環境は、就学前児童の保護者、小学生の保護者とも約7割で、「家庭」が子育てに最も影響すると思っていることになります。ここから、家庭における子育てをサポートする様々な取り組みが求められています。

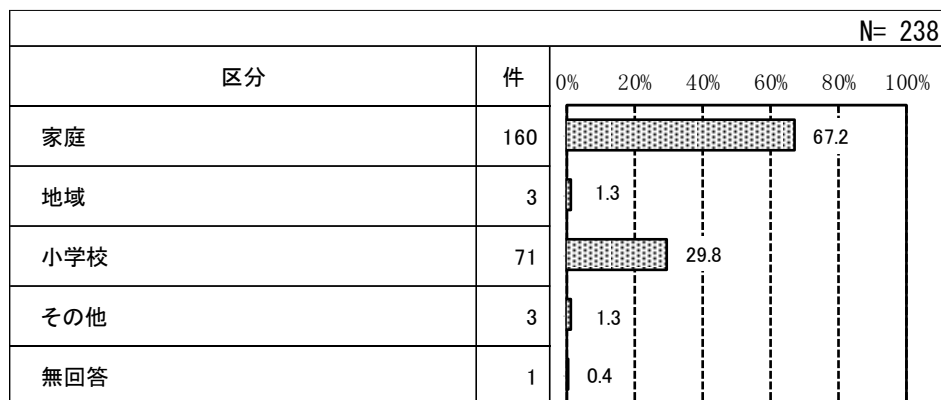
■子育てに最も影響すると思われる環境■

子ども・子育てニーズ調査（就学前児童の保護者）



■子育てに最も影響すると思われる環境■

子ども・子育てニーズ調査（小学生の保護者）

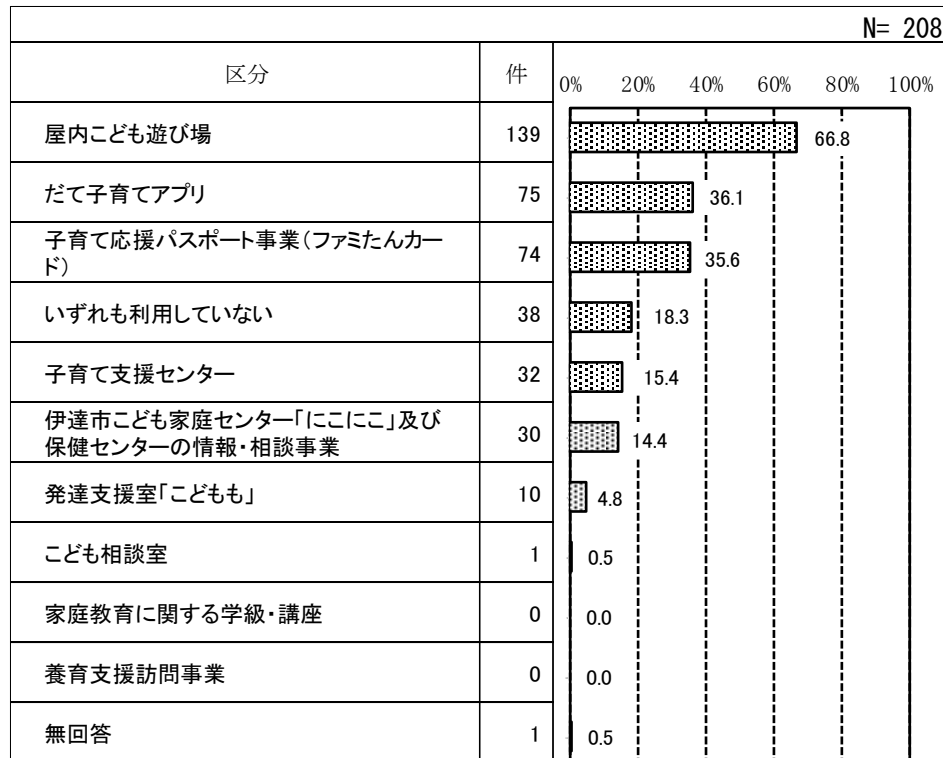


子育て支援事業の利用は、「屋内こども遊び場」の利用が6割以上と多く、「だて子育てアプリ」「子育て応援パスポート事業（ファミたんカード）」の利用も3割以上になります。

ここから、子育て支援事業が定着しつつあるものの、より利用しやすい事業となるよう改善が求められています。

■子育て支援事業の利用■（複数回答）

子ども・子育てニーズ調査（就学前児童の保護者）

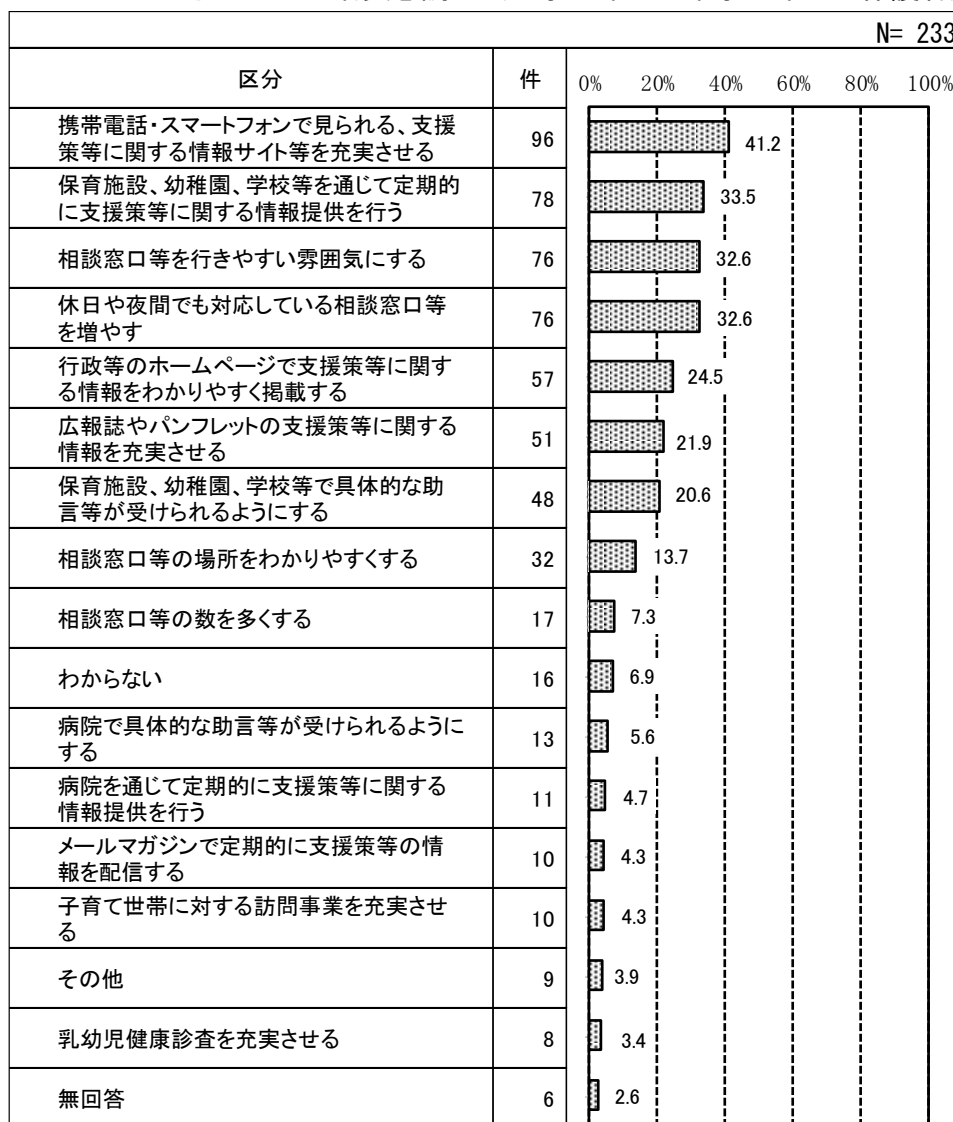


④ 情報提供や窓口サービス

必要な支援を受けられるようにするために、重要だと思うことは、「携帯電話・スマートフォンで見られる、支援策等に関する情報サイト等を充実させる」が4割以上、「保育施設、幼稚園、学校等を通じて定期的に支援策等に関する情報提供を行う」「相談窓口等を行きやすい雰囲気にする」「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」が3割以上になっており、情報提供や窓口サービスの充実が求められています。

■必要な支援を受けられるようにするために、重要だと思うこと■（複数回答）

子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）

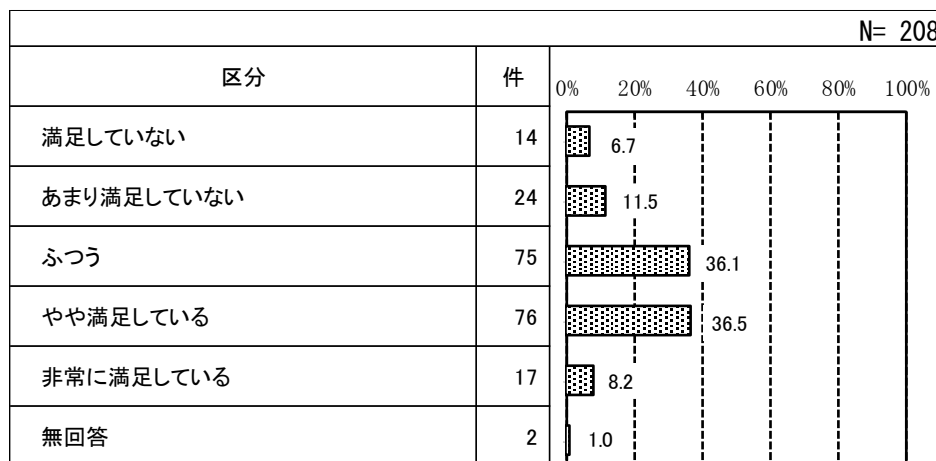


⑤ 子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度は、「ふつう」を不満ではないと判断すると、就学前児童の保護者の8割、小学生の保護者の7割以上が「満足」となり、高い「満足」度がうかがえます。今後、この高い満足度の維持・向上が求められています。

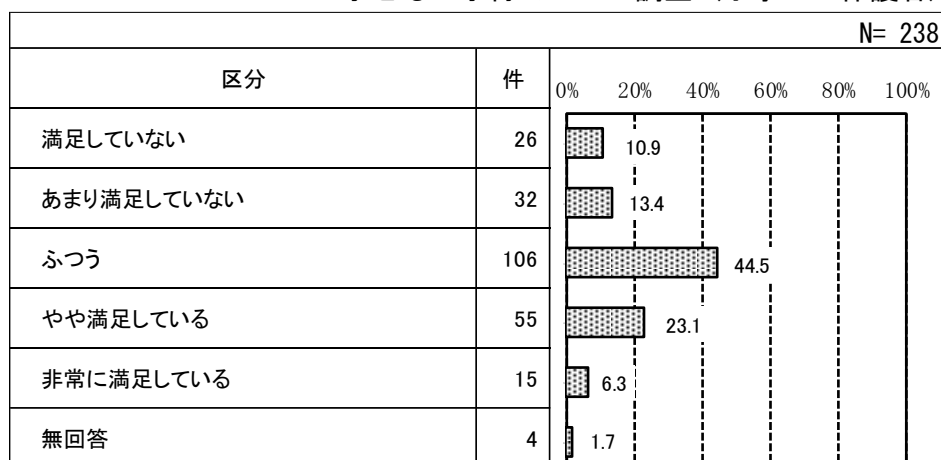
■子育て環境や支援への満足度■

子ども・子育てニーズ調査（就学前児童の保護者）



■子育て環境や支援への満足度■

子ども・子育てニーズ調査（小学生の保護者）



⑥ 虐待等

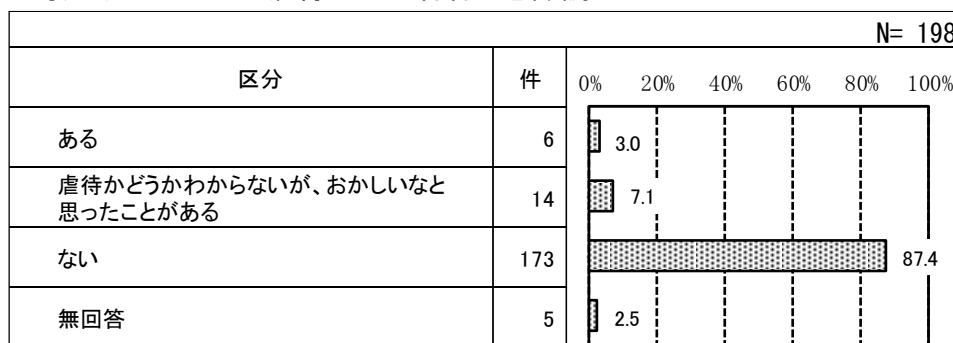
身近なところでの虐待の有無は、「ない」が9割近くを占めていますが、「虐待かどうかわからないが、おかしいなと思ったことがある」「ある」がわずかにみられます。

虐待の状況は、「厳しくしつけをしていた」「感情的な言葉を子どもに投げかけていた」「子どもの目の前で両親がケンカをしていた」「その他」「子どもの泣き声が頻繁に聞こえた」となっています。

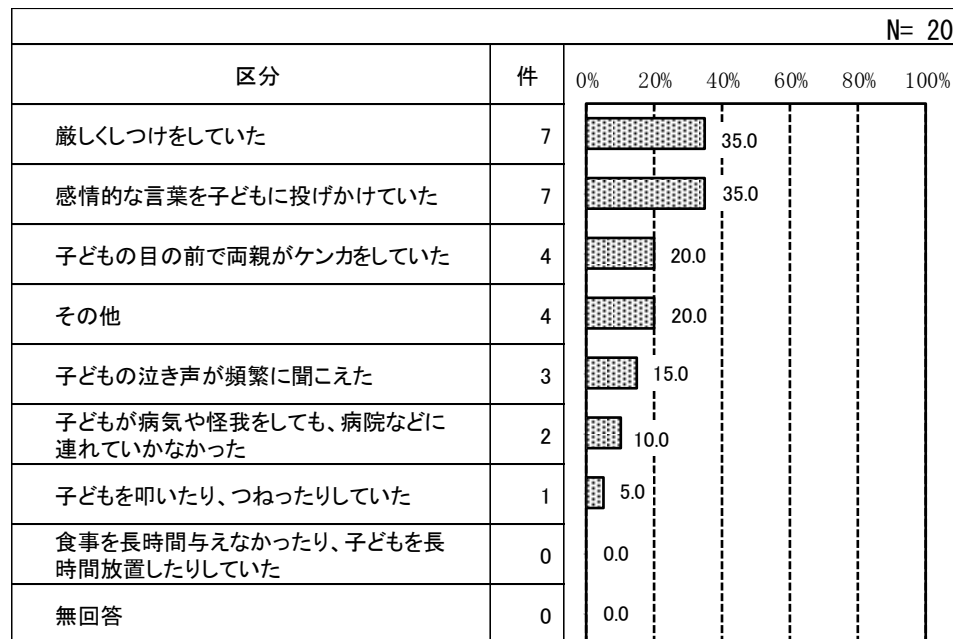
虐待への対応は、「様子を見る」「どうして良いか分からなかった」がともに5割近く、「知り合いの人たちで相談にのる」が2割となっています。

ここから、虐待等が約1割あるものの、虐待への対応は、積極的な関係機関等への連絡はわずかであることがわかります。児童虐待防止に対する市民の意識を高め、児童虐待をはじめ要保護児童等の早期発見、適切な支援等が求められています。

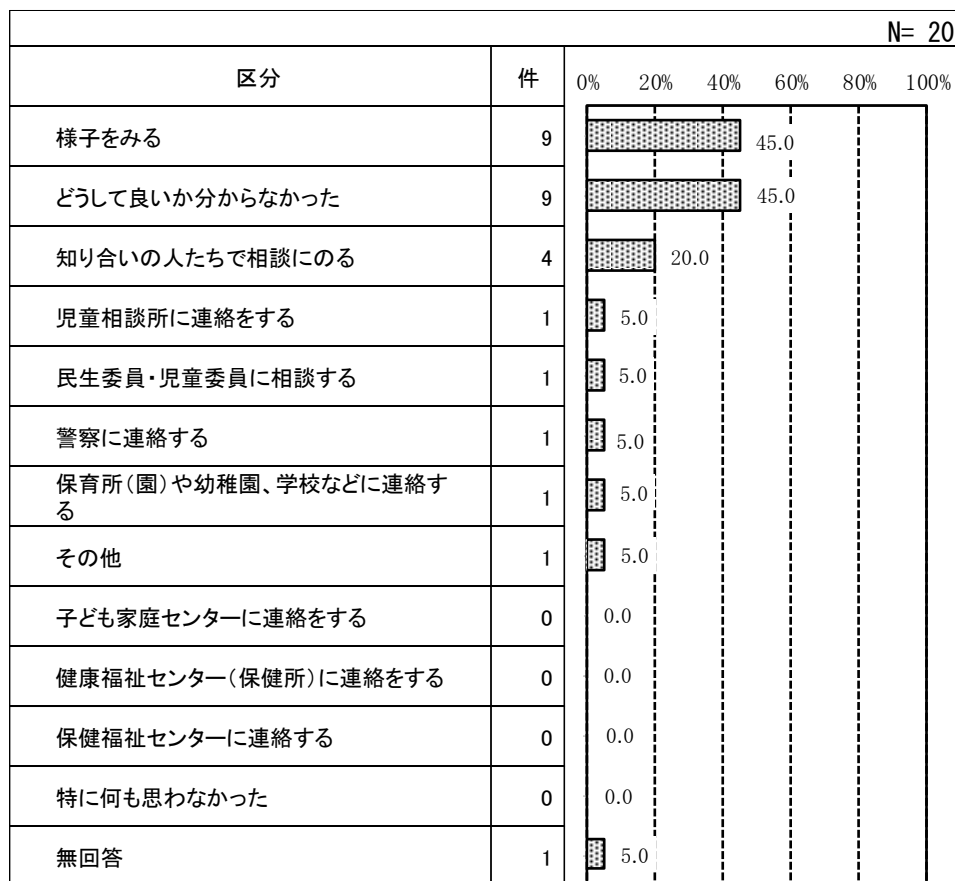
■身近なところでの虐待■ 若者の意識調査



■その時の状況■（複数回答） 若者の意識調査



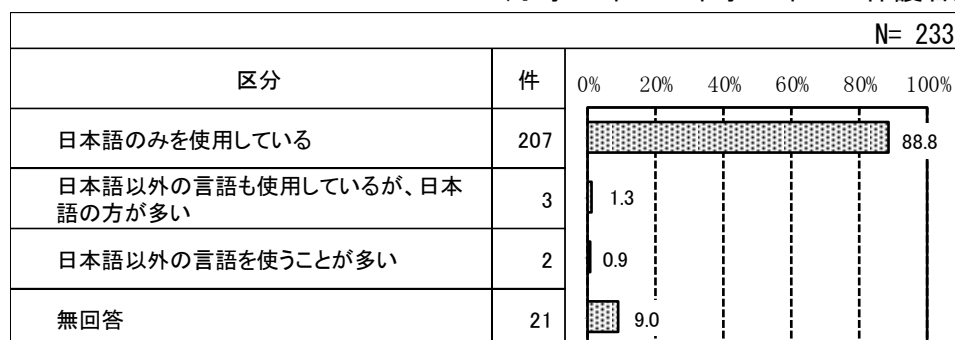
■その時の対応■（複数回答） 若者の意識調査



⑦ 日本語以外の言語使用

日本語以外の言語使用は、「日本語のみを使用している」が9割近くを占めています。その一方で、わずかながら日本語以外の言語の使用がみられます。ここから、外国にルーツのある子どもやその保護者への支援が求められています。

■日本語以外の言語使用■ 子どもの生活実態調査
(小学5年生・中学2年生の保護者)



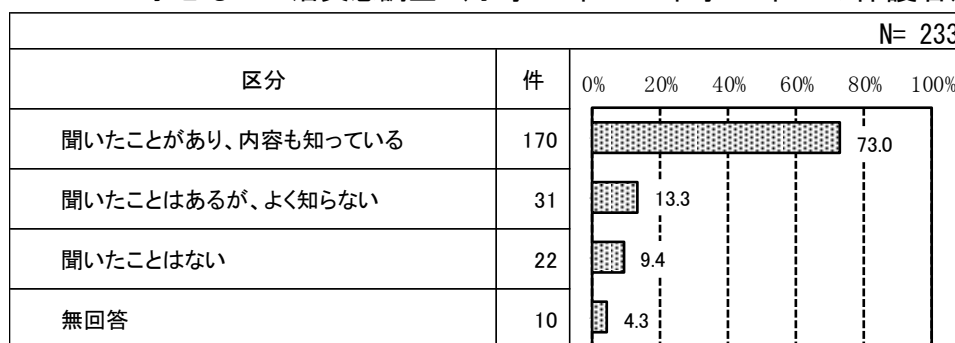
⑧ ヤングケアラー

「ヤングケアラー」の認知度は「聞いたことがあり、内容も知っている」が7割以上を占めています。

家族や親族、または友人・知人にヤングケアラーと思われることについては、「いない・わからない」が91.4%で9割以上を占めています。一方、いるとする回答は、「家族・親族にいる」「友人・知人のお子さんにいる」でわずかに回答がみられます。

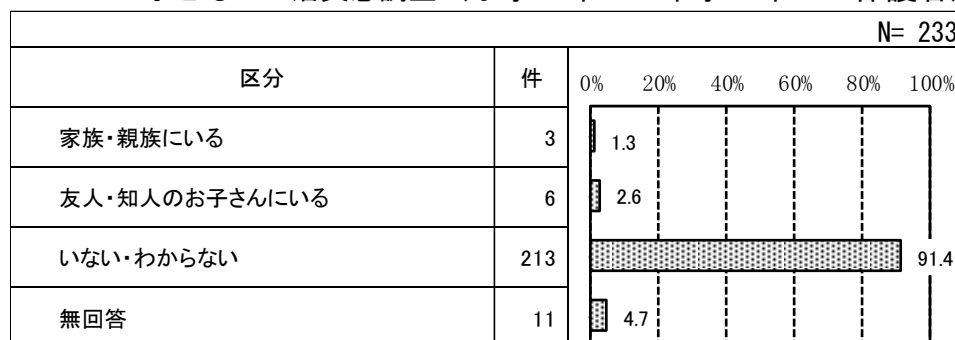
■「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか■

子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）



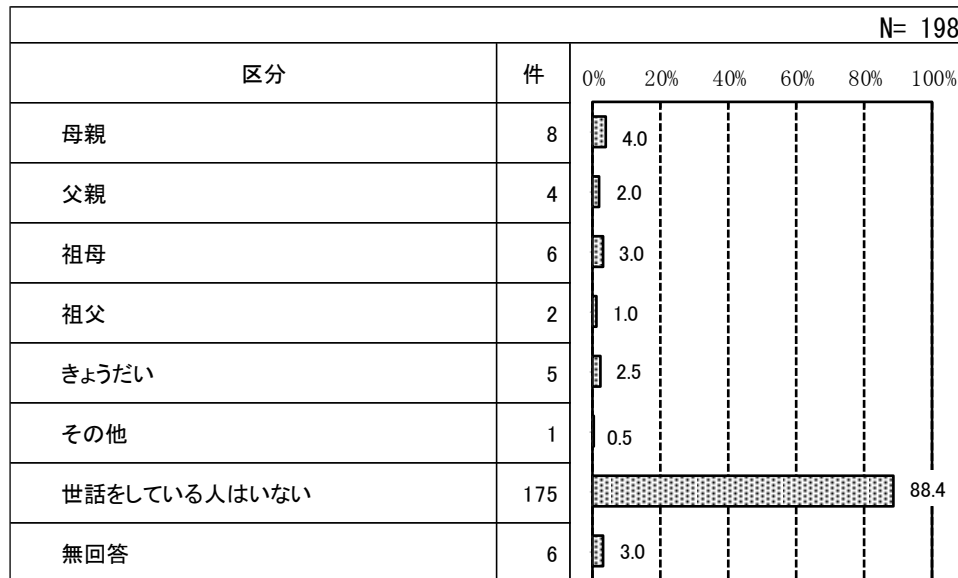
■ヤングケアラーと思われるお子さんはいますか■

子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）

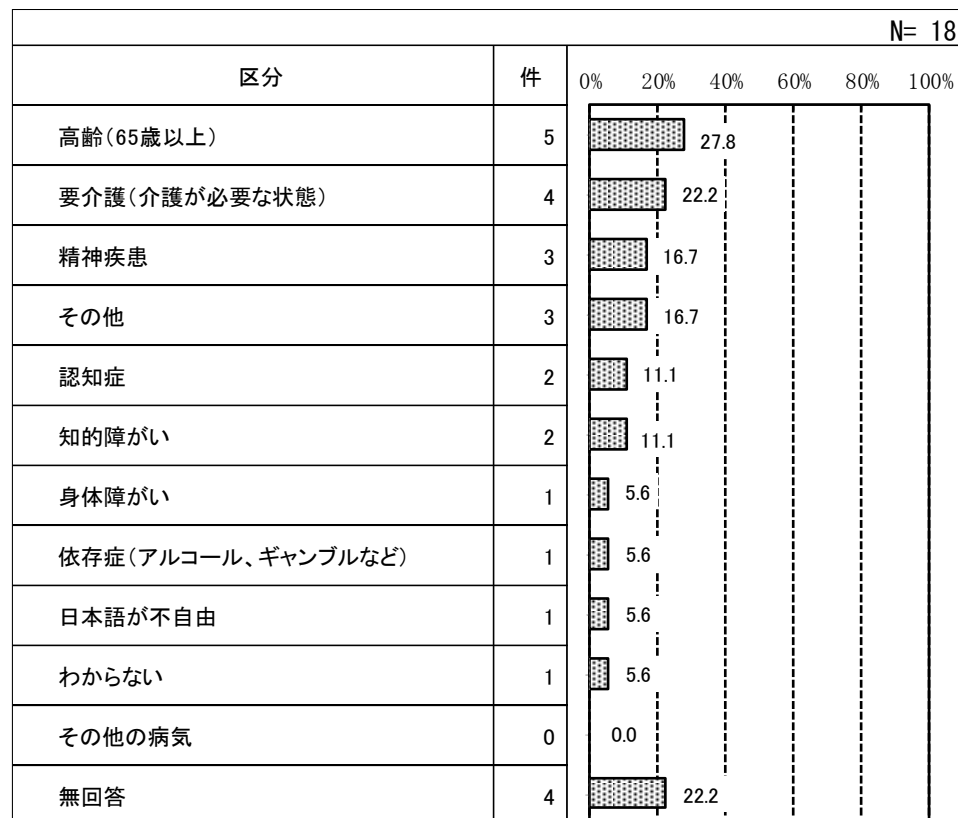


若者の家族の中で、世話をしている人の有無は、「世話をしている人はいない」が9割近くを占めていますが、実際に世話をしている回答もあり、世話を必要としている理由は、「高齢（65歳以上）」「要介護（介護が必要な状態）」「精神疾患」「その他」なっています。

■家族の中で、世話をしている人■（複数回答） 若者の意識調査



■世話を必要としている理由■（複数回答） 若者の意識調査



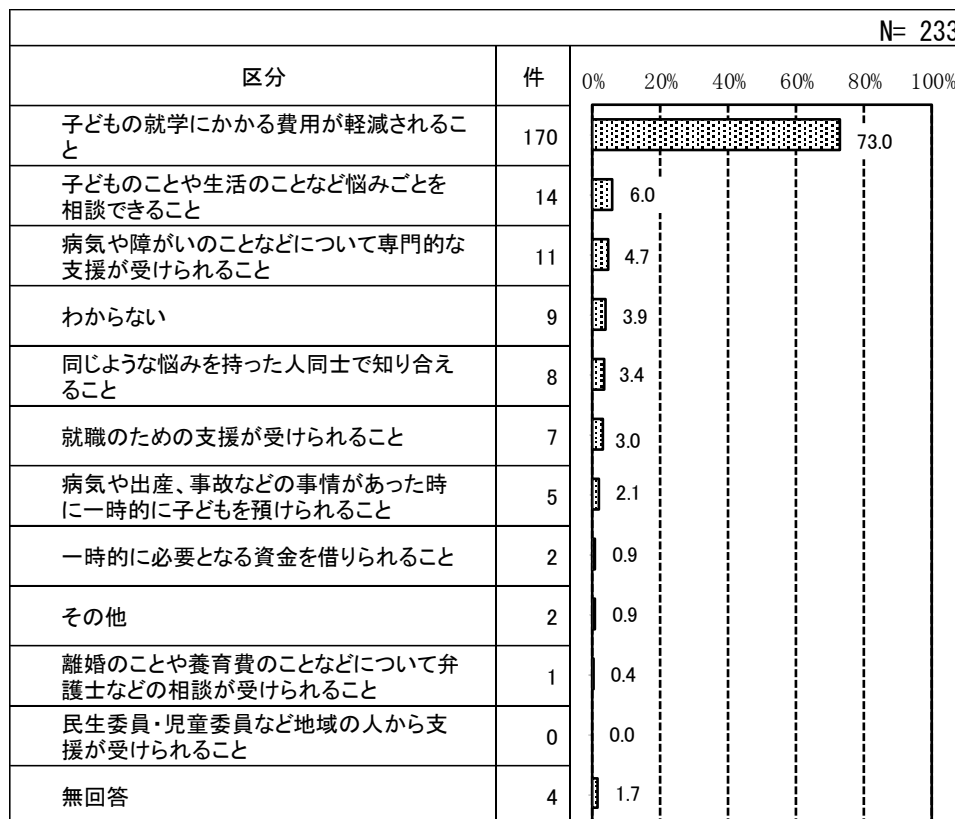
このように、ヤングケアラーの認知度は高く、わずかながら実際に存在していることがわかります。ヤングケアラーの家族への思いを尊重しながら、必要な支援を行い、子ども・若者の権利及び利益を配慮した施策が求められています。

⑨ 経済的負担

現在必要としていること、重要だと思う支援等（上位1番）は、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が7割以上となっています。

■現在必要としていること、重要だと思う支援等（上位1番）■

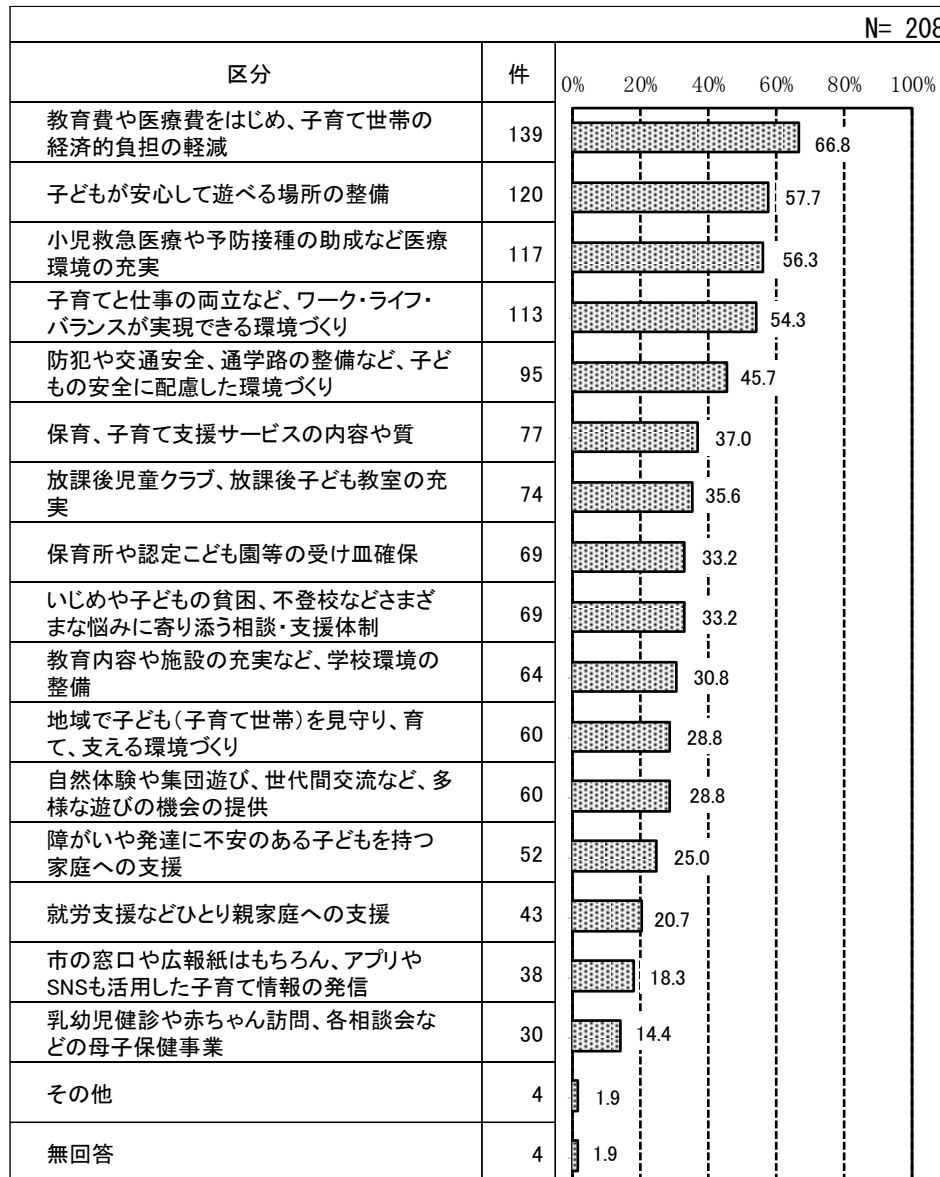
子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）



重点的に取り組むべき子育て支援対策は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「教育費や医療費をはじめ、子育て世帯の経済的負担の軽減」「子どもが安心して遊べる場所の整備」「小児救急医療や予防接種の助成など医療環境の充実」が上位を占めています。

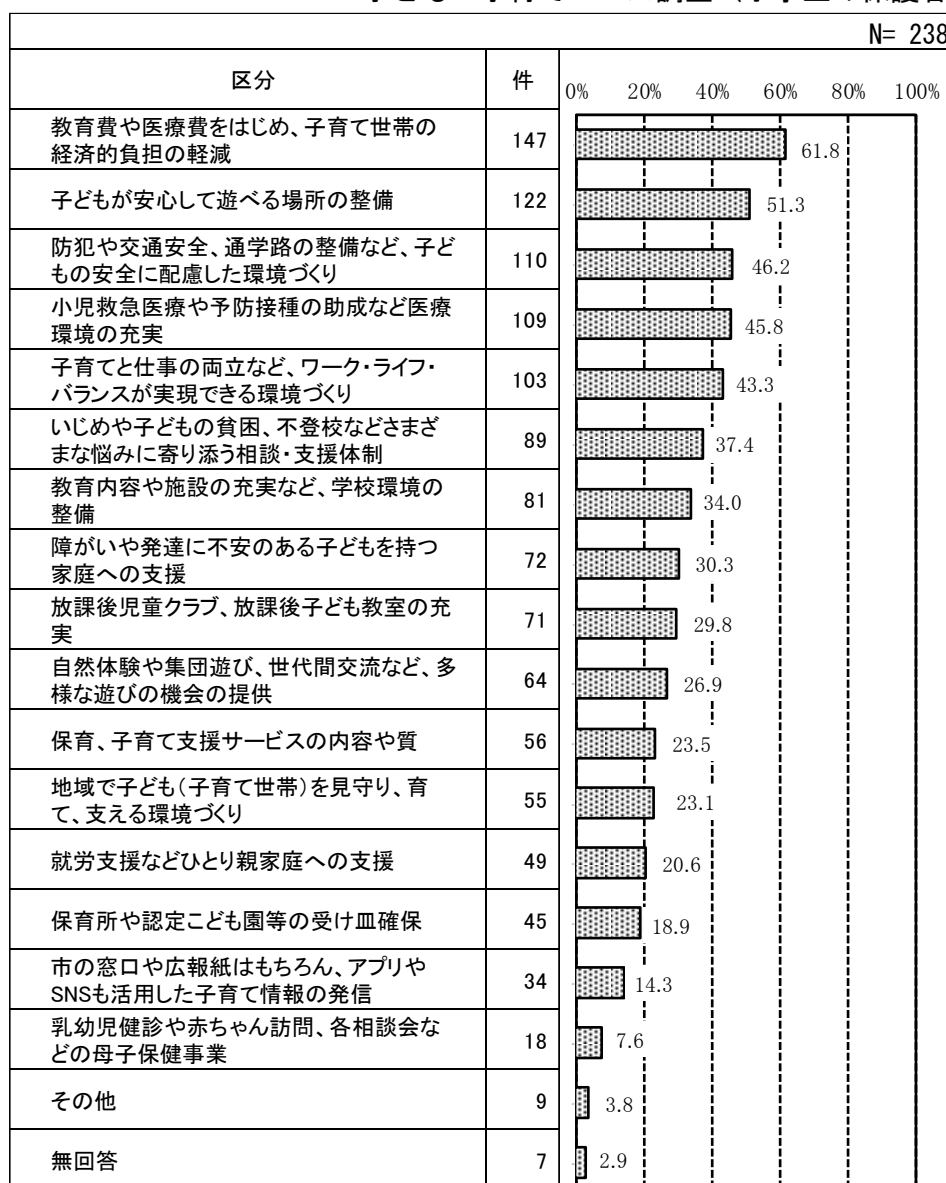
■伊達市が重点的に取り組むべき子育て支援対策■（複数回答）

子ども・子育てニーズ調査（就学前児童の保護者）



■伊達市が重点的に取り組むべき子育て支援対策■（複数回答）

子ども・子育てニーズ調査（小学生の保護者）



このように、小学5年生・中学2年生の保護者、就学前学児童の保護者、小学生の保護者それぞれが子育てにかかる経済的な負担、こどもの教育費が大きな悩みであり、経済的負担の軽減が求められていることがわかります。

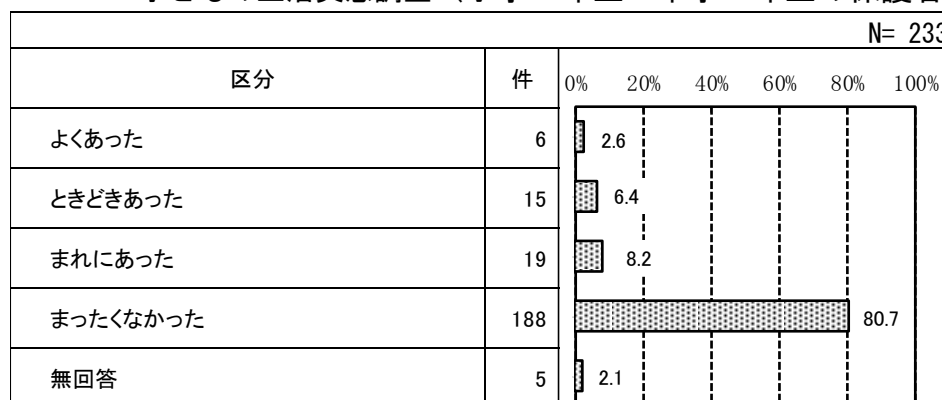
⑩ 経済的困窮

過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことの有無は「まったくなかった」が8割で、「まれにあった」「ときどきあった」「よくあった」の合計は2割近くになります。

過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことの有無は「まったくなかった」が7割以上で、「まれにあった」「ときどきあった」「よくあった」の合計は2割以上になります。

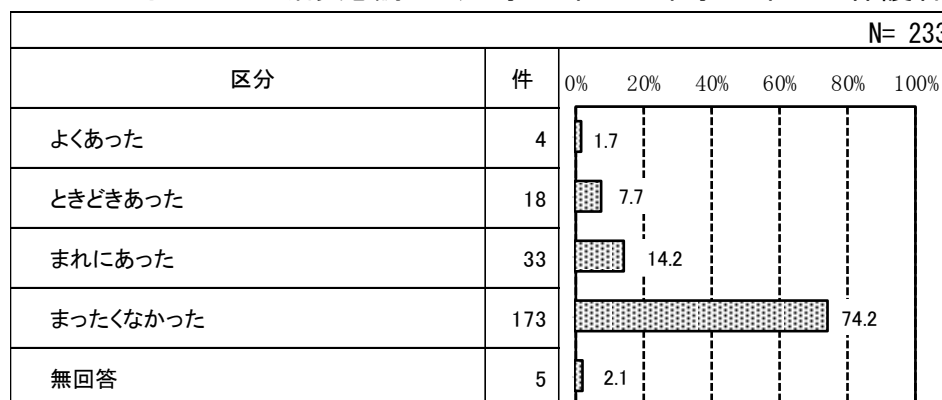
■家族が必要とする食料が買えないこと■

子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）



■家族が必要とする衣服が買えないこと■

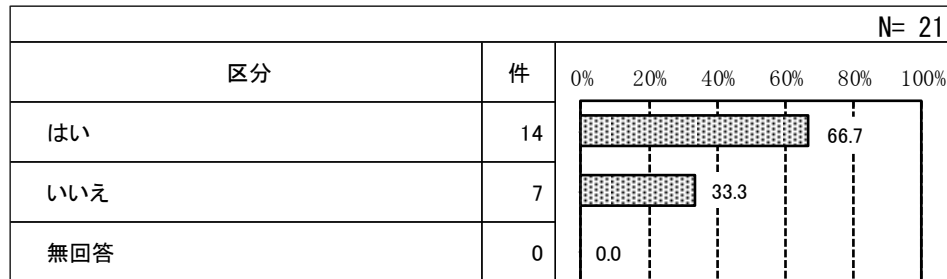
子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）



経済的に困窮するなど困難や課題のある家庭（困難な家庭）の子どもや保護者に接する機会
は、「はい」が7割近くとなっています。

■困難な家庭の子どもや保護者に接する機会■

支援機関等調査（保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校）



困難な家庭の子どもや保護者に対する支援の課題は、「学校（園）でどこまでかかわる必要があるのかが、わからない」が上位となっています。

■支援の課題■（複数回答）

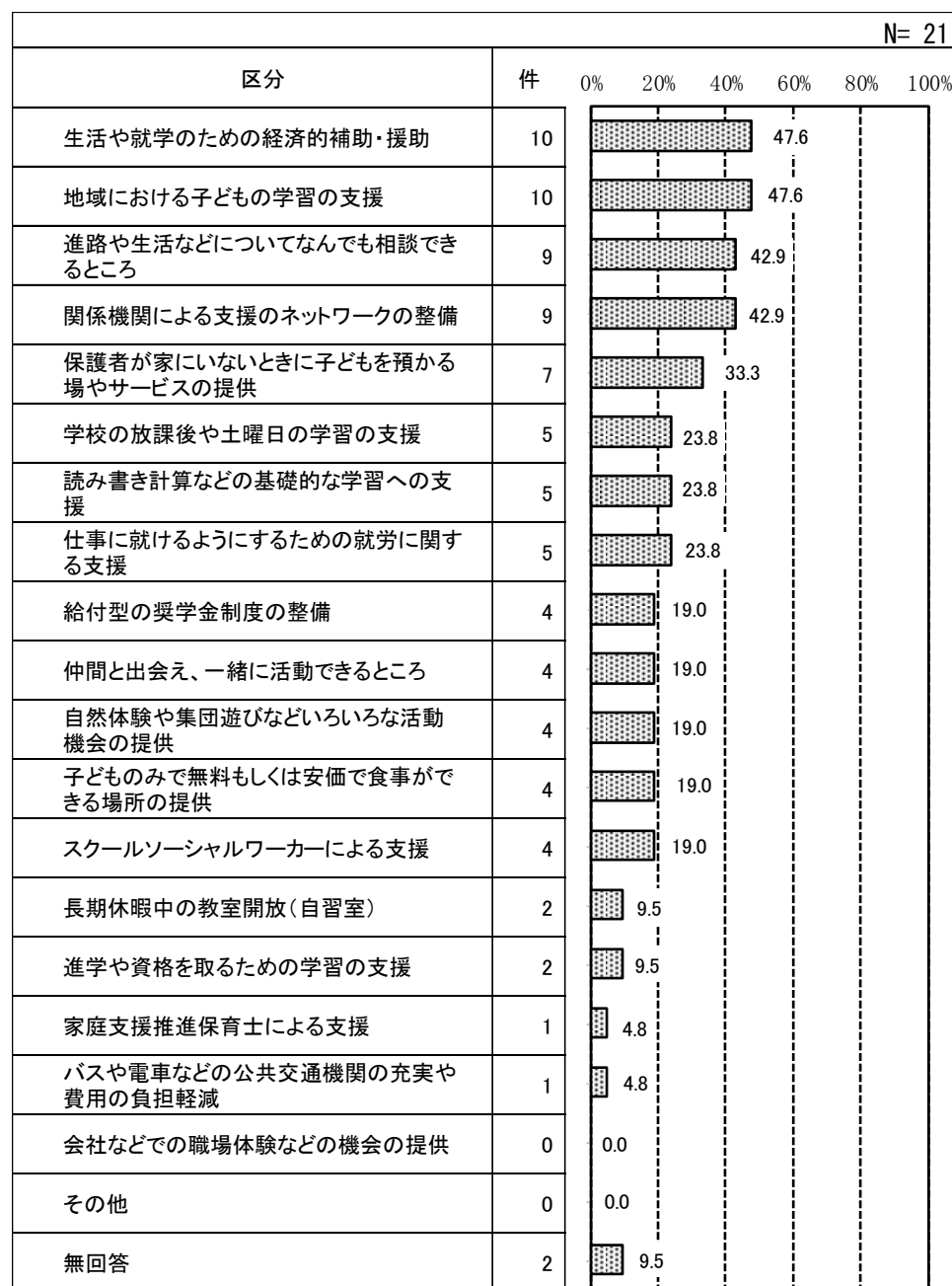
支援機関等調査（保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校）



また、困難な家庭の子どもや保護者への必要な支援は、「生活や就学のための経済的補助・援助」「地域における子どもの学習の支援」「進路や生活などについてなんでも相談できるところ」「関係機関による支援のネットワークの整備」が上位となっています。

■必要な支援■（複数回答）

支援機関等調査（保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校）



このように、経済的困窮に対する支援として、経済的援助のほか、学習支援や相談できることが求められています。また、「学校（園）でどこまでかかわる必要があるのか、わからない」「関係機関による支援のネットワークの整備」という回答から、園・学校等と関係機関の連携が求められていることがわかります。前述の経済的負担の軽減に加え、貧困対策を進めることが求められています。

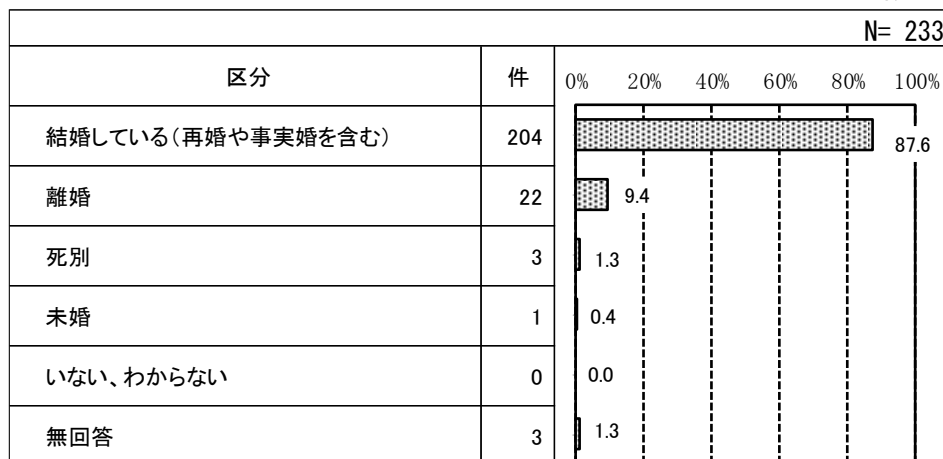
⑪ ひとり親世帯

保護者の配偶関係をみると、1 割近いひとり親家庭があるため、ひとり親の子育て世帯への理解と支援が求められています。

■親の婚姻関係■

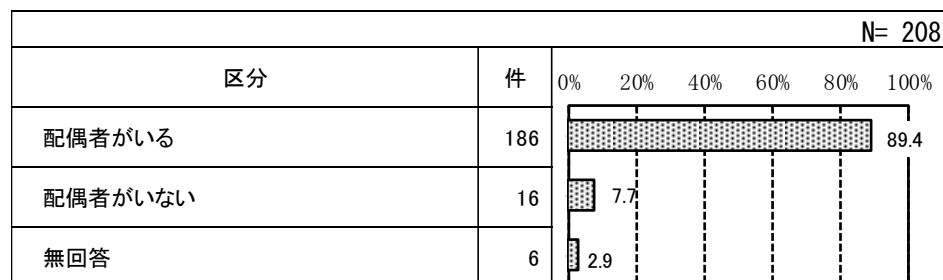
子どもの生活実態調査

(小学5年生・中学2年生の保護者)



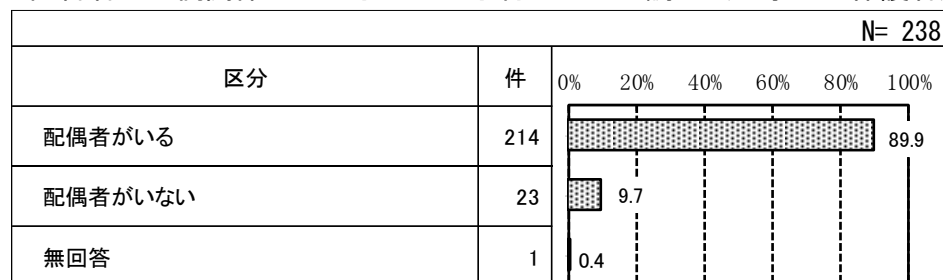
■回答者の配偶関係■

子ども・子育てニーズ調査(就学前児童の保護者)



■回答者の配偶関係■

子ども・子育てニーズ調査(小学生の保護者)

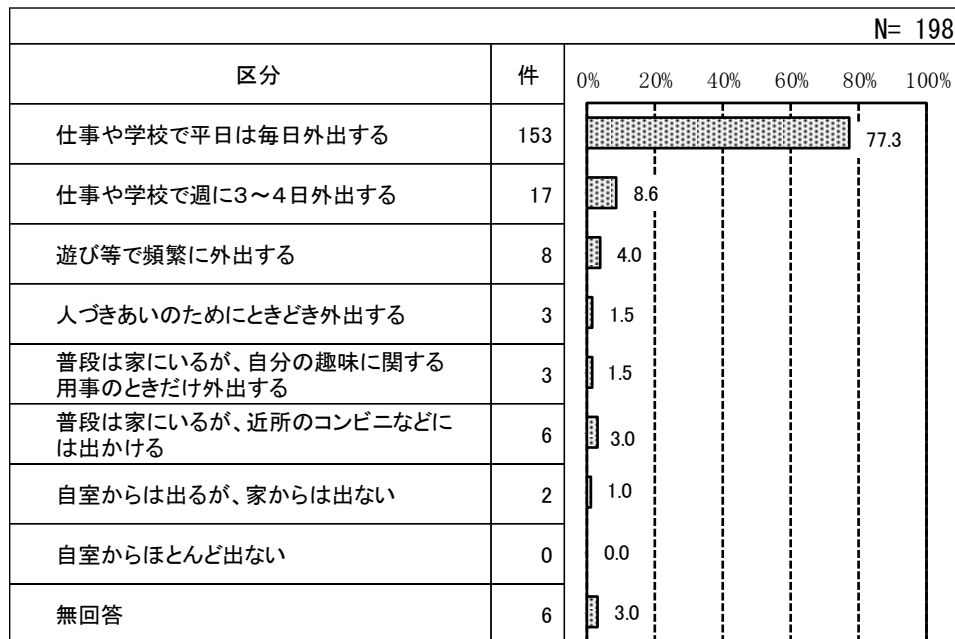


⑫ 若者の外出状況、家族以外の人との会話

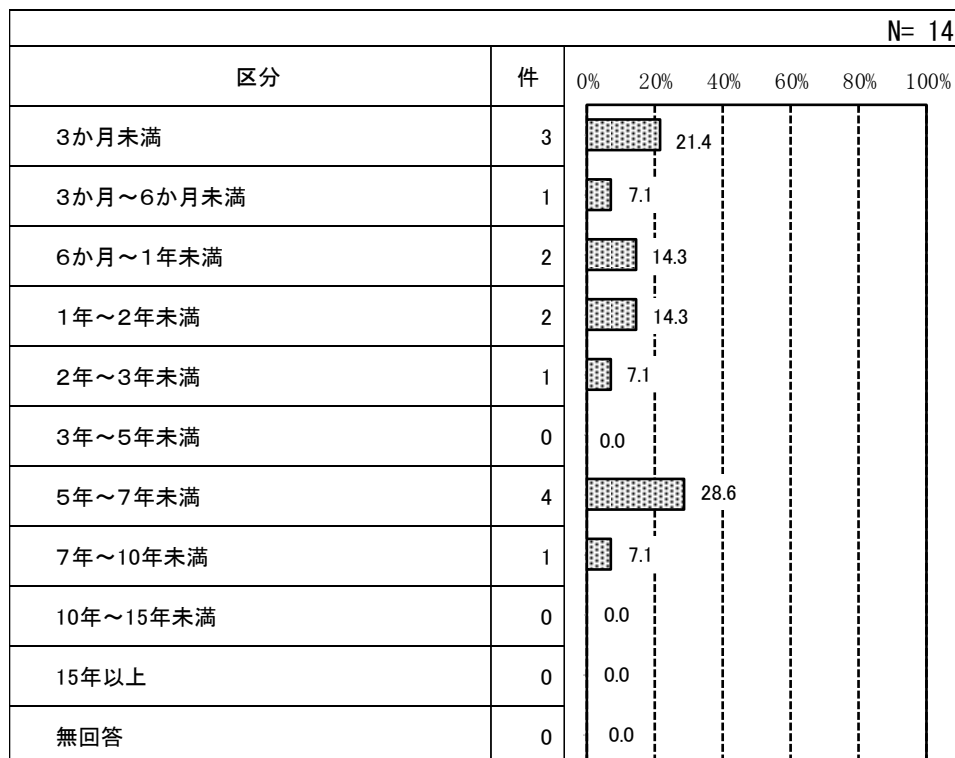
若者の普段の外出状況は、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が8割近くとなっている一方で、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」もわずかにみられます。

外出頻度の少ない回答者の外出状況が現在の状態となって、どのくらい経過したかについては、「5年～7年未満」が3割近く、「3か月未満」が2割以上となっています。

■ 普段どのくらい外出しますか ■ 若者の意識調査

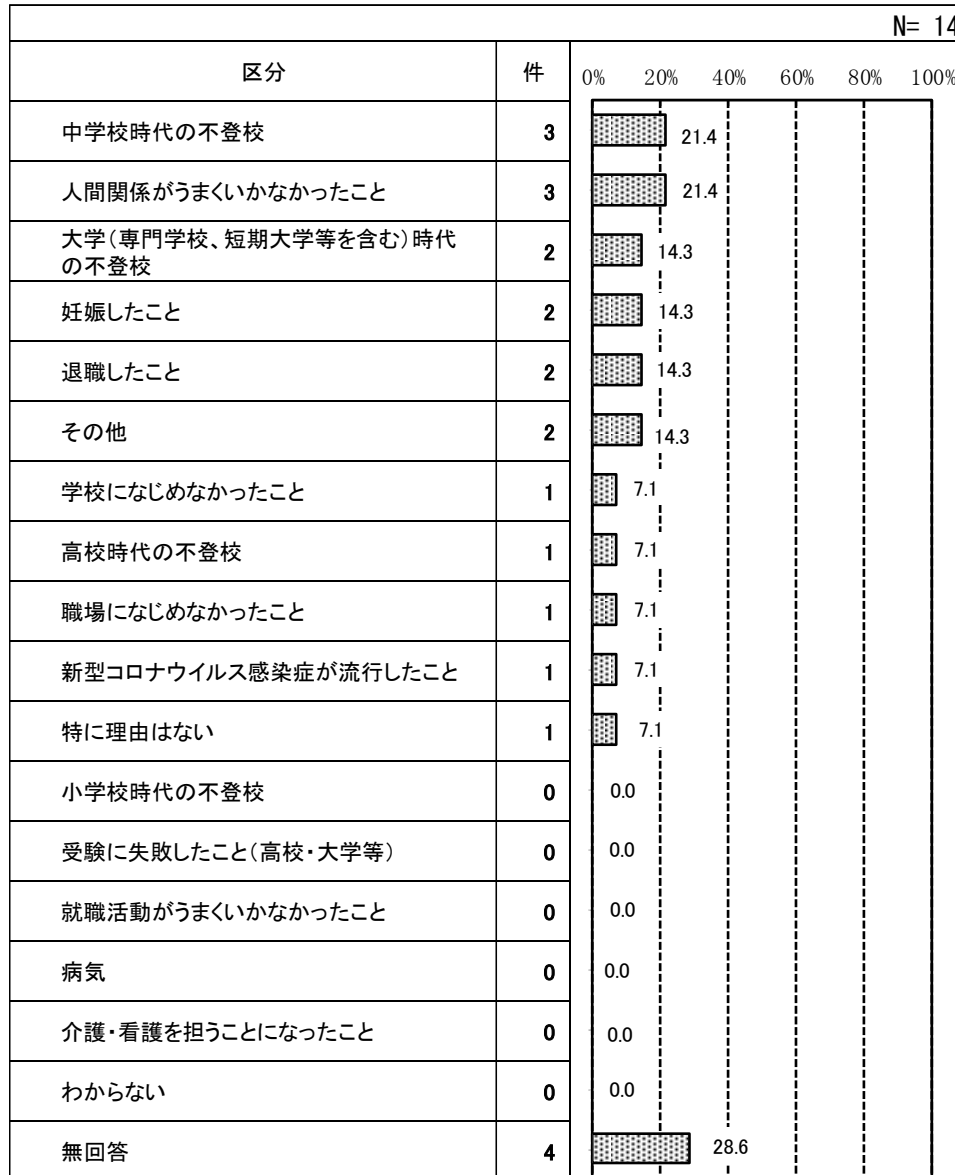


■ 外出状況が現在の状態となって、どのくらい経ちますか ■ 若者の意識調査

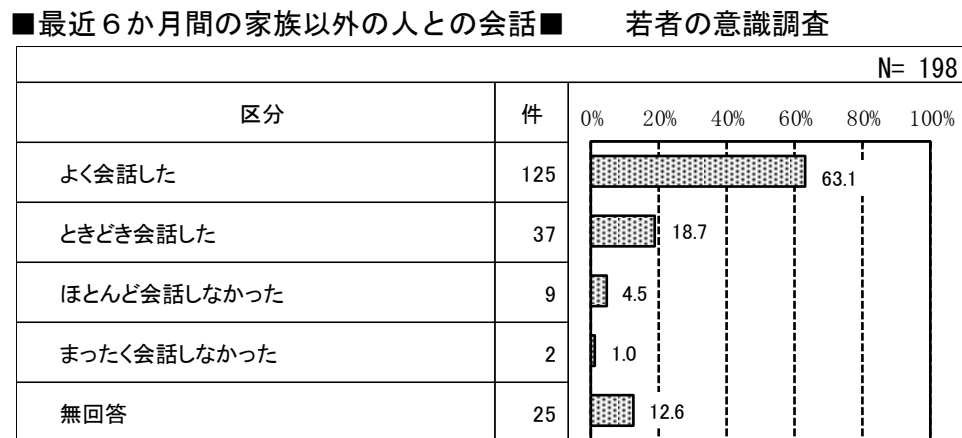


外出頻度の少ない回答者の外出状況が現在の状態になった主な理由は、「中学校時代の不登校」「人間関係がうまくいかなかったこと」「大学（専門学校、短期大学等を含む）時代の不登校」「妊娠したこと」「退職したこと」「その他」となっています。

■外出状況が現在の状態になった主な理由■（複数回答） 若者の意識調査



若者の最近6か月間の家族以外の人との会話の有無については、「よく会話をした」が6割以上、「ときどき会話をした」が2割近くである一方で、「ほとんど会話をしなかった」「まったく会話をしなかった」もみられます。



このように、少数ではあるものの外出頻度の少ない若者がいることがわかります。外出頻度の少ない若者は、現在の状態となって「5年～7年未満」となる回答が3割近くを占めており、現在の状態になった主な理由は、不登校がみられます。

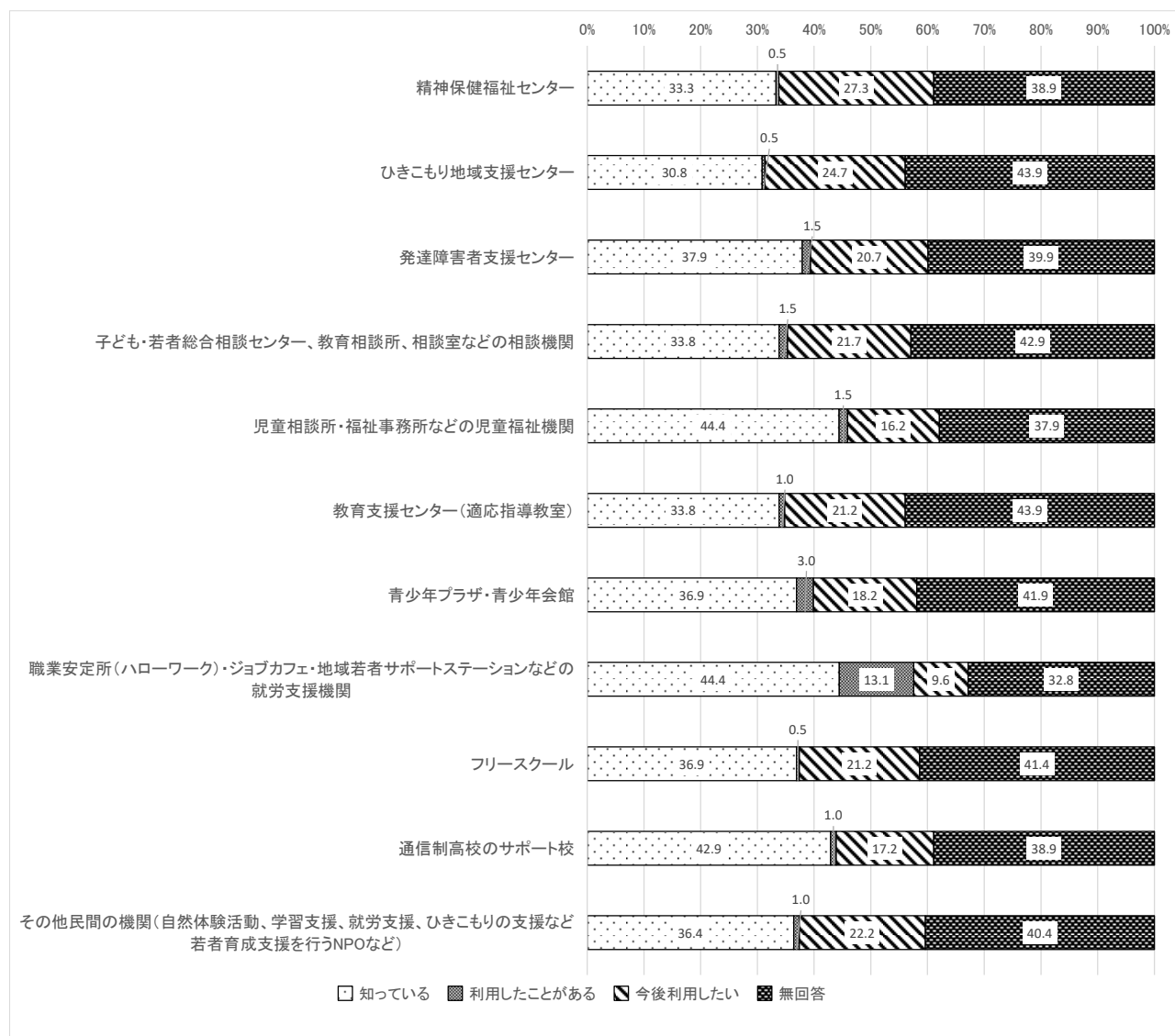
また、家族以外の人との会話でも、わずかに「ほとんど会話をしなかった」「まったく会話をしなかった」との回答がみられ、ひきこもり状態の若者がいることが確認できます。

⑬ 育成支援機関等

下記の図にある 11 の育成支援機関等についての若者の認知・利用の有無は、「知っている」が3～4割を占めるものの、「利用したことがある」では、「職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」1 割以上、それ以外はわずかとなっています。「今後利用したい」ではどの育成支援機関等も約 1～3 割程度となっています。

これらの育成支援機関等の認知度は高いものの、実際の利用はわずかであることがわかります。「利用したことがある」「今後利用したい」との回答がみられることから、必要とする人がいることがうかがえます。若者が希望をもって過ごせるよう、社会復帰できるように必要な措置を検討する必要があります。

■ 育成支援機関等の認知・利用 ■ 若者の意識調査



⑭ 近所との関わりと学校行事等への参加

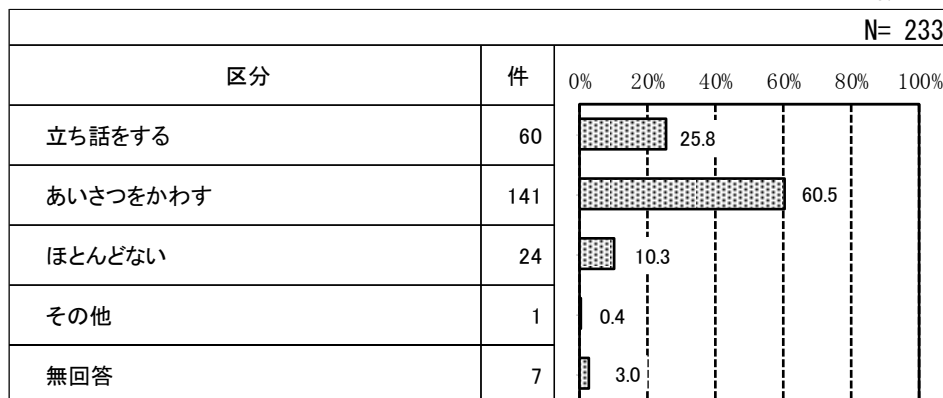
近所との関わりについて、「あいさつをかわす」が約6割、「立ち話をする」が約3割ある一方で、「ほとんどない」もみられます。

学校行事等への参加をみると、「授業参観や運動会などの学校行事」は「よく参加している」が8割以上ですが、「PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなど」は「よく参加している」の割合が低下し、「ときどき参加している」の割合が上昇します。

ここから、近所や学校行事等への最低限の付き合いはするが、それ以上に積極的には関与しない傾向があり、地域との関わりの希薄化が懸念されます。子育て中の保護者が孤立することがないように、身近な地域における相談機能を強化していくとともに、子育てを支援することが求められています。

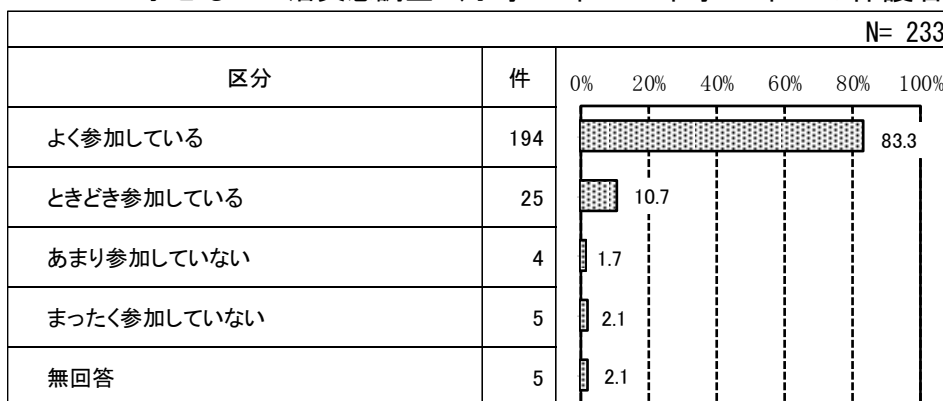
■近所の方との交流■ 子どもの生活実態調査

(小学5年生・中学2年生の保護者)



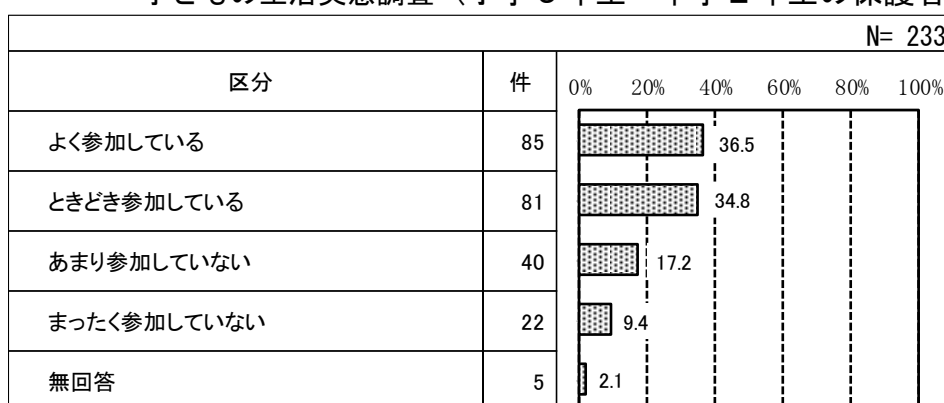
■授業参観や運動会などの学校行事への参加■

子どもの生活実態調査 (小学5年生・中学2年生の保護者)



■ P T A活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加■

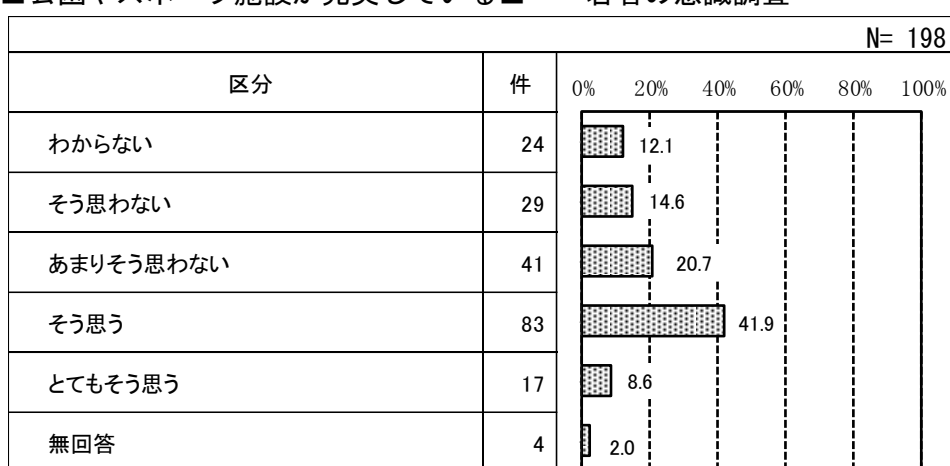
子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）



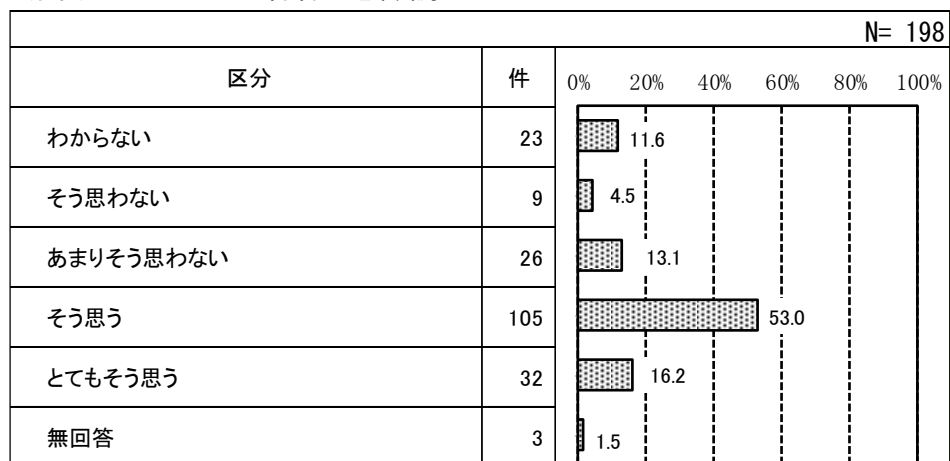
⑮ 暮らしやすい環境

伊達市での暮らしについての回答をみると、公園・スポーツ施設、治安、自然環境について肯定的な評価をもっていることがわかります。ここから、このような利点を活かした、こども・若者と子育て世帯の暮らしやすい環境整備につながる取り組みが求められています。

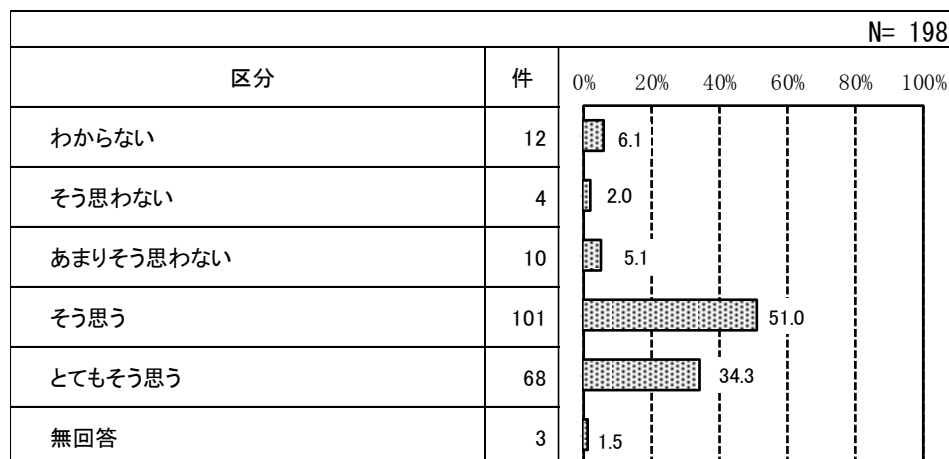
■公園やスポーツ施設が充実している■ 若者の意識調査



■治安がよい■ 若者の意識調査



■自然豊かである■ 若者の意識調査



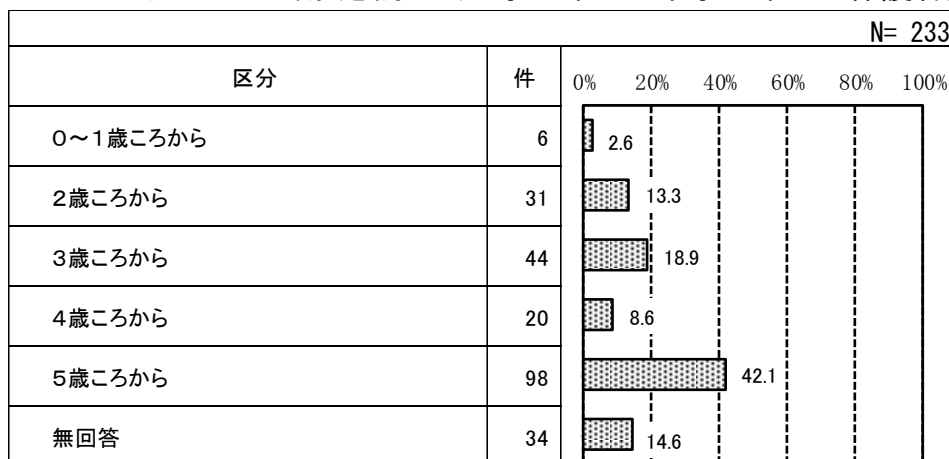
⑩ 携帯電話・スマートフォン・タブレット等

子どものスマホやタブレットの利用について、「ある」は9割以上を占めています。何歳のときから使用しているかについては、「5歳ころから」が4割以上、「3歳ころから」が2割近く、「2歳ころから」が1割以上となっています。

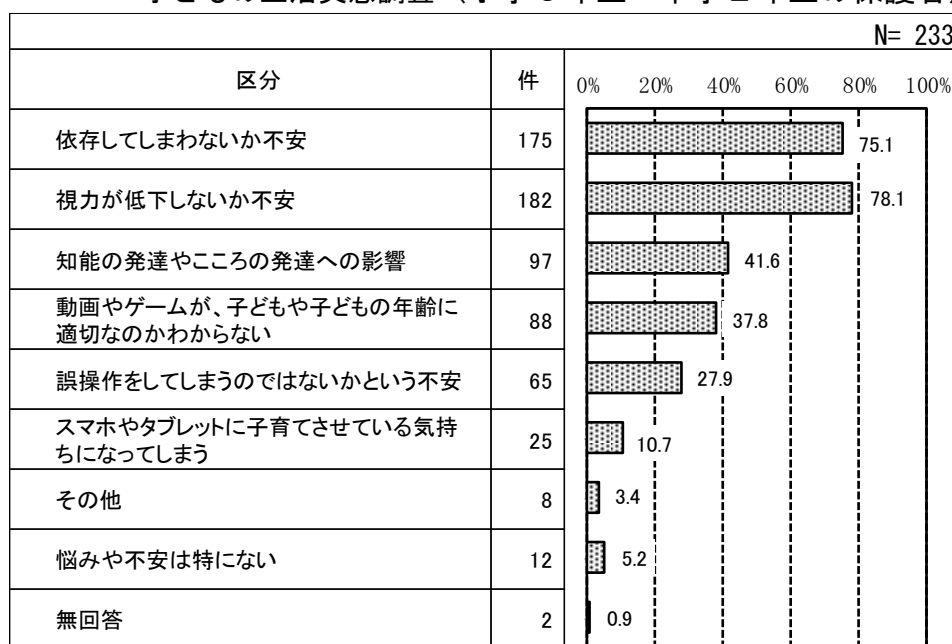
スマホやタブレットを与えることへの悩みや不安は、「視力が低下しないか不安」「依存してしまわないか不安」が8割近く、「知能の発達やこころの発達への影響」と「動画やゲームが、子どもや子どもの年齢に適切なのかわからない」が4割前後となっています。

■何歳のときからスマホやタブレットを使用していますか■

子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）

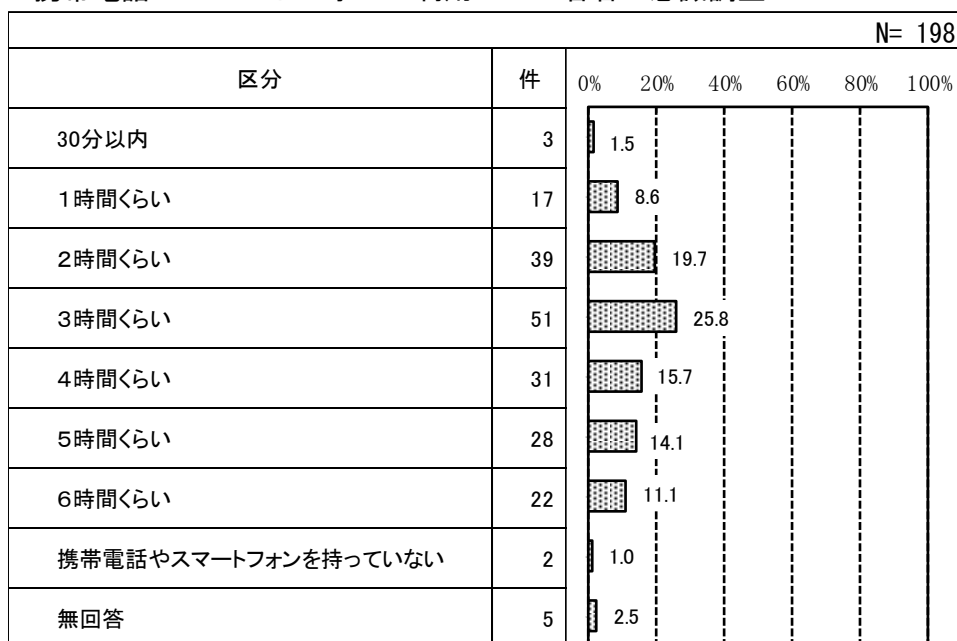


■スマホやタブレットを与えることに関する悩みや不安■（複数回答）
 子どもの生活実態調査（小学5年生・中学2年生の保護者）



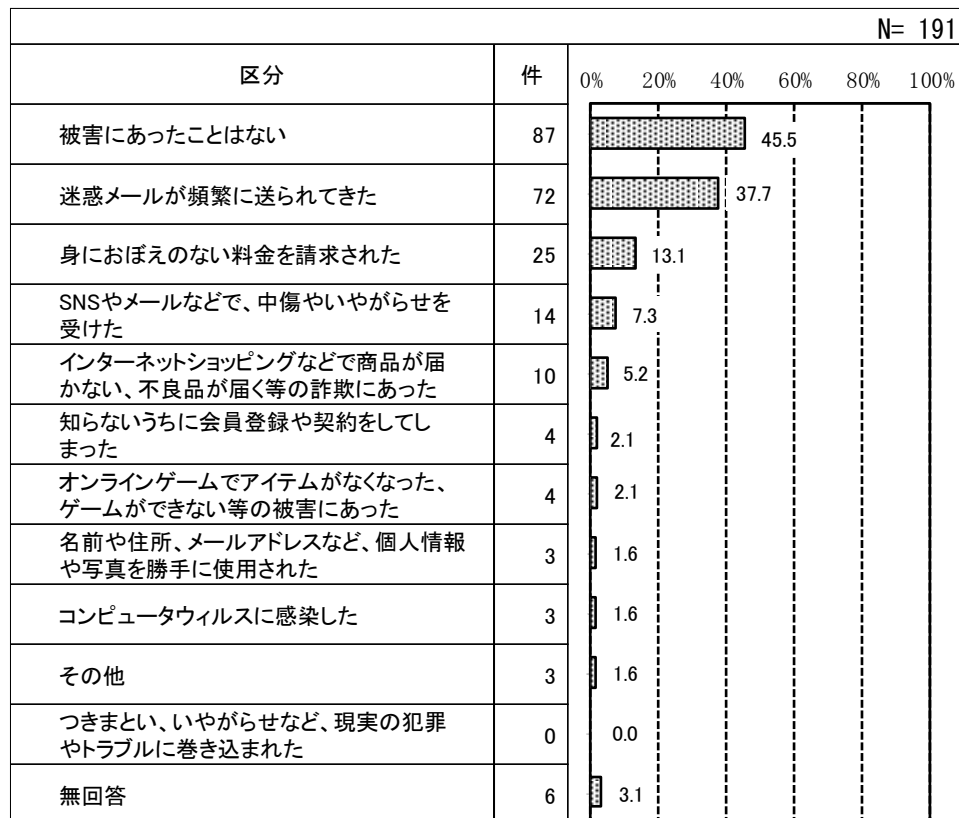
若者の携帯電話・スマートフォンの学校や仕事以外での1日あたりの平均使用時間は、「3時間くらい」「2時間くらい」「4時間くらい」がそれぞれ2割前後で、「5時間くらい」も1割以上となっています。

■携帯電話・スマートフォンの利用■ 若者の意識調査

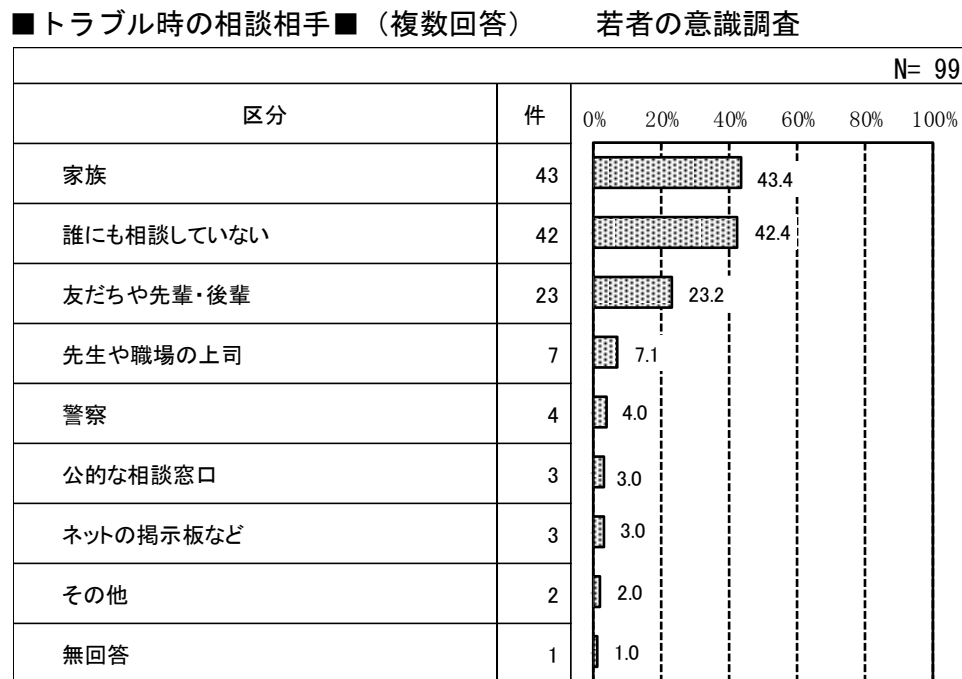


インターネット利用時のトラブル経験については、「被害にあったことはない」が5割近くを占めるものの、「迷惑メールが頻繁に送られてきた」が4割近くで、「身におぼえのない料金を請求された」「SNS やメールなどで、中傷やいやがらせを受けた」もみられます。

■インターネット利用時のトラブル■（複数回答） 若者の意識調査



トラブル時の相談相手については、「家族」と「誰にも相談していない」が4割以上、「友だちや先輩・後輩」が2割以上となっています。トラブルに対し「公的な相談窓口の利用」はわずかです。



このように、子育て世帯や若者の携帯電話・スマートフォン・タブレット等は広く利用されていることがわかります。保護者のこどものスマホやタブレット利用に対する悩みや不安は、「視力が低下しないか不安」「依存してしまわないか不安」が多数あり、学校教育におけるタブレットの活用や保護者のスマホによる子育てアプリの利用等が日常化している状況において、こどもに対する情報端末の使い方や保護者への正しい活用方法の周知が求められています。

また、インターネット利用時のトラブルへの対処方法の周知や公的な相談機関の利用の促進も求められています。

第4章 市全体でこども・子育てを支える施策の推進

第1節 計画の基本理念

本市では妊娠期から子育て期まで寄り添いながら切れ目なく子育てを支える「伊達市版ニューボラ事業」を平成29年度から市全体で取り組んでいます。この取り組みは、すべてのこどもたちが生涯にわたって幸福な生活が送れるようこどもの健やかな育ちを促すこと、そして、こどもの健やかな育ちの第一義的役割を果たす保護者が安心して子育てができ、子育ての楽しさや喜びを感じられることを目指し様々な施策に取り組んできました。そして、こどもの健やかな成長を願い、子ども・子育て支援のための施策を総合的、継続的かつ安定的に推進するとともに地域みんなで子育てを支えることを目指して、令和6年4月1日に「伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例」を制定しました。

こども・若者が健やかな育ちや学びをするためには、これまで以上に、家庭や地域、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、学校、事業所などがこども・若者の視点に立ち、こども・若者を支える社会を構築していく必要があります。こども・若者がその環境に関わらず、地域において、いきいきとした生活を送ることができ、また、その可能性や創造性を育み、地域の一員として自立することを地域全体で支援していかなければなりません。

本計画を策定するにあたり実施したアンケートでは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに本市の子育て支援の取り組みに対して、“満足”と回答した割合が“不満”を大きく上回っており、市の取り組みが高く評価されています。今後も、すべてのこども・若者がその権利を守られ、最善の利益を享受できるような社会の構築を図るとともに、子育てを地域全体で支えていくことのできるまちの実現に向けて、本計画における基本理念を「こども・若者が笑顔で健やかに育ち、みんなが輝ける地域共生のまち」と定めます。

■計画の基本理念■

こども・若者が笑顔で健やかに育ち、
みんなが輝ける地域共生のまち

第2節 基本目標

(1) 基本目標1 こどもの心身の健やかな成長の支援の充実

こどもの成長は家庭のみならず、保育園や認定こども園、幼稚園、学校や地域などこどもの暮らしのあらゆる場面で築かれる人間関係の中で育まれます。みんなから愛され、応援されることでかけがえのない存在であるとこどもたちは認識し、元気に生き抜く力をつけていきます。その土台は乳幼児期から人との信頼関係を築く愛着形成と良い生活習慣を身につけていることであり、こどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で過ごすことにつながります。

保健・福祉・幼児教育・学校教育が連携しながら子育て家庭へより質の高い支援を行い、未来を生きるこどもの生きる力の育成に努めます。

加えて、子育て家庭の健康づくりを推進し保護者等の健やかな暮らしを支援を進めます。

※「ウェルビーイング」とは、身体的に良好なだけでなく、心身ともに満たされた状態を表す概念のこと。

(2) 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備

家庭はこどもの健やかな育ちの第一義的役割を果たすのですが、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進んだことで、こどもへの接し方や育て方に戸惑う保護者も少なくありません。また、子育てに関する多くの情報に触れることができるようになった反面、誤った情報等で保護者の不安がさらに増大することもあります。

子育てにおける保護者の不安を解消するため、子育て家庭に寄り添いながら支援する体制の充実と正しい情報の提供を行い、子育てを前向きにとらえられるよう支援します。

また、共働き世帯の増加もあり保育ニーズは高まっています。保護者が安心して子育てができ、仕事等と両立できる質の高い環境の整備を図ります。

(3) 基本目標3 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

こどもの成長は保護者はもちろん、誰にとっても喜ばしいものです。こどもは一人ひとり異なる資質や特性を有しており、おかれている環境も異なるので、一人ひとりに合わせたきめ細かい支援の提供が求められています。

こどもたちの健やかな育ちが妨げられないようにこども・若者の権利の尊重・保護に努めるとともに、地域も含め関係機関が連携しながら支援が必要なこども・若者の早期発見と適切な支援を進めます。

(4) 基本目標4 こどもの育ちを支える経済的支援の継続

子育てにかかる経済的な負担感を訴える割合は高く、このことは子育ての負担感や少子化につながる要因ともなるため、すべての子育て家庭へ経済的支援が必要になります。

特に、経済的困難を抱える家庭への支援やひとり親家庭への支援を図り、貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となるこどもの学びを支援します。また、こども・若者の貧困について、その状況を把握するなど、必要な対応を進めます。

(5) 基本目標5 若者が希望をもって過ごせる支援の推進

若者が未来に希望を持てる社会をつくるためには、若者にとってチャンスの多い社会環境を創り出すこと、自ら未来を切り開いていく若者を育てていくことが求められます。全ての若者が、「生まれた家庭」の経済力や性別など自ら選択できない条件に左右されることなく、試行錯誤をしながら、学び、就労し、安定した生活基盤を構築できるよう必要な支援をします。

(6) 基本目標6 地域の子育て力を強化する施策の充実

かつての子育ては、保護者のみならず、親族や地域の人など、多くの人の関与がありましたが、核家族化やプライバシー意識の高まり等により、子育ては家庭の中で行われることが多くなっています。

こどもたちを取り巻く地域の自然や歴史、人との関わり等の中で行われる遊びや体験はこどもたちに健やかで心豊かな成長をもたらすとともに、子育て家庭が地域とつながるきっかけにもなります。

子育て家庭の社会的な孤立を防ぎ、ゆとりある子育てが可能となるよう、行政のみならず、地域全体でこどもやその保護者を見守る体制づくりを進めます。

(7) 基本目標7 こどもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

市民が安心して暮らせる環境づくりはまちづくりにおける基本の取り組みの1つです。全国的に気候変動が要因の1つとも考えられる大規模な災害も毎年発生しています。普段からの災害に対する備えを充実するとともに、発災時にも必要な支援が提供できるような支援体制を構築しておく必要があります。

こどもから高齢者まで、すべての市民の安全・安心を守るための取り組みを進めていき、子育てしやすいまちづくりに向けて市全体で取り組んでいきます。

■計画の基本理念と基本目標■

【基本理念】

こども・若者が笑顔で健やかに育ち、
みんなが輝ける地域共生のまち

【基本目標】

基本目標 1

こどもの心身の健やかな成長の支援の充実

- ①こどもの健やかな育ちの推進
- ②子育て家庭の健康づくり
- ③食育の推進
- ④心と体の健全育成の推進
- ⑤こども・若者と子育て家庭の居場所づくり

基本目標 5

若者が希望をもって過ごせる支援の推進

- ①仕事と生活の調和の促進
- ②若者の住まいと健康づくり
- ③こども・若者の意見の反映

基本目標 2

子育て家庭をサポートする環境整備の推進

- ①相談支援体制の充実
- ②教育・保育の充実
- ③子育て情報の提供
- ④子ども・子育て支援制度によるサービス提供
(第3期子ども・子育て支援事業計画)

基本目標 6

地域の子育て力を強化する施策の充実

- ①地域の子育て力の強化
- ②子育て家庭の地域参加の推進

基本目標 3

一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい
支援の充実

- ①障がいや発達に偏りのあるこども・若者への支援
- ②要保護児童対策
- ③外国籍のこどもへの支援
- ④ヤングケアラーへの支援
- ⑤医療的ケア児及びその家族に対する支援

基本目標 7

こどもと子育て家庭の安全・安心な生活
環境の確保

- ①こどもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備
- ②こどもと子育て家庭の安全・安心の確保

基本目標 4

こどもの育ちを支える経済的支援の継続

- ①子育て家庭の経済的負担の軽減
- ②ひとり親家庭への支援

第3節 施策の展開

(1) 基本目標1 こどもの心身の健やかな成長の支援の充実

① こどもの健やかな育ちの推進

地域のつながりの希薄化や就労環境の変化等により、子育て中の保護者を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに伴う保護者の様々な負担はこれまで以上に大きくなっています。特に負担が大きい乳幼児期は生涯にわたる幸福（ウェルビーイング）の基礎をつくる非常に重要な時期となります。そのため母子保健と幼児教育が連携し子育て家庭を支えながらこどもの健やかな育ちを促す質の高い支援の提供とサービスの確保を進めていきます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	伊達市版ネウボラ事業	妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型支援を行い、乳幼児期からの愛着形成を基盤とした関わりや、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう生活習慣の大切さを伝え、保護者が安心して子育てができ、子育ての喜びを実感できるよう支援します。	ネウボラ推進課
2	母子健康手帳の交付	妊娠届出書の提出時に、母子健康手帳の交付を行いながら担当のネウボラ保健師が面接し、顔の見える関係を築くことで妊娠期から子育て期まで寄り添いながら支援します。	健康推進課
3	新生児聴覚検査	先天性聴覚異常を早期に発見し、早期に治療や療育につなげ適切な支援が受けられるようにするために、医療機関にて新生児聴覚検査を実施します。	健康推進課
4	乳児家庭全戸訪問事業	概ね2か月までの乳児のいる家庭へネウボラ保健師が訪問し、乳児の発育発達の確認を保護者と一緒に行い、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。訪問を通して、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。	健康推進課
5	乳幼児健康診査	4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月の時期に保護者と一緒にこどもの発達・発育の確認を行い、乳幼児からの生活習慣病予防のための指導等を行います。経過観察が必要な場合は、各種健診・健康相談の場を活用した助言・指導を行います。健診未受診者に対しては受診勧奨を行います。	健康推進課
6	幼児歯科健診	幼児健康診査と同時に歯科医師及び歯科衛生士により歯の萌出 [*] や口腔内を観察し、正しいかみ合わせやむし歯予防を推進します。健診未受診者に対しては受診勧奨を行います。	健康推進課
7	訪問指導、健康相談	子育ての悩み等を電話、来所などで相談を受け必要に応じて助言・指導することで、安心して子育てができるように支援します。伊達市版ネウボラ事業の実施により、きめ細やかな相談機会の充実を図ります。	健康推進課
8	ブックスタート事業・読み聞かせの支援	4か月健診時に乳児に絵本をプレゼントしながら、読み聞かせの支援を行う「ブックスタート事業」を継続的に実施します。	生涯学習課
9	親子で楽しむ読み聞かせ事業	就学前のこどもと親が定期的に絵本に触れる機会を作ることで、絵本の読み聞かせによる親子のコミュニケーションの増加や想像力・表現力の向上、豊かな感情の醸成を図ります。	こども未来課

^{*}「萌出」とは、歯が生えてくること。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
10	予防接種事業	乳幼児から高校生までを対象に、予防接種法で定められた予防接種を実施します。また、15 歳以下のこどもや妊婦にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。	健康推進課
11	事故防止のための啓発	誤飲、転倒、やけどなどの事故防止のため、乳幼児健康診査や相談会等で知識の普及啓発を行います。	健康推進課
12	フッ化物洗口事業	こどものむし歯予防と生涯にわたる健康な永久歯の保持のため、就学前集団施設に属する 4 歳以上の幼児及び市立小学校の全児童の希望者に対し、定期的なフッ化物洗口を実施します。	健康推進課

② 子育て家庭の健康づくり

こどもの育ちは家族の健康等様々な状況に影響を受けます。特に母親の健康状態がこどもに与える影響は大きく、母子保健施策はもとより健康増進施策を進めていく必要があります。また、家族みんなが健康でなければ家庭は安定しません。「伊達市版ネウボウ事業」を推進する中で「家族みんなの健康づくり」の視点を取り入れて健康増進施策を推進することが重要です。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）	妊婦と胎児の健康保持・増進を図るため、医療機関で妊婦の健康状態の把握と保健指導を行います。また、産婦の心身の状態の把握と保健指導を行うため産婦健康診査を行います。	健康推進課
2	妊婦歯科検診	妊婦の歯科疾患の予防と早期発見・早期治療につなげるため、妊婦歯科検診を行います。出産前から乳幼児のむし歯予防に対する意識を高めます。	健康推進課
3	妊婦にやさしい遠方出産支援事業	安全・安心に妊娠・出産ができるようにするため、出産時に最寄りの産科医療機関まで移動に概ね 60 分以上かかる妊婦に対し、交通費及び宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担軽減を図ります。また、今後、自宅から最寄りの医療機関まで概ね 60 分以上かかる妊婦が妊婦健診を受ける際移動にかかる交通費の助成を行うことも検討します。	健康推進課
4	訪問指導	妊娠 32 週以降にすべての妊婦へ育児パッケージを贈呈しながら訪問し、家族の健康を把握し安心して出産できるよう支援します。また、常に家族や実家等こどもに関わる人々の健康状態に気を配り、必要に応じて助言等を行います。	健康推進課
5	産後ケア事業	出産後 1 年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。助産師等が家庭訪問するアウトリーチ型、医療機関・助産所等へ通うデイサービス型、数日宿泊するショートステイ型があります。市では、生活の場である家庭で、産婦・家族に寄り添った支援ができるアウトリーチ型に力を入れて実施しています。	健康推進課
6	子宮頸がん検診	20 歳以上の偶数年齢の女性を対象に、指定医療機関で子宮頸部の細胞診を実施します。妊婦健康診査においても、同じ内容で妊娠初期に実施します。若い世代の受診率向上を図ります。	健康推進課
7	乳がん検診	40 歳以上の偶数年齢の女性を対象に指定医療機関でマンモグラフィーを実施します。受診率の向上を図ります。	健康推進課

③ 食育の推進

食は日々の健康を支える基本の1つです。妊娠期における栄養不足や食の偏りは胎児の成長に影響を及ぼすほか、乳幼児期における食習慣は、生涯における生活習慣に大きな影響を与えます。特にこどもの肥満は大人の肥満に移行しやすく、生活習慣病の発症につながります。

小さいうちから良い食習慣を身につけ、すべての市民が日々の食を通して、自らの健康を守ることができるよう、食育を推進します。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	家庭における食生活の啓発	乳幼児健診や相談会等の機会を通じ、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本に、家庭生活における望ましい生活リズムや食習慣のあり方について啓発します。	健康推進課
2	7か月児健康相談会・1歳児健康相談会	乳児の離乳食開始から幼児食への食の自立に向け、成長に合わせた望ましい食習慣を身につけることができるよう支援します。あわせて、食事は心の成長にもつながることから、家族などと一緒に楽しく食べることを進めます。	健康推進課
3	学校における食育の啓発	栄養教諭・栄養技師による食に関する指導や試食会を実施します。	学校教育課 学校給食センター
4	食育普及啓発（次世代アプローチ）	うす味に慣れる生活習慣を身につけることができるよう、次世代からの栄養バランスがとれた食事と減塩対策を啓発します。	健康推進課

④ 心と体の健全育成の推進

すべてのこどもが希望を持って自立的に自分の未来を切り拓くことができるよう、知識の習得のみならず、豊かな人間性や心身の健康を守るための意識づけなどが求められています。今後も、こどもの「精神的な自立」・「生活上の自立」・「学びの自立」を促すことで、「生きる力の育成・向上」を図ります。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	キャリア教育の実施	通学合宿（小学5年生）や福祉施設でのボランティア体験・福祉学習（中学1年生）、職業体験（中学2年生）等のキャリア教育を通じ、生徒の自立心や勤労・職業観の育成を図ります。	学校教育課 生涯学習課
2	吹奏楽きらめき事業	音楽を通じて市民に希望を与えるとともに、学校外における地域とのつながりを感じられるよう、児童・生徒による音楽活動を支援します。	学校教育課
3	青少年育成市民会議事業	中学2年生を対象とした立志式、少年の主張発表を行う青少年育成推進大会の開催など、社会で生き抜くために大切なことを感じてもらう機会を提供することで、青少年の健全育成に努めます。	こども未来課

⑤ こども・若者と子育て家庭のこどもの居場所づくり

こどもたちの成長においては、こどもが自らの可能性を信じて今を生き、前向きに挑戦しながら未来を切り拓いていけるような環境づくりは重要です。私が「大事にされる」「安心できる」「私らしくいられる」居場所は、こどもに限らず若者や保護者も含めた様々な人に必要な場となります。居場所となることを目的としてつくられた場のほかに、結果として居場所となることもあります。そこで様々な人と交流することで様々な学びや未来を切り拓いていく力を得ることができるのです。

こども・若者や子育て家庭にとって安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	産前産後サポート事業	妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、親同士の仲間づくりの場の提供を通して孤立感の解消と安心して妊娠・育児ができるようサポートします。	ネウボラ推進課
2	こども食堂への支援	気軽に立ち寄り、食事を通じた安心感の醸成や世代間交流の場などを提供し、こどもが健やかに成長できる環境づくりを行います。	ネウボラ推進課
3	地域交流の推進	幅広い年齢のこどもが集まり、無料で利用できる屋内運動場等において、地域のこどもの見守りや居場所づくりなど、地域交流を進めます。	こども未来課

(2) 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境整備の推進

① 相談支援体制の充実

子育てに心配事はつきものです。心配事の大きさにかかわらず、早いうちに対処し育児不安に陥らないようにすることはこどもの健やかな育ちに必要なことです。しかし、子育て世帯をとりまく様々な環境の変化により、子育て中の保護者が孤立しやすい状況がみられます。また、子育てにかかる心配事は複雑かつ深刻な状況もみられるようになっていきます。

子育てを取り巻く環境の変化に対応しながら、こどもとその保護者が誰一人として孤立することのないよう、気軽に相談できる体制を整えながら、こども・若者や保護者を取りまく保健・福祉・教育が連携し支援体制の充実を図ります。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	伊達市版ネウボラ事業	担当ネウボラ保健師、栄養士、助産師、公認心理師、相談員が妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートし安心して子育てができるよう相談体制の充実を図ります。	ネウボラ推進課
2	育児パッケージの贈呈	こどもの誕生を社会全体で祝福するために育児パッケージを贈呈します。訪問して贈呈することで出産育児の不安軽減と情報提供を行い相談支援体制の充実を図ります	ネウボラ推進課
3	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から、担当ネウボラ保健師等の専門職が寄り添い、面談や情報発信を行いながら継続的な支援を行い、必要な支援につなぐ伴走型支援の推進を図ります。	ネウボラ推進課
4	利用者支援事業（こども家庭センター型）	こども家庭センターにおいて母子保健（予防）と児童福祉（問題解決）の一体的な支援を行い、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、その家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。	ネウボラ推進課
5	地域子育て相談機関	核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、不安や悩みを抱えて子育てに取り組んでいる世帯に対し、不安解消や状況把握の機会を増やす窓口の整備を検討します。	こども未来課
6	関係機関の連携体制の構築	こども家庭センターでの相談体制の充実を図り、妊娠期から子育て期への不安を軽減するとともに、保健・福祉・教育のネットワークを構築し、より支援が必要な人への支援強化を図ります。	ネウボラ推進課
7	「子育て・就学」相談支援事業	新学齢児への就学前学校生活適応検査と教育相談を早期に実施するとともに、園との連携により年中児の段階からの子育て相談を実施します。また、学校教育課相談支援員による園や学校への訪問を通して、こどもの基本的な生活習慣形成に関する啓発や特別支援教育への指導助言を行います。	学校教育課
8	教育相談	児童生徒の悩みや問題等の早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童生徒及び保護者の教育相談にあたります。	学校教育課

② 教育・保育の充実

こどもの健やかな心身の成長のみならず、子育て中の保護者が安心し、預け働けるための取り組みとして、地域子ども・子育て支援事業を進めていきます。また、こどもや保護者を継続して支援するために幼児教育・学校教育・児童福祉が連携しながら教育・保育の質の向上を図ります。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	時間外保育事業（延長保育）	保護者の勤務時間と通勤時間などの事情を考慮して、保育時間の延長を実施します。今後も利用ニーズが高まっていくことが見込まれることから、引き続き受け入れ体制の確保に努めます。	こども未来課
2	一時預かり事業	教育時間の前後に、在園時の預かり保育を実施します。（幼稚園型）。また、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、認定こども園等で一時的に預かります（一般型）。認定こども園等と連携を図るとともに、サービスの提供体制の強化に努めます。	こども未来課
3	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病気にかかっている、または病気の回復期にあるこどもの保育を実施します。本事業を必要とする保護者のニーズに対応できるよう、引き続き事業の提供体制の強化を図ります。	こども未来課
4	休日保育事業	保護者の就労形態が多様化している中で、休日に保育所等でこどもを保育する事業です。	こども未来課
5	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等に通っていない満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間まで利用できる通園制度です。令和8年度の本格実施を前に、本市では令和6年度より試行的に実施しています。	こども未来課
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館等を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を提供し、安心できる場所となることで児童の健全な育成を図ります。利用を希望するすべての児童が利用できるよう、職員の確保等を進めます。また、放課後子ども教室との連携も引き続き検討します。	こども未来課
7	伊達市幼児教育協議会の開催	市内すべての園と伊達市のめざす伊達っ子*の姿を共有し、遊びを通じた学びである幼児教育について共に学びを推進します。また、保育の在り方や園運営等について共有する場を設け、様々な関係機関と連携しながら幼児教育の質の向上を目指します。	こども未来課
8	乳幼児保育の充実	市内すべての園と共に、乳幼児期の土台となる育ちを支えるため、愛着形成と遊びの充実を目指した研修会の開催に取り組みます。さらに公立園は、組織的な研修や研究体制を整え、理論に基づいた実践を市内園と共有することで伊達市の幼児教育全体の質の向上に努めます。	こども未来課
9	教育の充実と学力の向上	児童・生徒の教育環境を整え、わかる・できる授業づくりを進めます。2年に1度の学校訪問により、教職員の資質向上を図ります。	こども未来課 学校教育課

*「伊達っ子」とは、市内に住むすべてのこどものこと。令和6年4月1日施行「伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例」において定義

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
10	教職員研修事業	市独自の研修講座を開催し、教職員の研修機会と研修内容の充実により、一人ひとりの教職員の資質・能力を向上させ、学校全体の教育力の向上を図ります。	学校教育課
11	学校図書館機能活性化事業	学校図書に関する専門的な知識・技能を有する学校司書を配置し、読書習慣の定着化を図るとともに、スムーズな貸出業務、資料や図書の整備、読み聞かせ等の充実に取り組みます。学校図書館を充実させることにより、児童生徒の学力の向上と豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
12	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な民間事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。本市では現在、該当する事業は行っていないが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には事業内容及び事業対象者等について検討を行います。	こども未来課

③ 子育て情報の提供

少子化や核家族化、プライバシー意識の向上などにより、身近な地域でこどもの存在を感じられる機会は減少しています。こどもに接することがほとんどないまま保護者となるケースも少なくないため、子育てに関する基礎的な知識や子育て支援に関する情報について、保護者が必要なときに入手できるような情報提供体制を整備しておく必要があります。

すでに様々な方法で情報を提供していますが、さらに効率性や利便性の向上を図り、保護者が正しい情報をタイミングよく得られる体制の構築を図ります。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	利用者支援事業（基本型）	伊達市子育て支援センターにおいて、子育て世帯が気軽に相談できる環境及び情報提供の体制を整備するとともに、関係機関との調整を行い、適切な子育てサービスの活用を支援します。	こども未来課 ネウボラ推進課
2	子育てガイドブック「にこにこ」の作成・配布	子育てに関する支援制度等を掲載した「子育てガイドブック」を作成・配布します。より見やすい紙面づくりに努めます。	こども未来課
3	「だて子育てアプリ」の周知拡大と提供情報の充実	「だて子育てアプリ」の利用拡大に向けて、周知啓発に努めるとともに、こどもの年齢に合わせたコンテンツの提供・拡充によるアプリケーションの利便性向上を図ります。	こども未来課
4	市の広報紙や子育て支援ウェブサイト「にこにこ」等を活用した子育て情報の提供	市政だよりや子育て支援ウェブサイト「にこにこ」等を通じて子育て支援に関する情報を発信します。	こども未来課 ネウボラ推進課 健康推進課
5	家庭教育講座の実施	こどもの健全な成長に必要な親の役割について学習し、親の自覚と家庭教育の重要性を認識するため、保護者を対象に学校、認定こども園、保育所及び子育てサークル等が実施する家庭教育講座を支援します。	生涯学習課

④ 子ども・子育て支援制度によるサービス提供（第3期子ども・子育て支援事業計画）

本市では「子ども・子育て支援法に基づき令和2年3月に策定した「伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画」により、市内における教育・保育サービスの提供と地域子ども・子育て支援事業の提供に努めてきました。

今後は、「伊達市第3期子ども・子育て支援事業計画」としてサービスの提供を継続し、市内におけるこどもやその保護者の支援を進めていきます。詳細は、「第5章 量の見込みと提供体制の確保」（75 ページ）をご覧ください。

(3) 基本目標3 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

① 障がいや発達に偏りのあるこども・若者への支援

本市のこども人口は減少傾向にありますが、障がいのあるこども・若者（障害者手帳を所持する方）の割合は横ばいから増加傾向で推移しています。

また、障害者手帳を所持していないものの発達に偏りがあり支援が必要なこどもの数も増加傾向にあります。これは発達障がいに関する理解が社会全体に広がったことにより、把握が進んだことが要因の1つと考えられます。障がいのあるこども・若者や発達に偏りがあるこども・若者に対する早期発見と早期対応の重要性は今後も高まっていくことが予想されます。また、障がいのあるこどもが社会に受け入れられ、共生していくことのできる地域づくりが求められます。

保健・幼児教育・学校教育・福祉が連携を図り、こどもの発達の速度や特性等に合わせた教育や指導を受けられる環境を整備していくとともに、その保護者への支援も充実させていきます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	こどもの発達等に関する支援体制の整備	主に就学前のこどもを対象とした発達支援や言語指導のほか、こどもの発達に不安を抱える保護者に対して相談や助言を行います。専門職の配置によりこどもの特性に配慮したきめ細かい支援を行います。また関係機関との連携を強化し支援の充実を図ります。	ネウボラ推進課
2	教育支援体制の整備（学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症などがあるこどもへの支援）	障がいのあるこどもが学校や保育所等で円滑に生活が送れるよう、特別支援介助員の配置や保育士等により支援します。	こども未来課 学校教育課
3	特別支援教育体制の整備（障がいの特性に応じた教育指導）	就学指導実施要項に基づき、障がいに応じた教育的な措置及び円滑な就学指導を実施します。	学校教育課
4	障がい児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）	発達が心配されるこども一人ひとりに、生活能力の向上や社会との交流促進のための支援サービスを提供し、地域社会の中でいきいきと暮らせるよう支援します。	ネウボラ推進課
5	障害児福祉手当の給付	精神又は身体に重度の障がいがあり、在宅で生活される20歳未満で常時介護が必要な状態にある方に手当を支給します。	社会福祉課
6	特別児童扶養手当の給付	身体または精神に中度や重度の障がいのある20歳未満のこどもを監護している養育者に手当を支給します。	ネウボラ推進課
7	育成医療の給付	18歳未満のこどもで、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部を支給します。	社会福祉課
8	障がいのあるこどもに対する関係機関の連携の強化	自立支援協議会こども部会を定期的に開催し、情報の共有を図るとともに、関係機関が連携を図ることで、障がいのあるこどもがその発達の特性等に合わせた支援や指導を受けられる環境を整えます。	ネウボラ推進課
9	就労継続支援	障がい等により一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	社会福祉課

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
10	生活介護	障がい等により介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	社会福祉課

② 要保護児童対策

本市の児童虐待の通告受理件数・相談数は 50 件から 70 件程度で推移しており、心理的虐待に係る相談対応件数が多数を占めています。

令和 6 年 4 月に「こども家庭センター」を開設し、母子保健と児童福祉を一体的に推進する体制が整いました。児童虐待の防止に向けて、要保護児童対策地域協議会での情報共有とともに、国や県の動向を踏まえた児童虐待防止対策を推進します。

また、地域全体で、困りごとを抱えたこどもやその保護者を見守り、必要に応じて関係機関に通報できるよう、通報窓口に関する周知・啓発を全市民に対して実施します。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	「要保護児童対策地域協議会」などを通じた関係機関との連携と推進	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図りながら、児童虐待をはじめ要保護児童等の早期発見・対応に努め、適切な支援等を行います。 令和 6 年 4 月に開設した「こども家庭センター」とも連携し児童虐待防止対策を推進します。	ネウボラ推進課
2	児童虐待の防止に向けた普及・啓発の促進	ポスターの掲示やリーフレットの配布により、児童虐待防止に対する市民の意識を高めます。	ネウボラ推進課
3	子育て世帯訪問支援事業	支援が必要な家庭に対して、訪問支援員（ヘルパー）が訪問し家事・育児支援を行うことで、適切な養育環境を確保するとともに、児童虐待の未然防止に努めます。適切な支援を提供できるよう、関係各課等との連携を図ります。	ネウボラ推進課
4	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、専門知識を有する保健師や相談員などが訪問し相談支援を行うことで、適切な養育環境を確保するとともに、児童虐待の未然防止に努めます。適切な支援を提供できるよう、関係各課等との連携を図ります。	ネウボラ推進課
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行います。	ネウボラ推進課
6	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、個々の状況に応じた支援を包括的に行う事業です。本市では、現在該当する事業は行っていないが、社会情勢の変化等を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。	ネウボラ推進課
7	親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やこどもに対し、情報の提供や相談・助言、情報交換の場を設けるなどにより、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。本市では、現在該当する事業は行っていないが、社会情勢の変化等を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。	ネウボラ推進課

③ 外国籍のこどもへの支援

国際化の進展に伴い、近年、本市においても外国籍のこどもが増加しています。外国にルーツのあるこどもやその保護者は、文化・習慣等の違いにより、様々な場面で戸惑いを抱えていることが想定されます。

外国にルーツのあるこどもやその保護者が教育・保育施設や子育て支援を円滑に利用できるよう地域における外国人等の在住状況や出身国等を踏まえ適切な支援を行います。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	外国籍のこどもへの支援	外国語による子育て情報の発信などにより、外国籍の家庭が必要な情報を適切に取得できるよう支援を行います。	こども未来課
2	日本語を話すことができない外国人児童生徒への日本語教育支援事業	外国からの移住等により日本語教育支援が必要な児童・生徒に対し、関係団体と連携しながら在籍する学校へ講師を派遣して日本語の取り出し指導を行います。	学校教育課
3	外国出身者への支援	伊達市国際交流員により、外国出身者向け日本語講座や通訳支援を行います。また、関係機関と連携し、外国出身者向けの生活相談窓口を開設します。	協働まちづくり課

④ ヤングケアラーへの支援

令和2年に厚生労働省が行った調査「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、公立中学2年生の5.7%（約17人に1人）、公立の全日制高校2年生の4.1%（約24人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答し、1学級につき1～2人のヤングケアラーが存在している可能性があることがわかりました。

ヤングケアラーの家族への思いを尊重しながら、必要な支援を行い、こども・若者の権利及び利益が最大限に配慮されるよう施策を推進します。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	相談窓口の周知	ホームページや名刺サイズのカードを作成し、気軽に相談できる窓口の周知を行います。	ネウボラ推進課
2	ヤングケアラーの発見	各小中学校やスクールソーシャルワーカー等を通して、ヤングケアラーとして気になるこどもの早期発見に努めます。	ネウボラ推進課
3	ヤングケアラーへの支援	各小中学校等と連携しながら実態の把握に努め、こども・若者の意思を尊重しつつ必要な支援につなげます。	ネウボラ推進課
4	関係機関との連携	対象家庭に関わる機関とこまめに連絡を取り合い、協力体制を構築してこども・若者の権利及び利益が最大限配慮されるよう支援を行います。	ネウボラ推進課

⑤ 医療的ケア児及びその家族に対する支援

医療的ケア児[※]は医療の進歩により全国的に増加傾向であり、医療的ケア児本人はもとより児童を支える家族へも医療・保健・福祉・教育等の多職種が連携する支援が不可欠となります。支援は必要なケアの状況によるため非常に個別性が強くなります。家族等の意向を把握しながら切れ目なく支援する体制の整備を推進します。

※「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けることが不可欠なこどものこと。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	医療的ケア児及びその家族に対する支援	医療的ケアが必要なこどもやその家族の状況を把握し、一人ひとりに応じた支援が受けられるように、関係機関と連携し支援体制を整えます。	ネウボラ推進課

(4) 基本目標4 こどもの育ちを支える経済的支援の継続

① 子育て家庭の経済的負担の軽減

物価の上昇など、家計の負担が大きくなる一方で、賃金の伸びは限定的となっており、子育て世代の生活は経済的負担感が強い状態が続いています。各種支援制度に基づく適切な事業の提供により、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	妊婦のための支援 給付交付金	妊娠・出産時における経済的負担の軽減のため、妊娠・出産届出時に給付金を支給します。	ネウボラ推進課
2	幼児教育・保育の無償化に伴う事業	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳以上のこども及び市民税非課税世帯の3歳未満のこどもを対象に、保育園や認定こども園等の保育料を無償化します。	こども未来課
3	こども医療費の助成	18歳までのこどもの保険診療にかかる自己負担額と入院時食事療養費自己負担額を助成します。	ネウボラ推進課
4	児童手当の給付	家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成・資質の向上を図るため、0歳から高校3年生までのこどもを養育している方に支給します。	ネウボラ推進課
5	就学援助	伊達市立の小中学校に通う児童生徒が楽しく学校生活を過ごすことができるよう、経済的に困窮している保護者に対して、学用品費や給食費などの一部または全額を援助します。	学校教育課
6	学習支援事業	就学援助対象世帯の小学5年生から中学生までを対象に無料で利用できる学習支援の場を確保し、こども居場所を兼ねた学習環境の充実に取り組みます。	ネウボラ推進課
7	奨学資金貸付事業	学習意欲がありながら、経済的な理由で高等学校以上の学校に進学や就学が困難な生徒・学生に奨学資金（修学資金・入学支度金）を貸与します。	教育総務課
8	高校生等通学支援事業	公共交通手段が少なく運賃も割高である過疎地域から高等学校等へ通学する生徒の保護者に対し、通学定期代の一部を補助します。	教育総務課
9	高校就学等準備金支援事業	経済的理由により中学卒業後の進路の準備が困難な生徒の保護者に対し、高校就学等の準備金を支給します。	学校教育課
10	こどもの貧困対策の推進	こどもの貧困は複合的な課題を抱えているため、様々な視点で対策を検討することが必要です。「こども支援ネットワーク」において関係機関の連携を強化し、こどもの居場所であるこども食堂や学習支援などの取り組みを推進します。	ネウボラ推進課
11	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本市では、現在該当する事業は行っていないですが、社会情勢の変化等を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。	こども未来課

② ひとり親家庭への支援

国勢調査によると、本市の母子世帯、父子世帯は増加傾向にあります。一般的にひとり親世帯の世帯平均年収はふたり親世帯と比べて低く、経済的な余裕がないケースが多くなっています。また、子育てと仕事の両立がふたり親世帯と比べて難しく、ひとり親家庭への子育て支援は非常に重要となっています。

こどもが生まれ育った家庭の経済状況によらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばしていくことのできる機会と環境を提供していくため、児童扶養手当や就労のための援助などにより、ひとり親家庭の経済的自立を図ります。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	児童扶養手当の給付	母子家庭または父子家庭の児童や一方の親に障がいがある場合に、所得制限に該当する方等を除き、児童扶養手当を支給します。適切な制度の運用を継続します。	ネウボラ推進課
2	ひとり親家庭への医療費の助成	母子家庭または父子家庭等の経済的負担を軽減するため、所得制限に該当する方を除き医療費の一部を助成します。	ネウボラ推進課
3	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭または父子家庭等の経済的自立や児童の福祉の向上を図るため、各種資金を無利子または低利で貸し付けます。	ネウボラ推進課
4	高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が指定した資格取得のために養成訓練等を受けた場合に、入学時の負担や訓練中の生活の負担を軽減するために支給します。	ネウボラ推進課
5	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が職業能力開発のため講座を受講した場合に支給します。	ネウボラ推進課

(5) 基本目標5 若者が希望をもって過ごせる支援の推進

① 仕事と生活の調和の促進

情報通信技術の発達等により、働く場所や時間など、個人が自らの働き方を選択することも可能となっています。企業の視点でみると、労働基準法の改正に伴う年次有給休暇の取得義務化や、同一労働同一賃金制度の導入など、雇用環境の改善に努めていくことが必要となっています。

仕事と子育ての両立を企業や地域が応援し、支えていくことのできる体制づくりを今後も継続して進めていくことで、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。また、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、周知・啓発を引き続き図っていきます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり	労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくり、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、事業者による働き方改革を支援します。	商工観光課
2	労働者自身の意識改革の啓発	学校教育から職場へのスムーズな移行、職業選択のミスマッチを防止し、希望する形での活躍が実現できるよう、市民、労働者へのキャリア教育やスキルアップを支援します。	商工観光課
3	国・県・関係団体などと連携した子育てしやすい職場づくりの促進	国・県・関係団体から提供された労働に関する各種資料を配布し、子育てしやすい職場づくりに向けた情報提供を行います。	こども未来課
4	雇用の場の確保	ハローワーク福島や市内に設置している伊達市地域職業相談室において、相談体制や雇用の場を確保し、求職者の就職活動を支援します。	商工観光課
5	男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進	すべての人が性別にとらわれることなく多様な生き方を認め合い、その個性と能力を発揮して自分らしく生きられる社会の実現を目指し、男女平等の意識の啓発、様々な分野の女性参画促進を図ります。	協働まちづくり課
6	若者の就農支援	新たに自営農業を志す若者を支援するため、農地の確保や就農手続きに関して関係機関が合同で相談に応じます。また、不安定な経営初期を資金面で支援することで農業への定着を図ります。	農政課

② 若者の住まいと健康づくり

暮らしの基盤となる快適・安全な住まいの確保を図るとともに、若者の定住・移住を促進します。また、「健幸都市 伊達市」の実現に向けた、若者の健康の維持・増進のための取り組みに努めます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	定住・移住の支援	暮らしの基盤となる快適・安全な住まいの確保に向け、民間住宅の住環境向上の支援や市営住宅の適正な管理に努めるとともに、定住・移住の促進に向け、関係人口の創出による移住希望者の掘り起こしときめ細やかな支援を努めます。	協働まちづくり課
2	定住・移住に関する相談・支援体制の強化	定住・移住に関する相談に効果的に対応できるよう、「伊達市移住コンシェルジュ」などによる相談体制強化を図ります。 結婚希望者が安心して結婚し、住み続けることができるまちづくりを進めるため、結婚を希望する男女の婚活や新婚世帯の新生活と支援します。	協働まちづくり課
3	結婚・新生活の支援	結婚希望者の不安軽減やスキルアップ等を支援します。また、新婚世帯等の婚姻に伴う経済的負担軽減を目的として、伊達市に居住するための住宅取得等に係る費用を補助します。	協働まちづくり課
4	健康づくり	市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、市民と理念を共有し、一体となって「健幸都市 伊達市」の実現に向けた取り組みを進めます。	健幸都市づくり課
5	総合型地域スポーツクラブの活用	市民誰もが多様なスポーツに触れることができる総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、世代を超えてスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。	生涯学習課

③ こども・若者の意見の反映

こども・若者が社会の一員として自分の考えや意見を持ち、表明することや社会に参画することは、こども・若者の成長に大きく寄与するだけでなく社会への影響力もあります。しかし、意見の表明等はこども・若者の年齢や発達、意欲等によりみんなが言葉にできるわけではありません。こども・若者の思いをくみ取りながら安心して表明できる場の確保に努めます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	市内高校との包括連携協定	地域の特色を活かした取り組みを体系化し、深化・拡充させることで、生徒の学習活動と成長を促し、地域創生を担う人材の育成と高校の魅力向上を図り、活力あふれる個性豊かな地域社会の形成を図ります。	総合政策課
2	こども・若者の意見を聞く場の確保	児童生徒が自分の考えや意見を表明する機会を設け、社会参画を図ります。	こども未来課
3	地域を支えることができる人材の育成	「伊達市高校生伊達な”ミライ”創出プロジェクト事業」により、市内高校の生徒が、地域活性化や地域の課題解決に向けた企画を検討し、発表する機会を設けることで、地域へ貢献することができる人材育成を図ります。	協働まちづくり課

（６）基本目標６ 地域の子育て力を強化する施策の充実

① 地域の子育て力の強化

こども人口の減少や地域のつながりの希薄化などにより、こどもの存在はかつてよりも身近ではありません。また、核家族化や身近に親族がいないなど、こどもや子育て世代が地域で孤立しやすい状況となっています。

こどもや子育て中の保護者が孤立することがないように、身近な地域における相談機能を強化していくとともに、子育てを支援していく地域ネットワークの強化を図っていきます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	核家族化の進展により孤立する親子が増える中、親子が交流し、身近に相談できる場所の確保が必要なことから、地域における子育て支援の拠点として子育て支援センターを設置します。	こども未来課
2	スクールコミュニティ事業	基幹校に地域活動の拠点となるスクールコミュニティセンターを設置し、学校における教育活動を支援するとともに、地域との連携を強化し、社会全体の教育力の向上と、学校を核とした地域コミュニティの形成を図ります。	生涯学習課
3	スポーツ少年団活動の推進	スポーツ少年団に対して事業補助金を交付し、組織運営及び事務補助を行うことで、こどもたちがスポーツに親しみ、体力づくりや地域活動ができる環境を整備します。	生涯学習課
4	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育ての援助を受けたい方と援助に協力できる方がそれぞれ会員となり、こどもの送迎や預かりなどの相互援助活動を行います。地域で子育てを助け合う仕組みを構築し、子育て中の保護者が仕事と家庭を両立できる環境を整備します。	ネウボラ推進課
5	「伊達っ子こどもの日」の周知	社会的自立に向け元気に頑張っている伊達っ子が普段以上に大人たちと多く語らい、みんなへ感謝の気持ちを伝える日として、伊達市版こどもの日を創設し、毎月１日を「伊達っ子こどもの日」としました。「伊達っ子こどもの日」の周知を図ります。	こども未来課
6	ベビーファースト宣言	公益社団法人日本青年会議所が提唱するこどもを産み育てたくなる社会を実現するための運動「ベビーファースト運動」を推進し、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。	ネウボラ推進課

② 子育て家庭の地域参加の推進

共働き世帯の増加により、こどもだけで過ごす時間の増加やスマホ等の普及などによるメディアとの付き合い方の変化など、こどもの生活時間にも大きな変化が生じています。

こどもたちが、自然や歴史・文化とふれあう機会を通じて、豊かな心を育むことができるよう、特に保護者とこどもが一緒に体験したり、自然とふれあったりすることができるような取り組みを進めていきます。また、次世代に豊かな自然を残すための環境保護の推進や、環境保護に取り組むNPOなどの活動を支援します。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	環境保護の推進	未来を担う子ども達が環境について興味関心を持ち、学べる環境を醸成していくため、小中学校等と連携を図りながら、環境に関する出前授業の実施や、関係機関が実施する環境に関する図画コンクールの情報を提供します。	生活環境課
2	市民協働で進めるためのNPOなどへの活動の支援	NPO や市民活動団体等と行政が連携を図りながら、担い手の育成、地域活動への理解促進などに取り組みます。	協働まちづくり課
3	自然や歴史・文化とふれあう機会の充実	ウォーキングイベント等において、自然に接しながら地域の歴史に触れる機会を提供します。また、資料館のワークショップ等を通じて市民が歴史に親しむ機会を提供します。	生涯学習課
4	世代間交流の機会の提供	昔の遊びやおもちゃづくりなどを通じて、高齢者とのふれあいの機会を設け、世代間交流を促進します。交流館や土曜学習事業等と連携するとともに、人材バンクの活用も検討します。	生涯学習課 協働まちづくり課
5	地域文化伝承の促進	太鼓や獅子踊りなど地域の文化を発表する機会を提供し、その周知を図ります。地域団体の活動を支援することで、地域文化の伝承を支援します。	生涯学習課
6	森林に触れる機会の提供	本市の約半分を占める森林の持つ公益的機能に触れる機会や、木育による木材の良さや木の文化への理解を深める機会を提供します。	農林整備課

(7) 基本目標7 こどもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

① こどもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

子育て中の保護者にとって、こどもが安心して生活することのできる環境の整備は基本となる取り組みであり、こどもと保護者の2つの視点に立ったハード・ソフト両面での取り組みが必要です。

こどもが安心して遊ぶことができる遊び場などを運営することなどにより暮らしやすい環境を整えます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	公園などの維持・安全管理	こどもが安全・安心に遊ぶことができるよう、公園の整備や設置遊具の管理などを行います。	都市整備課
2	屋内外運動場の運営	天候や季節に左右されず、こどもたちに遊ぶ機会を提供するため、屋内・屋外運動場を設置しています。	こども未来課
3	放射線教育の推進	伊達市放射線教育副読本やその他の教材等を活用し、各学校では学級活動や教科等の授業において9年間を見通した放射線教育を実施します。	学校教育課
4	被災したこどもの健康・生活対策等総合支援事業	安全・安心な給食を提供するため放射性物質に係る検査を実施します。	学校給食センター こども未来課

② こどもと子育て家庭の安全・安心の確保

こどもを巻き込んだ事件等がメディアで大きく取り上げられるようになり、保護者の不安も大きくなっています。また、スマートフォンの普及などによって、こどもによる有害なコンテンツへのアクセスも以前より容易になっています。

地域や警察等と連携して、こどもの安全を見守る活動を継続的に実施していくとともに、こどもが自らの心身や権利を自分で守ることができるよう、指導・教育を進めていきます。

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
1	交通安全教室の実施	伊達市交通教育専門員や伊達地区交通安全協会と連携し、市内の教育施設において交通安全教室を実施し交通安全に対する知識、交通マナーの向上を図ります。	生活環境課 学校教育課
2	地域住民や警察との連携協力	通学路の交通安全や犯罪防止を図ります。また、交通法令の遵守や交通マナー向上の促進を図ります。また、毎年8月に通学路合同点検を行います。	学校教育課
3	防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施	各期の交通安全運動において交通安全に係るチラシの配布や街頭啓発などを行い、交通安全を推進します。	生活環境課
4	「こども 110 番の家」の推進	学校等を通じて、家庭や市内店舗に協力を呼びかけ、「こども 110 番の家」の表示板を設置します。	こども未来課
5	様々な方に配慮した避難所づくり	災害時の避難所について、乳幼児や妊婦、高齢者、障がいのある方等の要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、避難所運営に努めます。	防災危機管理課

No	取り組み名	取り組みの内容	担当部署
6	インターネットやコミュニケーションツールの正しい活用方法の周知	学校ごとに情報モラル教育を実施して、インターネットの危険やコミュニケーションのトラブルなどの事例を紹介し、正しい活用方法を周知します。令和6年3月に「伊達市ICT教育推進計画（令和6年度～令和9年度）」を策定し、「活用の質の向上」を掲げて指導します。	学校教育課
7	消費生活支援	「伊達市消費生活センター」による消費者トラブル等に関する情報の提供、出前講座の実施による消費者教育・啓発を推進します。	生活環境課

第5章 量の見込みと提供体制の確保

本市では「子ども・子育て支援法」に基づき令和2年2月に策定した「伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画」により、市内における教育・保育サービスの提供と地域子ども・子育て支援事業の提供に努めてきました。

今後は、計画期間終了により本章を「伊達市第3期子ども・子育て支援事業計画」として「伊達市こども計画」に含みサービスの提供を継続し、市内におけるこどもやその保護者の支援を進めていきます。

第1節 児童数の推計

子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■計画期間における推計児童数■

(就学前児童)

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	1,777	1,736	1,695	1,650	1,605
0～2歳児	805	789	773	754	735
0歳児	224	220	216	210	204
1歳児	262	256	250	245	240
2歳児	319	313	307	299	291
3～5歳児	972	947	922	896	870
3歳児	310	303	296	290	284
4歳児	330	324	318	310	302
5歳児	332	320	308	296	284

資料：平成30年～令和5年3月31日現在の住民基本台帳からコーホート変化率法により推計

(小学生)

(人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
合計	2, 408	2, 356	2, 304	2, 248	2, 191
6 ～ 8 歳児	1, 153	1, 113	1, 073	1, 032	991
6 歳児	369	357	345	331	317
7 歳児	400	386	372	360	348
8 歳児	384	370	356	341	326
9 ～11 歳児	1, 255	1, 243	1, 231	1, 216	1, 200
9 歳児	435	419	403	385	367
10 歳児	411	413	415	418	421
11 歳児	409	411	413	413	412

資料：平成 30～令和 5 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳からコーホート変化率法により推計

第2節 教育・保育の量の見込み

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

認定区分は、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、国が定める3つの区分（1・2・3号）で認定します。

認定区分	概要	給付内容	給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 小規模保育など

子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために「教育・保育提供区域」を設定します。

「伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画」では、計画策定時の教育・保育の実施状況や施設の配置・整備状況等を考慮し、伊達、梁川、保原、霊山、月舘の5地域を教育・保育提供区域として設定しています。

本計画においても、この区域の考え方は継承するものとします。

現在の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望、無償化による影響等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

① 伊達市全体

市全域でみると、1号認定と2号認定は減少、3号認定は増加で推移することが見込まれます。

供給量不足は新認定こども園設置により一定程度解消し、各園との調整や各認定区分内の定員の調整により待機児童には直結しない状況です。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

(人)

認定区分	対象年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	132	131	130	127	124
2号認定	3～5歳	849	842	835	821	805
幼稚園	3～5歳	250	249	248	243	237
保育所	3～5歳	599	593	587	578	568
3号認定	0～2歳	538	569	600	626	646
保育所 ＋地域型保育	1・2歳	409	422	435	444	453
保育所 ＋地域型保育	0歳	129	147	165	182	193

■確保方策（1号認定・2号認定）■

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1,253	1,208	1,163	1,114	1,114
特定教育・保育施設	937	898	859	817	817
1号認定	221	207	193	179	179
2号認定	716	691	666	638	638
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育	316	310	304	297	297
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	316	310	304	297	297
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：0歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	144	141	138	134	134
特定教育・保育施設	129	126	123	119	119
地域型保育	12	12	12	12	12
小規模保育	12	12	12	12	12
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	3	3	3	3	3
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	476	466	456	447	447
特定教育・保育施設	436	426	416	407	407
地域型保育	37	37	37	37	37
小規模保育	37	37	37	37	37
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	3	3	3	3	3
認可外保育施設	0	0	0	0	0

② 伊達地域

1号認定と2号認定は微減、3号認定は増加で推移することが見込まれます。

伊達こども園周辺の住宅分譲等により需要量が急増しており、3号認定の供給量不足が継続的に見込まれましたが、令和6年度の伊達・ひかり認定こども園の開園により一定程度解消しました。各園との調整や各認定区分内の定員の調整により需要に対応します。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

(人)

認定区分	対象年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	50	50	50	49	48
2号認定	3～5歳	269	269	269	266	262
	幼稚園	92	92	92	91	90
	保育所	177	177	177	175	172
3号認定	0～2歳	182	197	212	225	236
	保育所 ＋地域型 保育	139	147	155	163	171
	保育所 ＋地域型 保育	43	50	57	62	65

■確保方策（1号認定・2号認定）■

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	360	360	360	360	360
特定教育・保育施設	256	256	256	256	256
1号認定	61	61	61	61	61
2号認定	195	195	195	195	195
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育	104	104	104	104	104
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	104	104	104	104	104
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：0歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	33	33	33	33	33
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
地域型保育	3	3	3	3	3
小規模保育	3	3	3	3	3
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	117	117	117	117	117
特定教育・保育施設	101	101	101	101	101
地域型保育	16	16	16	16	16
小規模保育	16	16	16	16	16
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

③ 梁川地域

1号認定と2号認定は微減、3号認定は増加で推移することが見込まれます。

3号認定（0歳）の供給量不足については、各園との調整や各認定区分内の定員の調整により需要に対応します。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

(人)

認定区分	対象年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	18	18	18	16	14
2号認定	3～5歳	167	164	161	156	151
	幼稚園	17	17	17	16	15
	保育所	150	147	144	140	136
3号認定	0～2歳	105	112	119	123	126
	保育所 ＋地域型 保育	1・2歳	79	82	87	89
	保育所 ＋地域型 保育	0歳	26	30	36	37

■確保方策（1号認定・2号認定）■

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	270	240	210	180	180
特定教育・保育施設	234	208	182	156	156
	1号認定	54	48	36	36
	2号認定	180	160	120	120
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育	36	32	28	24	24
	1号認定	0		0	
	2号認定	36	32	24	24
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：0歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	24	24	24	24	24
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	102	102	102	102	102
特定教育・保育施設	102	102	102	102	102
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

④ 保原地域

1号認定と2号認定は微減、3号認定は増加で推移することが見込まれます。

3号認定の供給量不足が続く状態にありましたが、令和6年度の保原認定こども園、令和7年度の福島文化高子こども園の開園により供給量不足は一定程度解消されました。一方で、3号認定（0歳）の供給量不足については、各園との調整や各認定区分内の定員の調整により需要に対応します。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

(人)

認定区分	対象年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	56	55	54	54	54
2号認定	3～5歳	362	358	354	349	343
	幼稚園	134	133	132	129	125
	保育所	228	225	222	220	218
3号認定	0～2歳	220	229	238	246	253
	保育所 ＋地域型 保育	1・2歳	165	168	171	172
	保育所 ＋地域型 保育	0歳	55	61	67	81

■確保方策（1号認定・2号認定）■

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	476	479	482	484	484
特定教育・保育施設	337	339	341	343	343
	1号認定	61	61	62	62
	2号認定	276	278	280	281
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育	139	140	141	141	141
	1号認定	0	0	0	0
	2号認定	139	140	141	141
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：0歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	68	67	66	65	65
特定教育・保育施設	56	55	54	53	53
地域型保育	9	9	9	9	9
小規模保育	9	9	9	9	9
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	3	3	3	3	3
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	204	199	194	189	189
特定教育・保育施設	180	175	170	165	165
地域型保育	21	21	21	21	21
小規模保育	21	21	21	21	21
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	3	3	3	3	3
認可外保育施設	0	0	0	0	0

⑤ 霊山地域

需要量に対し、十分な供給量が確保されています。他地域からの受け入れも見込みます。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

(人)

認定区分	対象年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	5	5	5	5	5
2号認定	3～5歳	37	37	37	36	35
	幼稚園	6	6	6	6	6
	保育所	31	31	31	30	29
3号認定	0～2歳	24	23	22	23	22
	保育所 ＋地域型 保育	20	18	16	15	14
	保育所 ＋地域型 保育	0歳	4	5	6	8

■確保方策（1号認定・2号認定）■

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	72	72	72	70	70
特定教育・保育施設					
	1号認定	11	11	11	11
	2号認定	35	35	34	34
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育					
	1号認定	0	0	0	0
	2号認定	26	26	25	25
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：0歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	13	12	11	9	9
特定教育・保育施設	13	12	11	9	9
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	35	33	31	29	29
特定教育・保育施設	35	33	31	29	29
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

⑥ 月舘地域

需要量に対し、十分な供給量が確保されています。他地域からの受け入れも見込みます。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

(人)

認定区分	対象年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	3	3	3	3	3
2号認定	3～5歳	14	14	14	14	14
	幼稚園	1	1	1	1	1
	保育所	13	13	13	13	13
3号認定	0～2歳	7	8	9	9	9
	保育所 ＋地域型 保育	1・2歳	6	7	7	7
	保育所 ＋地域型 保育	0歳	1	1	2	2

■確保方策（1号認定・2号認定）■

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	75	57	39	20	20
特定教育・保育施設					
	1号認定	34	26	18	9
	2号認定	30	23	16	8
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育					
	1号認定	0	0	0	0
	2号認定	11	8	5	3
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：0歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	6	5	4	3	3
特定教育・保育施設	6	5	4	3	3
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	18	15	12	10	10
特定教育・保育施設	18	15	12	10	10
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各事業の利用量をそれぞれ見込みます。

① 利用者支援に関する事業（利用者支援）

伊達市子育て支援センターと伊達市こども家庭センター『にこにこ』の2か所で実施しています。今後も適切な事業の実施に努めていきます。

【参照：基本目標2の①（59 ページ）及び③（61 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み（施設数）	か所	2	2	2	2	2
確保方策（施設数）	か所	2	2	2	2	2
利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2
基本型	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所	－	－	－	－	－
家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
その他	か所	0	0	0	0	0

② 時間外保育事業（延長保育）

市内 16 施設で実施しています。今後も利用ニーズが高まっていくことが見込まれることから、引き続き受け入れ体制の確保に努めていきます。

【参照：基本目標2の②（60 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み （実利用者数）	人	300	300	300	300	300
確保方策 （実利用者数）	人	300	300	300	300	300
確保方策 （施設数）	か所	16	16	16	16	16

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

高学年児童よりも低学年児童の利用意向が高くなる傾向にありますが、今後も学年を問わず、本事業の利用を希望するすべての児童が利用できるよう、指導員の確保等を進めていきます。また、放課後子ども教室との一体的な運営に関する検討も引き続き進めていきます。

【参照：基本目標2の②（60ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み （実利用者数）	人	1,060	1,010	974	946	881
小学1年生	人	269	263	255	252	205
小学2年生	人	257	252	246	239	236
小学3年生	人	262	240	234	229	222
小学4年生	人	157	142	130	127	124
小学5年生	人	73	77	70	64	62
小学6年生	人	42	36	39	35	32
確保方策 （登録児童数）	人	1,087	1,080	1,036	1,036	1,011
確保方策 （施設数）	か所	11	10	10	9	9

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

令和6年度より1施設で実施しています。支援を必要とする子どもやその保護者に対し、適切な支援を提供できるよう、引き続き受け入れ体制の確保に努めていきます。

【参照：基本目標3の②（64ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み （延べ利用者数）	人 （人日）	10	10	10	10	10
確保方策 （延べ利用者数）	人 （人日）	10	10	10	10	10
確保方策 （施設数）	か所	1	1	1	1	1

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後 2 か月までを目安に訪問等ですべての親子の様子を把握できるよう、体制の強化に努めていきます。

【参照：基本目標 1 の①（55 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み (実利用者数)	人	260	260	260	260	260
事業実施予定 (実利用者数)	人	260	260	260	260	260

⑥ 養育支援訪問事業

支援を必要とする世帯に対し、適切な支援を提供できるよう、関係各課等との連携を図り、適切な事業の提供を図っていきます。

【参照：基本目標 3 の②（64 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み (実利用者数)	人	30	30	30	30	30
事業実施予定 (実利用者数)	人	30	30	30	30	30

⑦ 地域子育て支援拠点事業

6 か所で実施しています。地域における保護者同士のコミュニケーションの場、子育てについての相談の場などを求める声が多いことから、適切な事業の提供を図っていきます。

【参照：基本目標 6 の①（71 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み (延べ利用者数)	人 (人回)	18,000	19,000	20,000	20,000	20,000
確保方策 (延べ利用者数)	人 (人回)	18,000	19,000	20,000	20,000	20,000
確保方策 (施設数)	か所	6	6	6	6	6
地域子育て支援 拠点事業	か所	6	6	6	6	6
その他	か所	0	0	0	0	0

⑧ 一時預かり事業

保育園や幼稚園等のサービス提供施設等と連携を図るとともに、サービスの提供体制の強化に努めます。

【参照：基本目標2の②（60 ページ）】

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み 1 号認定 （延べ利用者数）	人 （人日）	36,093	33,927	32,230	30,618	29,393
確保方策 （延べ利用者数）	人 （人日）	36,093	33,927	32,230	30,618	29,393
確保方策（施設数）	か所	10	10	10	10	10

【一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み （延べ利用者数）	人 （人日）	5,350	5,350	5,350	5,350	5,350
確保 方策	一時預かり （延べ利用者数）	人 （人日）	5,350	5,350	5,350	5,350
	一時預かり （施設数）	か所	14	14	14	14
	ファミリー・サポ ート・センター （延べ利用者数）	人 （人日）	0	0	0	0
	トワイライト ステイ（延べ利 用者数）	人 （人日）	0	0	0	0
	トワイライト ステイ （施設数）	か所	0	0	0	0

⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

4か所で実施しています。本事業を必要とする保護者のニーズに対応できるよう、事業の提供体制の強化を図っていきます。

【参照：基本目標2の②（60 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み （延べ利用者数）	人 （人日）	81	81	81	81	81
確保方策 （延べ利用者数）	人 （人日）	81	81	81	81	81
病児保育	人 （人日）	81	81	81	81	81
病児・病後児対応型	人 （人日）	81	81	81	81	81
病児・病後児対応型 （施設数）	か所	5	5	5	5	5
体調不良児対応型	人 （人日）	480	480	480	480	480
体調不良児対応型 （施設数）	か所	1	1	1	1	1
非施設型 （訪問型）	人 （人日）	0	0	0	0	0
非施設型 （訪問型）（施設数）	か所	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・ センター	人 （人日）	0	0	0	0	0

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

共働き世帯の増加、母子・父子家庭の増加に伴って、今後も利用件数は高いまま推移していくことが見込まれます。制度の周知を図るとともに、任せて会員の確保も合わせて進めていきます。

【参照：基本目標6の①（71 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み （延べ利用者数）	人 （人日）	180	180	180	180	180
確保方策 （延べ利用者数）	人 （人日）	180	180	180	180	180

⑪ 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦健診の定期的な受診を促し健診受診率が 100%となるよう、本事業の周知啓発及び受診勧奨を図ります。

【参照：基本目標 1 の②（56 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み （実利用者数）	人	360	360	360	360	360
受診回数見込み （延べ利用者数）	人回	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
確保方策 （実利用者数）	人	360	360	360	360	360

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

現在、該当する事業は行っていないが、社会情勢の変化等を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

【参照：基本目標 4 の①（67 ページ）】

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

現在、該当する事業は行っていないが、子育て環境の変化等に合わせ、必要と判断される場合には事業内容及び事業対象者等について検討を行います。

【参照：基本目標 2 の②（61 ページ）】

⑭ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和 8 年度の本格実施を前に、本市では、令和 6 年 9 月から試行的に開始しました。

【参照：基本目標 2 の②（60 ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用見込み （延べ利用者数）	人 (人日)	7	7	7	4	4
確保方策 （延べ利用者数）	人 (人日)	51	120	120	68	68

⑮ 産後ケア事業

アウトリーチ型、ショートステイ型、デイサービス型を実施しています。関係機関と連携を図りながら、事業の提供体制の強化を図っていきます。

【参照：基本目標１の②（５６ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
利用見込み （延べ利用者数）	人 （人日）	345	345	345	345	345
確保方策 （延べ利用者数）	人 （人日）	345	345	345	345	345

⑯ 子育て世帯訪問支援事業

支援を必要とする世帯に対し、関係各課等との連携を図りながら、適切な事業の提供を図っていきます。

【参照：基本目標３の②（６４ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
利用見込み （延べ利用者数）	人 （人日）	740	720	700	680	660
確保方策 （延べ利用者数）	人 （人日）	740	720	700	680	660

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

ネウボラ保健師等と面談を中心に相談に応じています。関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援の体制の強化に努めます。

【参照：基本目標２の①（５９ページ）】

■計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
利用見込み （面談回数）	回	699	681	663	645	624
確保方策 （面談回数）	回	699	681	663	645	624

⑱ 地域子育て相談機関

現在、該当する事業は行っていないですが、相談支援体制は伊達市版ネウボウ事業により充実していると思われます。しかし、社会情勢の変化等を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

【参照：基本目標2の①（59 ページ）】

⑲ 児童育成支援拠点事業

現在、該当する事業は行っていないですが、社会情勢の変化等を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

【参照：基本目標3の②（64 ページ）】

⑳ 親子関係形成支援事業

現在、該当する事業は行っていないですが、社会情勢の変化等を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

【参照：基本目標3の②（64 ページ）】



第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

計画を推進するためには、こどもや子育て中の家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けてそれぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。

また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、努めていく必要があります。

(1) 計画の周知

市民がこども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本方針や各取り組み等について、「だて市政だより」、市ウェブサイトなどを通じて周知し、取り組みへつなげていきます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、関係機関等との連携を強化し、こども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

第2節 計画推進における役割分担

(1) 市の役割

市は、保護者が安心して子育てができ、子育ての喜びを実感できるよう、伊達市版ネウボラ事業を推進し、子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支援します。

こどもたちの健やかな育ちには「大人たちの良いかかわり（愛着形成）」と「良い生活習慣の確立」が重要です。こどもたちに接する大人が共通認識を持ちそれぞれの役割を果たせるよう働きかけるとともに、関係機関と連携しながら施策を推進します。あわせて、地域みんなでこども・子育て家庭を見守り育て、子育ては地域全体で行うという意識の醸成を図ります。

こども・若者が最善の利益を得られるよう、こども・若者の声を積極的に聴き、意見を尊重する体制を整えます。

また、保健・福祉・教育の連携体制をさらに強化し、関係機関との連携のもと子育て支援施策の質の向上を図り、本計画における基本理念の実現を目指します。

（２）保護者の役割

保護者は、こどもの成長の第一義的役割を担います。家庭はこどもたちがさまざまなことを身につける基礎的な場であるとともに、安らぎのある楽しい場でなければなりません。こどもが社会的に自立するために必要な、望ましい生活習慣を身につけさせ、自己肯定感を高められるよう、賞賛と励ましを積極的に行うことは大切な役割の一つです。

また、こどもにルールやマナーを身につけさせることも大切です。

こどもを含めた家族みんなで役割を分担し、こどもが心身とも穏やかに生活でき健やかに育つよう、助け合いながら家族みんなで育ちあうことができる関係性を築いていくことが求められています。

（３）遊び学び育つ施設の役割

遊び学び育つ施設※は、こどもが元気に遊び、主体的に学びながら健やかに成長していくこどもの居場所の役割も担います。すべてのこどもが充実した集団生活を通じて、豊かな人間性及び社会性を身につけるよう支援します。こどもとその保護者が安心して過ごすことができるよう、こどもの人権に配慮し、こどもの年齢及び心身の発達に応じて、必要な支援を行うことも大切です。

また、社会情勢の変化により、特に配慮が必要なこども・子育て家庭の抱える問題が複雑化しています。支援者は市で構築した保健・福祉・教育のネットワーク等を活用し、関係機関と連携を強化しながら支援することが求められています。

※「遊び学び育つ施設」とは保育施設、学校、放課後児童クラブ、遊び場、その他こどもが遊び、学び、育つことを目的とした施設をいいます。

（４）市民等の役割

核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、地域による子育てへの関与が少なくなっています。しかし、こどもは家庭の中だけで育つものではなく、地域の様々な人々との関わりや見守りの中で成長していくものです。

地域 みんなが子育てを主体的にとらえ、すべてのこどもと家族のように接し、地域行事その他社会性を育むことができる場を提供し、こども及びその保護者と積極的に関わる役割を担うことで、こどもの健やかな成長を促すとともに子育て家庭が地域で孤立することを防ぐことができます。

こどもへの声掛け、見守り及び積極的に声を聴くことは、犯罪、虐待等からこどもを守ることができる安全で安心な地域づくりにつながります。

(5) 事業者の役割

共働き世帯が 8 割程度占めている現状においては事業者の役割も大きくなっています。国も共働き・共育てを推進し、特に男性育休の取得推進と柔軟な働き方を押し進めています。子育てしやすい社会環境をつくるためには、様々な制度を活用しその家庭の状況にあった仕事と子育てを両立できる働き方を模索することが大切です。そして実現のために事業主と従業員が共に考え、ワーク・ライフ・バランスの実現と男性が育児に参加できるよう配慮した取り組みを進めていく役割を担います。

また、こどもたちが地域で知的好奇心を満たしながら楽しく過ごすため、こどもや地域が企画する活動等に事業者も協力することが求められています。

第3節 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、こども未来課が中心となって、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価、再調整などを行うことによって、改善に向けた取り組みを継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを行います。また、伊達市子ども・子育て会議による助言等も考慮しながら、適切なサービスの提供等に努めます。

参考資料

第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

①基本目標1 子どもの心身の健やかな成長の支援

1. 教育・保育環境の充実

No	取り組み名	乳幼児保育の充実	担当部署	こども未来課
1	取り組み内容	保育の質の向上を目指し、県外先進園の研修会や講演会への積極的な参加を勧め、中央から講師を迎えた講演会を企画します。正規職員と同様、会計年度任用職員の研修機会をつくります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～3年度はコロナ禍のため、配信による研修参加を周知し、資質向上に努めました。4～5年度も感染症対策をとりつつ講演会や先進園公開保育を推進しました。6年度では研修が通常体制に戻りつつあります。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度はコロナ禍での研修企画が課題で、参加意欲も減退しました。4～5年度も意欲減退が続き、一方で研修内容の企画改善が求められました。6年度は公私立園との研修共通化に課題があります。		

No	取り組み名	休日保育事業	担当部署	こども未来課		
2	取り組み内容	保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日や祝日に保育が必要な子どもに対する保育需要に対応するため、休日に保育所で子どもを保育します（梁川中央保育園）。				
	指標	実施施設				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		1園	1園	1園	1園	0園
	取り組み状況（進捗・達成）	令和5年度までは私立保育園1園で休日保育を実施していましたが、6年度以降は実施園なしとなっています。				
結果を踏まえた今後の課題	令和3年度に休日保育を行っていた私立保育園が感染症の影響で一時休止しました。5年度に再開しましたが、6年度は利用が少なく園の負担が大きいことから廃止となりました。今後の需要を捉えた事業復活が課題となります。					

No	取り組み名	保育所・幼稚園・認定こども園の連携	担当部署	こども未来課
3	取り組み内容	小規模の幼稚園と保育園においては、合同で行事を開催する交流保育により連携を図ります。市立幼稚園と保育園においては、それぞれ定期的に連絡会議を行い、情報交換を行います。また、私立保育園や幼稚園、認定こども園との連携強化も図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	コロナ禍により、令和2年度は公立幼稚園同士の交流保育が実施されず伊達市幼児教育研究会も一部休止しました。以降の年度で感染症状況を見つつ交流保育が復活し、5年度からは公立幼稚園同士の連携強化や各種研究会の開催頻度を増やし、積極的に交流を推進しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～4年度では、コロナ禍により公立園同士の交流保育や伊達市幼児教育研究会の実施が難航し、特に小規模の公立幼稚園における課題がありました。5年度は市内公立園の交流保育が進行しましたが、公私立園の連携や保育の在り方の共有が大きな課題となっています。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	保育所運営の適正化と施設整備	担当部署	こども未来課
4	取り組み内容	定員を超えて保育を行っている保育所について、受け入れ人数の適正化を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	すべての保育所において恒常的に定員を2割以上超えて保育を行う事例はありません。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度では募集定員超過の状態が続き、市全体のサービス供給量の増加が課題でした。4年度以降、年度前半は募集定員を下回る状況となり、園の存続を視野に適正な募集定員の設定が課題となっています。		

No	取り組み名	教育の充実と学力の向上	担当部署	学校教育課
5	取り組み内容	児童・生徒の教育環境を整え、わかる・できる授業づくりを進めます。2年に1度の学校訪問により、教職員の資質向上を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	2年に1度の学校訪問を継続して実施しています。毎年、該当校を訪問し、教育環境の向上と教職員の資質向上につなげる改善指導に取り組んできました。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度では、学習指導要領の改訂理解や浸透、コロナ禍による学習活動制限への対応や指導方法の工夫、そして一人1台タブレット活用のための環境整備や技能向上が課題でした。4～5年度は、コロナ禍を抜けた状況で学習指導要領が目指す主体的な学びへの授業改善や、ICTの活用による個別・協働学習などの授業改善が課題となりました。6年度では、更に深い学びへ向けた授業改善や個別指導、さらにICTを効果的に活用した学習への対応が大きな課題となっています。		

No	取り組み名	教職員研修事業	担当部署	学校教育課		
6	取り組み内容	市独自の研修講座により、教職員の研修内容・体制を充実させ、学校教育の向上を図ります。新学習指導要領に対応する研修内容を提供します。				
	指標	研修参加者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		181人	213人	405人	519人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2～6年度にかけての研修はコロナ禍で参加者数が初めは少なく、後に増加しました。新しい制度「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の開始や、教員が研修を自選できる「Plant」の導入が行われています。				
	結果を踏まえた 今後の課題	令和2～3年度では、コロナ禍においても教員研修を実施するという課題がありました。4～5年度には、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の導入に伴い、教員が積極的に研修を受けられるような講座開設が求められました。6年度では、「Plant」の導入により、新システムへの適応、さらには教員のニーズに応える研修の提供が課題となりました。				

No	取り組み名	学校図書館機能活性化事業	担当部署	学校教育課		
7	取り組み内容	学校図書に関する専門的な知識・技能を有する学校司書を配置し、読書習慣の定着化を図るとともに、スムーズな貸出業務、資料や図書の整備、読み聞かせの充実を図ります。学校司書の増員に向けて取り組みます。				
	指標	1 か月平均読書冊数				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		小 12.4 冊／ 中 2.9 冊	小 12.3 冊／ 中 2.7 冊	小 11.2 冊／ 中 2.3 冊	小 12.3 冊／ 中 3.3 冊	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和 2 ～ 3 年度では、小中学生の月平均読書冊数は増加せず、学校司書が学校を巡回しました。令和 4 ～ 5 年度には、読書活動の推進により、5 年度の読書冊数は増加、県平均を上回りました。6 年度では、学校図書館活性化を目指し、会議を定期的に開催しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	令和 3 年度に 19 校に 7 名の学校司書を配置しましたが、一人当たりの担当校数が多く、配置増が必要です。また、中学生の不読率が多いという問題も抱えています。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	相談体制の充実	担当部署	学校教育課
8	取り組み内容	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の問題解決を図ります。不登校の児童・生徒に対しては、教育支援センター（旧：適応指導教室）での指導を行います。		
	取り組み状況（進捗・達成）	適応指導教室は令和2年度から6年度まで設置を続け、拠点となる場所や担当者数を変えながら実施してきました。令和2、3年度はスクールカウンセラー（SC）18、20名、スクールソーシャルワーカー（SSW）3名で運営しました。令和4、5年度はSC20名、SSW2名で、6年度はSC19名、SSW3名で運営し、場所は梁川、保原へ広がり、霊山も加わりました。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度では、コロナ禍で自宅学習が増え、不登校数の増加が課題となりました。4～5年度では、不登校対策の個別対応や教育支援センター（旧：適応指導教室）の拡充が求められました。6年度では、個別アセスメントに基づく計画的な指導や、SSW設置、校内支援など人的サポートや相談体制の整備が課題となっています。		

2. 心と体の健全育成の推進

No	取り組み名	キャリア教育の実施	担当部署	学校教育課・生涯学習課
1	取り組み内容	通学合宿（小学5年生）や福祉施設でのボランティア体験・福祉学習（中学1年生）、職業体験（中学2年生）等のキャリア教育を通じ、生徒の自立心や勤労・職業観の育成を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～3年度では感染症拡大防止のため校内で福祉学習や職業学習を行いました。4～5年度も同様に福祉学習は校内で実施しましたが、職場体験は部分的に現場で実施しました。6年度の福祉学習は受入先が確保できた2校のみ現場で、全校で職場体験学習を実施しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度では、感染症対策で教育活動が制限され、協力事業所が減少しました。次年度では、新たな受け入れ先の確保や、感染症対策への厳重な気配りが課題となりました。6年度では、福祉施設ボランティア体験の受け入れ先の確保が最大の課題です。		

No	取り組み名	吹奏楽きらめき事業	担当部署	学校教育課
2	取り組み内容	音楽を通じて市民に希望を与えるとともに、学校外における地域とのつながりを感じられるよう、児童・生徒による音楽活動を支援します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～4年度は、感染症対策により合同演奏会や交流活動が制限されました。5年度には、東京藝術大学のアンサンブル演奏会を約400名の観客のもとで実施し、交流活動を行いました。6年度には、5年ぶりに合同演奏会を1,024名の観客（演奏者361名含む）の前で開催し、ミニコンサートや交流活動も予定しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	コロナ禍における感染症拡大の懸念が生じ、吹奏楽の演奏及び交流活動が制限されたことで、音楽を通じた人的交流が困難になりました。また、募集や部員数等の関係により、コロナ禍以前の規模での事業実施が難しくなりつつあります。さらに、震災復興から目的がシフトし、継続的な実施を視野に入れた事業形態の見直しが必要となっています。		

No	取り組み名	青少年育成市民会議事業	担当部署	こども未来課
3	取り組み内容	中学2年生の立志式や青少年育成推進大会、こども論語塾の開催など、社会で生き抜くために大切なことを感じてもらう機会を提供することで、青少年の健全育成に努めます。		
	取り組み状況（進捗・達成）	青少年育成推進大会や中学2年生を対象とした立志式を毎年開催しました。また、子どもたち自身が自ら考え行動できる指針として「伊達っ子の誓い」を制定し、クリアファイルの配布や公共施設等へのポスター掲示を行いました。		
	結果を踏まえた今後の課題	「伊達っ子の誓い」の周知活動や立志式の開催方法等について、より効果的な方策を検討することが課題となっています。		

②基本目標 2 子育て家庭をサポートする環境の整備

1. 家庭の子育て力の強化

No	取り組み名	こども相談事業	担当部署	ネウボラ推進課		
1	取り組み内容	こども相談室を設置し、家庭における適正な養育、その他家庭における児童の福祉向上を図るための相談、指導、援助を行います。研修等を通じて職員及び相談員の資質向上を図ります。				
	指標	ケース管理				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		70件	88件	88件	77件	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	年間70～88件の児童相談を受け付け、家庭訪問や電話を通じた助言・指導を行ってきました。児童虐待防止と適切な養育環境確保のためにケース管理を行い、児童と家庭全体に対する相談支援に力を注いできました。				
	結果を踏まえた 今後の課題	相談窓口のさらなる周知を図り、問題が大きくなる前に適切な支援ができるよう、相談しやすい環境を作っていきます。				

No	取り組み名	PTA 活動の推進	担当部署	学校教育課
2	取り組み内容	保護者の PTA 活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、地域内における PTA 同士の連携を図ります。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	伊達地区 PTA 連絡協議会及び伊達市 PTA 連絡協議会の活動を支援してきました。令和 2～3 年度にはコロナ禍により連 P 教育後援会を中止しましたが、4 年度から再開しました。学校と単位 PTA との連携を働きかけています。		
	結果を踏まえた 今後の課題	コロナ禍で様々な教育活動に制限があり、単位 PTA の活動も大幅な縮減となりました。コロナ禍を抜けて、PTA 活動の再開が望まれる一方で、子どもや学校を支える新たな形の模索が必要となりました。また、子育ての悩みに則した家庭教育の充実を図る取り組みが課題です。		

No	取り組み名	ノーゲームデーと家庭での読書活動の推進	担当部署	学校教育課
3	取り組み内容	伊達市 PTA 連絡協議会との協力のもと、毎週水曜日を「ノーゲーム・読書デー」と定め、家庭内での読書活動の推進を図ります。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	コロナ禍においても単位 PTA ごとに「ノーゲーム・読書デー」に取り組み、各校で保護者への啓発を行いました。ゲーム依存やインターネット利用を起因とする生活習慣の乱れ対策として、保護者と連携した情報モラル指導を行いました。また、図書館利用の活性化にも力を注いでいます。		
	結果を踏まえた 今後の課題	各単位 PTA で取り組みを推進してきましたが、学校からの呼びかけが中心となっており、PTA がこの取り組みの主体となる仕組み作りが課題です。また、市 PTA 連絡協議会と連携して各単位 PTA の取り組みを評価し、今後の取り組みを再確認する必要があります。全市での共通理解を図る取り組みが課題です。		

No	取り組み名	ブックスタート事業・読み聞かせの支援	担当部署	生涯学習課
4	取り組み内容	乳児に絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を継続的に実施するとともに、NPO・ボランティアによる「読み聞かせ」支援を行います。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	ブックスタート事業として、4か月健診時の絵本のプレゼントと月齢に応じた絵本の選び方や読み聞かせの仕方をアドバイスする読み聞かせ支援を実施しました。6年度は視覚障がい者や外国人向けの選書を行います。		
	結果を踏まえた 今後の課題	令和2～3年度は、感染症対策のためブックスタートが単なる絵本のプレゼント事業になりました。4～5年度には読み聞かせの支援を行ったものの、具体的な効果の検証は行っていません。6年度は効果測定方法を検討中です。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	家庭教育講座の実施	担当部署	生涯学習課
5	取り組み内容	子どもの健全な成長に必要な親の役割について学習し、親の自覚と家庭教育の重要性を認識するため、保護者を対象に学校、幼稚園、保育所及び子育てサークルが実施する家庭教育講座を支援します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～3年度は市が主催し学校関係者やPTA役員向けの講演会を開催しました。4～5年度は家庭教育講演会の講師への謝礼を補助しました。6年度は家庭教育の課題に対する支援策を検討中です。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度は市主催の講演会によって情報提供を実現しました。4～5年度の謝礼補助による講演会では、実施の差異が見られました。6年度は市全体の情報提供と課題把握に取り組みます。		

No	取り組み名	親子参加型事業の実施	担当部署	生涯学習課
6	取り組み内容	親子で一緒にできるイベントや講演を実施し、共通体験を通じた親子のふれあいの機会を企画・提供します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～3年度には感染症対策により簡易宿泊所「とまっぺ」での事業は行えませんでした。4年度は感染症対策による制限下で親子体験教室を開催しましたが、5年度は学合宿活動が優先で実施できませんでした。6年度は実施していません。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度は感染症対策で事業が停滞しました。4～5年度は親子体験教室の自主事業を開始しましたが、6年度には児童の合宿活動やスポーツ団体の施設利用増加により実施が難しくなりました。		

2. 子育て情報の提供

No	取り組み名	利用者支援事業	担当部署	こども未来課、ネウボラ推進課
1	取り組み内容	伊達市子育て支援センターにおいて、子育て世帯が気軽に相談できる環境及び情報提供の体制を整備するとともに、関係機関との調整を行い、適切な子育てサービスの活用を支援しています。		
	取り組み状況（進捗・達成）	広報紙では特集やお知らせ記事の掲載に加え、子育て情報の専用ページを令和2年度から新たに設けました。令和4年度には市公式LINEの運用を開始しましたが、LINE上に子育て支援ウェブサイト「にこにこ」へのリンクを常時掲載し、子育て情報にアクセスしやすい環境を整えました。		
	結果を踏まえた今後の課題	広報紙や子育て支援ウェブサイト「にこにこ」及びだて子育てアプリに加え、市公式SNSも活用して広く情報発信に努めます。		

No	取り組み名	子育てガイドブック「にこにこ」の作成・配布	担当部署	こども未来課
2	取り組み内容	子育てに関する支援制度等を掲載した「子育てガイドブック」を作成・配布します。より見やすい紙面づくりに努めます。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～3年度には全体的な読みやすさと障がい児向け情報の充実化を図る「伊達市子育てガイドブックにこにこ」を発行しました。4～5年度には情報の見やすさとホームページ等へのスムーズなアクセスを可能にした「伊達市子育てガイドブック2023」を発行しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度は掲載情報の更新か所と効果的な表現方法の検討に時間を割きました。4～5年度では、印刷スケジュールの兼ね合いから発行時に最新情報が掲載できないケースが生じたため、発行時期の再考が課題となりました。		

No	取り組み名	「だて子育てアプリ」の周知拡大と提供情報の充実	担当部署	こども未来課		
3	取り組み内容	「だて子育てアプリ」の利用拡大に向けて、周知啓発に努めるとともに、子どもの年齢に合わせたコンテンツの提供・拡充によるアプリケーションの利便性向上を図ります。				
	指標	年間ダウンロード数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		691 件	513 件	1,138 件	484 件	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2～3年度には、保護者向け掲示板機能を実装し、認定こども園等での情報発信や欠席報告に活用しました。4～5年度には同機能を放課後児童クラブでも使えるよう機能を拡充しました。また、市公式チャットボットもアプリに組み込むことで情報取得を容易にしました。6年度にはプッシュ配信機能のサーバ変更を行いサービス継続に努めました。				
結果を踏まえた 今後の課題	利便性向上を図るため、必要な改修を随時進めます。					

No	取り組み名	市の広報紙や子育て支援ウェブサイト「にこにこ」などを活用した子育て情報の提供	担当部署	こども未来課、ネウボラ推進課、健康推進課
4	取り組み内容	市政だよりや子育て支援ウェブサイト「にこにこ」等を通じて子育て支援に関する情報を発信します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	広報紙では特集やお知らせ記事の掲載に加え、子育て情報の専用ページを令和2年度から新たに設けました。令和4年度には市公式LINEの運用を開始し、LINE上に子育て支援ウェブサイト「にこにこ」へのリンクを常時掲載し、子育て情報にアクセスしやすい環境を整えました。		
	結果を踏まえた今後の課題	広報紙や子育て支援ウェブサイト「にこにこ」及びだて子育てアプリに加え、市公式SNSも活用して広く情報発信に努めます。		

3. 母子の健康づくりの推進

No	取り組み名	母子健康手帳の交付		担当部署	健康推進課	
1	取り組み内容	妊娠届出書の提出時に、母子健康手帳の交付を行いながら担当のネウボラ保健師が面接し、顔の見える関係を築くことで妊娠期から子育て期まで寄り添いながら支援します。				
	指標	交付者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		293人	235人	218人	234人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	ネウボラ保健師が妊婦と面談を行い、信頼関係を築き、その後の妊娠期の保健指導を並行して行っています。				
結果を踏まえた 今後の課題	妊娠届出時の情報から、必要時、ネウボラ相談員・ネウボラ助産師、その他関係機関と連携して支援体制を構築しているため、今後も継続します。					

No	取り組み名	妊婦健康診査			担当部署	健康推進課	
2	取り組み内容	妊婦と胎児の健康保持・増進を図るため、医療機関で妊婦の健康状態の把握と保健指導を行います。					
	指標	受診者					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※	
		446人	387人	346人	354人	-	
	取り組み状況 (進捗・達成)	妊娠届出の面談時に受診勧奨と事業説明を行い、必要な方には健診受診後のフォローを実施しています。					
結果を踏まえた 今後の課題	多くの妊婦に受診してもらえるように、受診勧奨を継続します。						

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	妊婦歯科検診	担当部署	健康推進課		
3	取り組み内容	妊婦の歯科疾患の予防と早期発見・早期治療につなげるため、妊婦歯科検診を行います。出産前から乳幼児のむし歯予防に対する意識を高めていきます。				
	指標	受診者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		123 人	97 人	98 人	82 人	-
	取り組み状況 （進捗・達成）	妊娠届出の面談時に受診勧奨と事業説明を行い、必要な方には検診受診後のフォローを実施しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	多くの妊婦に受診してもらえるように、受診勧奨を継続します。					

No	取り組み名	妊産婦訪問指導の実施	担当部署	健康推進課
4	取り組み内容	妊娠32週以降にすべての妊婦へ訪問し、育児パッケージの贈呈を行いながら、安心して出産できるよう助言を行います。		
	取り組み状況（進捗・達成）	妊娠32週以降の妊婦に対し、訪問を実施し、安心して出産を迎えられるよう支援しています。里帰りや入院のため面談できない場合は、電話で状況確認を行っています。		
	結果を踏まえた今後の課題	訪問を主とし、家庭状況に応じて電話または来所相談等に変更し対応しています。支援が必要な場合は、タイムリーに支援ができるよう関係機関と連携します。		

No	取り組み名	新生児及び乳幼児訪問指導の実施	担当部署	健康推進課		
5	取り組み内容	乳児家庭全戸訪問指導との連携を図りながら、担当のネウボラ保健師が新生児及び乳幼児の発育・発達の確認を保護者と一緒に行い、子育ての悩み等に対し助言指導することで安心して子育てができるように支援します。				
	指標	実施者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		567人	525人	496人	422人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	ネウボラ保健師が家庭訪問し、相談・保健指導を実施しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	切れ目ない支援の一環として、今後も継続実施します。					

No	取り組み名	乳幼児健康診査の実施	担当部署	健康推進課		
6	取り組み内容	4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月の時期に保護者と一緒に子どもの発達・発育の確認を行い、乳幼児からの生活習慣病予防のための指導等を行います。経過観察が必要と判断された場合には、各種健診・健康相談の場を活用した助言・指導を行います。健診未受診者に対しては受診勧奨を行います。				
	指標	受診者 4か月児／10か月児／1歳6か月児／3歳6か月児				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		301人／302人／329人／370人	282人／302人／297人／342人	233人／257人／307人／330人	235人／228人／264人／322人	-
	取り組み状況（進捗・達成）	4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月の子どもたちに対して身体計測や内科、歯科診察等の健康診査を実施しています。生活習慣病予防として栄養、歯科、保健指導を行っています。				
結果を踏まえた今後の課題	未受診者に対して、フローに沿って早期に対応しており、必要時関係機関と連携し、支援を継続します。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	幼児歯科健診の実施	担当部署	健康推進課		
7	取り組み内容	幼児健康診査と同時に歯科医師及び歯科衛生士により歯の萌出や口腔内を観察し、正しいかみ合わせやむし歯予防を推進します。健診未受診者に対しては受診勧奨を行います。				
	指標	受診者　1歳6か月児／3歳6か月児				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		333人／371人	293人／341人	307人／330人	264人／321人	-
	取り組み状況（進捗・達成）	1歳6か月児と3歳6か月児に対し幼児健診を行い、歯科診察を実施し、診察結果に基づき、歯科衛生士による個別指導を実施しています。				
結果を踏まえた今後の課題	幼児・保護者の実態に合わせた個別指導を継続します。					

No	取り組み名	予防接種事業	担当部署	健康推進課		
8	取り組み内容	乳幼児から高校生までを対象に、予防接種法で定められた予防接種を実施します。 また、15 歳以下の子どもや妊婦にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。				
	指標	接種者 満 6 か月～13 歳未満／13～15 歳未満／妊婦				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		3, 513 人／ 681 人／101 人	2, 764 人／ 543 人／59 人	2, 150 人／ 401 人／55 人	1, 933 人／ 378 人／44 人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和 2 ～ 5 年度の接種者数は、 6 か月～13 歳未満が 10, 360 人、13 歳～15 歳未満が 2, 003 人、妊婦が 259 人です。				
結果を踏まえた 今後の課題	制度の周知について学校や園等を通して啓発 PR を継続します。					

No	取り組み名	子宮頸がん検診	担当部署	健康推進課		
9	取り組み内容	満 20 歳以上の偶数年齢の女性を対象に、指定医療機関で子宮頸部の細胞診を実施します。妊婦検診においても、同じ内容で妊娠初期に実施します。若い世代の受診率向上を図ります。				
	指標	受診者／受診率				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		1, 439 人／ 23. 6%	2, 148 人／ 23. 7%	1, 991 人／ 29. 2%	1, 970 人／ 28. 5%	—
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和 2 ～ 5 年度の受診者数は 7, 548 人で、受診率は 23. 6%から 29. 2%の間で推移しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	若年層の受診率の向上に向け啓発を継続します。精検受診率については国の目標を目指し受診を促します。					

No	取り組み名	乳がん検診	担当部署	健康推進課		
10	取り組み内容	満40歳以上の偶数年齢の女性を対象に指定医療機関でマンモグラフィーを実施します。受診率の向上を図ります。				
	指標	受診者／受診率				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		1,442人／ 25.9%	2,085人／ 25.4%	1,940人／ 30.8%	1,942人／ 30.3%	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2～5年度の受診者数は7,409人で、受診率は25.4%から30.8%の間で推移しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	若年層の受診率の向上に向け啓発を継続します。精検受診率については国の目標を目指し受診を促します。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	母子健康相談の実施	担当部署	健康推進課		
11	取り組み内容	子育ての悩み等を電話、来所などで相談を受け必要に応じて助言・指導することで、安心して子育てができるように支援します。 伊達市版ネウボラ事業の実施により、きめ細やかな相談機会の充実を図ります。				
	指標	延べ相談者数 来所／電話				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		995 人/ 1,209 人	1,022 人/ 980 人	901 人/ 718 人	853 人/ 692 人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2～5年度の来所者数は 3,771 人、電話相談は 3,599 件となっています。ネウボラ携帯を通じた気軽な電話相談の体制を継続しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	本人の希望や目的によって、電話・来所・訪問等でいつでも相談できる体制にしているため、継続します。					

No	取り組み名	生活習慣を確立するための助言・指導の実施	担当部署	健康推進課
12	取り組み内容	子どもの健やかな成長の基本となる運動・食事・睡眠などの生活習慣について、助言・指導を行います。		
	取り組み状況（進捗・達成）	乳児全戸訪問、乳幼児健康診査等母子保健事業の機会を通じ、児の成長発達にあわせ、生活リズムの確立について保健指導を実施しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	各事業を通じ、継続して実施します。		

No	取り組み名	事故防止のための啓発	担当部署	健康推進課
13	取り組み内容	誤飲、転倒、やけどなどの事故防止のため、乳幼児健康検査や教室、保育施設等において、パンフレットを配布し知識の普及啓発を行います。		
	取り組み状況（進捗・達成）	乳幼児健康診査や相談会等の保健指導の際に、成長発達に合わせた事故防止について説明しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	各事業を通じ、継続して実施します。		

4. 食育の推進

No	取り組み名	家庭における食生活の啓発	担当部署	健康推進課
1	取り組み内容	乳幼児健診や相談会等の機会を通じ、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本に、家庭生活における正しい生活リズムや食習慣のあり方について啓発します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	乳幼児健康診査や各相談において、児の発達に応じた食について保健指導を実施しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	各事業を通じ、継続して実施します。		

No	取り組み名	乳幼児期からの食育の啓発	担当部署	健康推進課		
2	取り組み内容	7か月児相談会や1歳児相談会を開催し、乳児の離乳食開始から幼児食への食の自立に向けた成長に必要な栄養がバランスよく摂れる食習慣づくりについて支援・相談を行います。				
	指標	対象者 7か月児／1歳児				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		191人／ 200人	230人／ 198人	183人／ 156人	162人／ 152人	-
	取り組み状況 （進捗・達成）	令和2～5年度の乳児健康診査では、7か月児と1歳児を合わせて1,472人に対し、発達に応じた食事について保健指導を行っています。				
	結果を踏まえた 今後の課題	各事業を通し、継続して実施します。				

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	学校における食育の啓発	担当部署	学校教育課
3	取り組み内容	栄養教諭・栄養技師による食に関する指導や試食会を実施します。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	市内各学校に栄養教諭1名、栄養技師2名を配置しています。各学校では、食に関する指導(食育)の全体指導を作成し、栄養教諭や養護教諭を活用しながら発達段階に応じて望ましい食習慣形成に向けた指導を計画的に実施しています。		
	結果を踏まえた 今後の課題	令和2～5年度の食育指導では、食への知識や選択力育成を行ってきましたが、一緒に食べる楽しさや自発的に食事を作る望ましい食生活を実践する力の育成に難しさがありました。6年度では、「ふくしまっ子食育指針」の目標への取り組みを評価し、食育指導の改善を図る必要があります。また、家庭との連携を強化し、望ましい食習慣の形成に取り組む必要があります。		

5. 子育て家庭の経済的負担の軽減

No	取り組み名	幼児教育・保育の無償化に伴う適切な事業の実施	担当部署	こども未来課
1	取り組み内容	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳以上の子ども及び市民税非課税世帯の3歳未満の子どもを対象に、保育園や幼稚園、認定こども園等の保育料を無償化しています。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	3歳以上の子ども及び市民税非課税世帯の3歳未満の子どもを対象に、保育園や幼稚園、認定こども園等の保育料無償化、ひとり親世帯等への保育料軽減を実施しました。令和6年度には、きょうだいの年齢条件を緩和し、多子世帯軽減を拡充しました。		
	結果を踏まえた 今後の課題	保育にかかる経済的負担を軽減するため、他自治体の事業の動向を参考に、より子育て世帯に寄り添った事業を展開します。		

No	取り組み名	こども医療費の助成	担当部署	ネウボラ推進課		
2	取り組み内容	18 歳までの子どもの保険診療にかかる自己負担額と入院時食事療養費自己負担額を助成します。				
	指標	対象者／支給額				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		8, 165 人／ 177, 079, 815 円	7, 361 人／ 192, 036, 305 円	7, 125 人／ 193, 133, 851 円	6, 986 人／ 217, 431, 521 円	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和 2 年～ 5 年度のこども医療費助成事業による助成対象児童数は 6, 986 人～ 8, 165 人で、支給額は最少で 177, 079, 815 円、最大で 217, 431, 521 円でした。				
結果を踏まえた 今後の課題	関連例規に基づき適正に事務を執行します。					

3	No	取り組み名	児童手当の給付	担当部署	ネウボラ推進課		
		取り組み内容	家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成・資質の向上を図るため、0歳から中学3年生までの子どもを養育している方に手当を支給します。				
		指標	受給世帯				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
			3,348件	3,279件	3,130件	3,006件	-
		取り組み状況 (進捗・達成)	児童手当受給世帯数は、2年度が3,348件、3年度が3,279件、4年度が3,130件、5年度が3,006件となっており、推移は減少傾向にあります。				
	結果を踏まえた 今後の課題	令和2～5年度は関連法規に基づき適正に事務を実施しています。6年度は制度改正（支給対象児童の高校生年代延長や所得制限撤廃等）への対応と周知活動を実施し、引き続き適正に事務を執行します。					

※令和6年7月時点(年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記)

No	取り組み名	就学援助	担当部署	学校教育課		
4	取り組み内容	伊達市立の小中学校に通う児童生徒が楽しく学校生活を過ごすことができるよう、経済的に困窮している保護者に対して、学用品費や給食費などの一部または全額を援助します。				
	指標	対象者／補助額				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		372人／ 30,434,183円	367人／ 30,956,836円	352人／ 30,837,723円	384人／ 33,555,700円	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	要保護児童生徒へ学用品や通学用品、給食費の補助を実施しています。また、令和5年度には全児童生徒への運動着支給を実施し、子育て世帯への支援を行いました。困窮する中学3年生への高校就学準備金支給も行っています。				
結果を踏まえた 今後の課題	令和2～3年度では、コロナ禍での働き方の多様化を見据え、経済的に困窮する世帯を把握し迅速に支援することが必要でした。令和4～5年度では、コロナ禍や世界情勢からの物価高騰が見られ、経済的負担の軽減を図る必要がありました。令和6年度では、要保護準要保護児童生徒への就学援助費支給や高校就学等準備金支援の制度周知と継続支援が必要です。					

No	取り組み名	奨学金の貸与		担当部署	教育総務課	
5	取り組み内容	学習意欲がありながら、経済的な理由で高等学校以上の学校に進学や就学が困難な生徒・学生に奨学資金（修学資金・入学支度金）を貸与します。				
	指標	貸与／償還				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		貸与15人 9,600千円／ 償還58人 11,197千円	貸与14人 9,270千円／ 償還50人 10,638千円	貸与14人 8,230千円／ 償還50人 8,247千円	貸与13人 8,170千円／ 償還47人 10,034千円	-
		取り組み状況 （進捗・達成）	新規対象者や貸与、償還金額は年度により変動があり、常に適切な支援を心掛けました。			
結果を踏まえた 今後の課題	現在の貸付状況から基金の長期的な運用シミュレーションを行い、条例や審査基準の金額等について社会情勢の変化に応じた見直しを検討します。また、関係部署と連携し制度の浸透を図ります。					

No	取り組み名	子どもの貧困対策との連携強化	担当部署	ネウボラ推進課
6	取り組み内容	子どもの貧困は複合的な課題であることから、これらの問題解決のためこども支援ネットワークを設置しました。このネットワークを基盤にこどもの居場所であるこども食堂や学習支援などについて取り組みます。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	就学援助対象者である中学生の学習支援に取り組みました。教室形式の学習支援を継続的に実施し、期間や頻度を増やす取り組みを進めてきました。また、こども食堂の運営支援やこどもの居場所づくりについて、関心がある団体との協議や補助金の提供を行い、子どもたちの生活環境の改善に努めました。		
	結果を踏まえた 今後の課題	こども食堂の運営団体の支援強化、こどもの居場所づくり関係補助金の再整備、学習支援事業の長期化や回数増加、参加者増加に向けた取り組みが課題です。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

③基本目標 3 地域の子育て力を強化する施策の充実

1. 地域の子育て力の強化

No	取り組み名	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		担当部署	こども未来課	
1	取り組み内容	核家族化の進行により孤立する親子が増える中、親子が交流し、身近に相談できる場所の確保が必要なことから、地域における子育て支援の拠点として子育て支援センターを設置します。				
	指標	実施施設				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	取り組み状況（進捗・達成）	コロナ禍の影響で定員を半減したため利用者減少が続きましたが、オンライン相談や読み聞かせ配信を実施しました。定員制限解消後は利用者数が回復傾向にあります。各施設では、保護者のニーズに応じたイベントや絵本貸し出し等を行いました。				
	結果を踏まえた今後の課題	利用者の家庭状況や相談内容も多岐にわたるため、関わる職員の資質向上が課題です。様々な利用者の思いに寄り添った関わりを柔軟にできるよう、関係機関との連携も必要になっていきます。				

No	取り組み名	スクールコミュニティ事業	担当部署	生涯学習課
2	取り組み内容	小学校に地域活動の拠点となるスクールコミュニティセンターを設置し、学校における教育活動を支援するとともに、地域との連携を強化し、社会全体の教育力の向上と、学校を核とした地域コミュニティの形成を図ります。		
	取り組み状況(進捗・達成)	令和2～6年度の間、基幹校3か所への設置から基幹校5か所への設置に増設し、より多くの子どもを通じて地域と学校をつなぎました。		
	結果を踏まえた今後の課題	基幹校が地域のスクールコミュニティセンターとして認識されていないという課題があり、また、基幹校以外の地域と学校の連携も進んでいませんでした。令和6年度には理解と関与の促進を図ります。		

No	取り組み名	スポーツ少年団活動の推進	担当部署	生涯学習課
3	取り組み内容	スポーツ少年団に対して事業補助金を交付し、組織運営及び事務補助を行うことで、子どもたちがスポーツに親しみ、体力づくりや地域活動ができる環境を整備します。		
	取り組み状況(進捗・達成)	スポーツ少年団の会員確保のために補助金を交付し、登録補助を行ってきました。特に2～3年度では、コロナ禍での活動継続を支えるため消毒液等の物品の確保にも対応しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	コロナ禍や少子化による団員・指導者の確保の問題が続いています。6年度には、登録料の値上げにより団の存続や指導者確保がさらに困難となり、運営費の増加で赤字が懸念されます。		

No	取り組み名	小中学校ホームページ整備事業	担当部署	学校教育課
4	取り組み内容	市内すべての小中学校において、ホームページの定期的な更新を行い、学校行事等の開催を地域に周知します。ホームページの更新にあたっては、教職員の負担軽減策についても検討します。		
	取り組み状況(進捗・達成)	令和2～3年度には全小・中学校がホームページを活用した情報発信を行い、学校と地域・社会のつながりが強まりました。4～5年度にはこの取り組みを継続し、地域・社会に開かれた学校づくりを推進しました。6年度にはホームページの刷新を実施しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～5年度にかけて、学校ホームページの運用による教職員の校務負担と働き方の両立が課題でした。6年度には新サービスの導入により負担が軽減されはじめましたが、今後は予算節約の観点からホームページサービスの選択が大きな課題となっています。		

※令和6年7月時点(年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記)

No	取り組み名	ファミリー・サポート・センター事業		担当部署	ネウボラ推進課	
5	取り組み内容	一時的な子どもの預かりや自宅から保育施設等への送迎など、地域において子育ての援助を受けたい方（お願い会員）と、援助に協力できる方（任せて会員）がそれぞれ会員となり、子育てについて助け合う事業を展開します。				
	指標	利用者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		15人	11人	16人	7人	-
	取り組み状況 （進捗・達成）	会員間の相互援助活動に関する連絡、調整を実施しています。また、子育て世代が本事業を知るきっかけづくり及び会員数増加を目的に、子育て支援アプリを活用した情報発信を実施しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	任せて会員の確保、電子媒体を活用した効果的な周知及び申請方法の確立が課題となっています。					

2. 世代間交流、次世代の育成

No	取り組み名	環境保護の推進	担当部署	生活環境課
1	取り組み内容	環境基本計画に基づき、広報紙等による啓発活動などを行い、子どもたちや市民の環境保護意識の向上を図り、本市の豊かな環境を将来に継承しています。		
	取り組み状況（進捗・達成）	広報紙や市HPでエコカーや環境に優しい交通に関する情報提供を行い、環境保全に関するイベントや学習会、学校での出前講座も継続的に実施しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度は感染症対策のため利用促進活動が困難で、4～5年度は広報活動やイベントが再開されたもののさらなる取組が求められています。そのため、引き続き市民の環境保護意識向上が重要なことから、今後は、情報提供や出前講座の増加を続ける必要があります。		

No	取り組み名	市民協働で進めるための NPO などへの活動の支援	担当部署	協働まちづくり課
2	取り組み内容	NPO や市民活動団体等と行政が連携を図りながら、担い手の育成、地域活動への理解促進などに取り組んでいます。		
	取り組み状況（進捗・達成）	市民活動支援センターを通じて子育て関連や環境保護、その他市民活動を行う NPO 法人や市民活動団体等への支援を行ってきました。さらに、令和 5 年度以降は新設の市民活動団体への支援も実施しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	市民活動支援センターの利用団体が少ないため、周知に力を入れていく必要があります。また、市内の NPO 法人や市民活動団体のニーズに合った支援を行っていく必要があります。		

No	取り組み名	自然や歴史・文化とふれあう機会の充実	担当部署	生涯学習課
3	取り組み内容	ウォーキングイベント等において、自然に接しながら地域の歴史に触れる機会を提供します。また、資料館のワークショップ等を通じて市民が歴史に親しむ機会を提供します。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2～3年度は感染症対策のためイベントとワークショップの積極的な宣伝を見送りました。4～6年度は、年数回のイベントやワークショップ、講座等を開催し、歴史体験の場を設けました。		
	結果を踏まえた 今後の課題	令和2～3年度は感染症対策のため活動範囲や内容に制約がありました。4～6年度は、イベントや講座の参加者数は例年並みに回復しましたが、参加者が固定化しているため、新規参加者の獲得が課題となっています。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	世代間交流の機会の提供		担当部署	生涯学習課、協働まちづくり課	
4	取り組み内容	昔の遊びやおもちゃづくりなどを通じて、高齢者とのふれあいの機会を設け、世代間交流を促進します。スクールコミュニティ、交流館や土曜学習事業等と連携するとともに、人材バンクの活用も検討します。				
	指標	人材バンク　利用回数／利用者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		117 件／ 1,757 人	104 件／ 1,999 人	152 件／ 2,446 人	269 件／ 6,609 人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2～3年度は、地域自治組織が世代間交流として伝統工芸や昔遊びの実施を計画していましたが、コロナ禍により一部が縮小・中止となりました。4～5年度では伝統活動が徐々に再開し、人材バンクの利用者数は大幅に増加しました。6年度も同様の活動を計画中です。				
結果を踏まえた 今後の課題	会員間の相互援助活動に関する連絡、調整を実施しています。また、子育て世代が本事業を知るきっかけづくり及び会員数増加を目的に、子育て支援アプリを活用した情報発信を実施しています。					

No	取り組み名	地域文化伝承の促進	担当部署	生涯学習課
5	取り組み内容	太鼓や獅子踊りなど地域の文化を発表する機会を提供し、その周知を図ります。地域団体の活動を支援することで、地域文化伝承を支援します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	文化財指定された無形民俗文化財保存団体の年間活動費に補助金を交付し、伝統文化の継承と保存に努めました。		
	結果を踏まえた今後の課題	伝統文化の多くが地域コミュニティ内で伝承されてきました。高齢化・少子化、コミュニティの衰退により継承が危ぶまれる文化財もあります。		

3. 仕事と生活の調和の促進

No	取り組み名	仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり	担当部署	商工観光課
1	取り組み内容	子育てにおいて、仕事の負担が大きくなるために、子の看護休暇、深夜労働の制限や勤務時間の短縮等の措置を講じて仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを図ります。仕事と生活の認証企業、女性活躍認証企業の増加に向けた取り組みを進めていきます。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	ハローワーク福島と連携を図りながら、女性活躍の推進に関するセミナーや企業に周知を図るためのワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催しました。		
	結果を踏まえた 今後の課題	セミナー等に参加する方や企業が少ないことが課題であるため、事業の内容や周知方法を検討します。		

No	取り組み名	育児休業制度など関係法制度の普及・定着の促進	担当部署	商工観光課
2	取り組み内容	育児休業制度などの子育てに関する法制度を広く普及させ、出産後も安心して職場へ復帰できる環境整備を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	関連する法律に関する情報を随時、PRするとともに市とハローワークが開催するセミナーにおいて普及に努めました。		
	結果を踏まえた今後の課題	引き続きハローワーク福島と連携を図り、法律の情報提供を行うとともに、市内商工会に対する働きかけを強化します。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	労働者自身の意識改革の啓発	担当部署	商工観光課
3	取り組み内容	労働者自身が仕事と子育ての両立に理解を持つため、ワーク・ライフ・バランスの推進と意識啓発を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	関連する法律に関する情報を随時、チラシ・ポスターを掲示しながらPRするとともに、市とハローワークが開催するセミナーにおいて普及に努めました。		
	結果を踏まえた今後の課題	事業者側に対するチラシ、ポスターによる意識改革に関する取り組みを実施し、併せて市内団体や庁内関係部署とも連携しながら、意識の変革を促します。		

No	取り組み名	国・県・関係団体などと連携した子育てしやすい職場づくりの促進	担当部署	こども未来課
4	取り組み内容	国・県・関係団体から提供された労働に関する各種資料を配布し、子育てしやすい職場づくりに向けた情報提供を行います。		
	取り組み状況（進捗・達成）	国・県・関係団体から提供された労働に関する各種資料を配布し、子育てしやすい職場づくりに向けた情報提供を行いました。それぞれの施設や企業等での対応が異なる中ですが、子育てしやすい職場づくりの理解が進むよう、取り組みを継続します。		
	結果を踏まえた今後の課題	それぞれの施設や企業等での対応や考えが異なるため、理解や職場体制の構築へとつなげるためには継続した周知が必要です。また、市の子育てに対する考えや取り組みについても広く周知し、子育てしやすい職場環境や地域づくりが課題です。		

No	取り組み名	雇用の場の確保	担当部署	商工観光課
5	取り組み内容	職業紹介事業において、市内事業所を対象に両立支援求人を獲得し、一方で子育て中の求職者の就職活動を支援し、雇用の場の確保を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	女性も含めた市民の雇用の場を確保するため、保原工業団地を新たに整備し、令和5年度までに全区画を完売できました。また、女性向けのセミナーに加え、女性のための企業説明会を開催しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	既存工業団地への企業誘致を促進するとともに、令和8年度に開業が予定されている大型商業施設も含め、子育て中の求職者が就業できるように、ハローワーク福島と連携を強化し雇用拡大につなげます。		

No	取り組み名	男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進	担当部署	協働まちづくり課
6	取り組み内容	すべての人が性別にとらわれることなく多様な生き方を認め合い、その個性と能力を発揮して自分らしく生きられる社会の実現を目指し、男女平等の意識の啓発、様々な分野の女性参画促進を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～5年度に、男女共同参画講演会や映画上映会を開催し、市民の理解を深めるための啓発活動を行いました。また、令和5年度には第3次伊達市男女共同参画プランを施行し、中学生や商工会等に情報提供しました。令和6年にはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、制度の周知活動を行っています。		
	結果を踏まえた今後の課題	映画上映会の参加者が高齢者や女性に偏っているため、世代や性別に関係なく参加を促す工夫が必要です。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度への理解を深めるため、周知活動も求められています。		

④基本目標 4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

1. 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

No	取り組み名	公園などの維持・安全管理		担当部署	都市整備課	
1	取り組み内容	子どもが安心・安全に遊ぶことができるよう、公園の整備や設置遊具の管理などを行います。				
	指標	都市公園数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		11 か所	11 か所	12 か所	13 か所	17 か所
	取り組み状況 (進捗・達成)	公園の適切な管理を行うため都市公園編入基準に基づき公園の位置付けの見直しと、公園の遊具安全点検と樹木等の植栽管理、除草及び美化を行っています。				
結果を踏まえた 今後の課題	都市公園に編入した公園については、老朽化した公園遊具の撤去更新と、公園内の除草と美化について市民協働による維持管理体制の充実を進めて行く必要があります。					

No	取り組み名	屋内外運動場の整備		担当部署	こども未来課	
2	取り組み内容	子どもが安心・安全に遊ぶことができるよう、公園の整備や設置遊具の管理などを行います。				
	指標	延べ利用者数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		68,584 人	66,800 人	90,182 人	123,277 人	－
	取り組み状況 (進捗・達成)	4つの屋内外運動場を運営し、子育て支援と住民交流の場を提供しています。利用者はコロナ禍において減少しましたが、令和3年度には利用者累計 100 万人を突破し、コロナ禍以降は利用者数が回復傾向にあります。				
	結果を踏まえた 今後の課題	コロナ禍においては定員数や開館時間の変更の対応が求められ課題がありました。コロナ禍以降は定員数の見直しを図り利用者数が増加しましたが、今後の見直しの必要性について検討します。				

2. 子どもと子育て家庭の安全の確保

No	取り組み名	交通安全教室の実施	担当部署	生活環境課、学校教育課
1	取り組み内容	伊達市交通教育専門員や伊達地区交通安全協会と連携し、市内の教育施設において交通安全教室を実施し交通安全に対する知識、交通マナーの向上を図ります。講師人材の育成と交通安全教室の実施回数の増加を図ります。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	小中学校で警察署等と協力しながら交通安全教室を実施し、教員が日常的に安全指導に取り組んできました。各学校の状況に合わせて内容等を調整しつつ、通学路の点検も行い、年4回の交通安全運動期間を中心に活動を展開しました。		
	結果を踏まえた 今後の課題	毎年実施している交通教室のマンネリ化、コロナ禍での関係機関や保護者との連携弱体化が課題でした。交通事故の減少は見られるものの、事故防止のための啓発活動を継続する必要があります。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	地域住民や警察との連携協力	担当部署	学校教育課		
2	取り組み内容	毎朝の立哨活動や下校時間帯の見守り活動を行い、通学路の交通安全や犯罪防止を図ります。また、交通法令の遵守や交通マナー向上の促進を図ります。また、毎年8月に通学路合同点検を行います。				
	指標	通学路点検 要望／改善				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		-	71件／33件	77件／34件	89件／31件	73件／34件
	取り組み状況（進捗・達成）	各学区の要所には交通安全指導員や見守り隊など、地域の方々の協力を得て登下校の安全確保を推進しています。また、通学路合同点検を毎年実施しています。				
	結果を踏まえた今後の課題	通学路の安全確保に向けた取り組みは、予算制約による応急処置的な対応が多く、根本的な解決に至っていないことが課題です。また、見守り隊や交通安全指導員の欠員に対して新たな人員を確保することが難しく、地域住民の高齢化とあいまって喫緊の課題となっています。				

No	取り組み名	防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施	担当部署	生活環境課
3	取り組み内容	各期の交通安全運動において交通安全に係るチラシを配布し交通安全の知識普及、交通安全啓発を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	年4回実施する各期の交通安全運動期間中などに、街頭啓発活動に伴うチラシの配布、広報車等による広報活動を実施しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	各期の交通安全運動期間を中心とした啓発活動により、交通事故件数は減少傾向にあります。引き続き交通事故が起こらないよう、啓発活動を継続していく必要があります。		

No	取り組み名	「こども110番の家」の推進	担当部署	こども未来課
4	取り組み内容	学校を通じて、家庭や市内店舗に協力を呼びかけ、「こども110番の家」の看板を設置します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和4～5年度において、一部地域へ「こども110番の家」継続の依頼を実施しました。また、伊達警察署実施の110番通報訓練の中で「こども110番の家」について周知しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	青少年育成市民会議事業に対する補助金が大きく減額となり、事業費の確保に課題がありました。		

No	取り組み名	インターネットやコミュニケーションツールの正しい活用方法の周知	担当部署	学校教育課
5	取り組み内容	学校ごとに情報モラル教育を実施して、インターネットの危険やコミュニケーションのトラブルなどの事例を紹介し、正しい活用方法を周知します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～3年度は、各学校で児童生徒の発達に沿った情報活用能力の育成に取り組みました。4～5年度には、「ふくしま情報モラル診断」を実施し、より具体的な指導を展開しました。6年度には「伊達市ICT教育推進計画」を立案し、ICTの適切かつ安全な使用を指導しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度、感染症拡大で子どものメディア接続時間が増加し、依存リスクが高まり、家庭での指導や保護者の理解が課題となりました。4～5年度以降も、家庭でのルール作りの不足が見られ、保護者との連携強化が課題です。6年度は保護者の情報モラル理解の深化と家庭教育の充実が求められます。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

3. 放射能に対する安全・安心の確保

No	取り組み名	放射線教育推進事業	担当部署	学校教育課
1	取り組み内容	市で作成した放射線教育副読本や教材等を活用し、本市の状況に応じた放射線教育を実施します。また、教職員研修の内容についても、常に改善を図っていきます。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2年度から各学校で、理科分野の理解向上と思考力・判断力育成に注力しました。年間数時間の学習時間を確保し、放射線等の研究活動や環境再生プラザ等の教材を活用した指導を行いました。6年度には、これらの継続的な取り組みのもと、科学的根拠に基づく情報発信能力の育成を目指しています。		
	結果を踏まえた 今後の課題	令和2年度以降、放射線学習の実施について、内容の画一化や現実離れ、家庭での理解の違いなどが課題となりました。また、小学校では東日本大震災当時を経験しない児童のみとなり、目的意識をもった学習を成立させることが課題となりました。これらを踏まえ、6年度は授業の質改善を進めつつ、自立した思考力や情報発信力の育成を目指すことが求められています。		

No	取り組み名	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	担当部署	学校教育課、こども未来課
2	取り組み内容	安心安全な給食を提供するため放射性物質に係る検査を実施します。また、遊びや運動の機会が減少している児童のために、専門家による遊びの支援などを実施します。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	東日本大震災以降、給食の放射線量測定を継続しており、安心安全な給食提供を実現しました。コロナ禍においては、運動機会が制限されましたが、感染症対策を講じながら徐々に運動機会を増加させました。令和5年度以降は、熱中症予防に重点を置き、運動習慣の形成や運動機会の確保に努めています。		
	結果を踏まえた 今後の課題	令和2年度以降は、放射能の不安が薄れ、コロナ禍における運動機会の確保が課題となりました。コロナ禍では、感染症対策による生活や運動習慣の形成に課題が見られました。令和5年度以降は、熱中症対策が求められるとともに、児童の体力低下などの健康課題が見られ、食や運動習慣形成への総合的な対応が課題となりました。		

⑤基本目標 5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

1. 障がいや発達に不安のある子どもを持つ家庭への支援

No	取り組み名	発達支援室「こどもも」事業（未就学児の発達支援、保護者への相談・助言）	担当部署	ネウボラ推進課		
1	取り組み内容	就学前の子どもを対象とした発達支援や言語指導のほか、子どもの発達に不安を抱える保護者に対して相談や助言を行います。発達支援アドバイザーや言語聴覚士などの専門職の配置により連携強化を図り、支援の充実を図ります。				
	指標	発達相談／言語相談				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		720件／383件	792件／372件	622件／331件	563件／329件	-
	取り組み状況（進捗・達成）	発達が気になる子ども（主に幼児）や保護者への相談・支援、言語障害のある幼児の指導を行い、対象者向けの個別相談や小集団支援を実施し続けています。また、職員対象の研修も年に1～2回行ってきました。				
結果を踏まえた今後の課題	保護者が安心して子育て相談を受けられる専門職の配置、ニーズに応じた事業内容の見直し、医療的ケア児への支援体制の整備等が課題です。また、こども家庭センター設置に伴い、相談対象年齢の変更への対応が課題となっています。					

No	取り組み名	教育支援体制の整備（学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などを持つ子どもへの支援）	担当部署	こども未来課、学校教育課		
2	取り組み内容	障がいを持つ子どもが学校や保育所等で円滑に生活が送れるよう、特別支援介助員の配置や保育士等の増員により支援にあたります。				
	指標	特別支援介助員配置数 小中学校／保育園等				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		42人／38人	42人／37人	44人／37人	41人／37人	41人／41人
	取り組み状況（進捗・達成）	各年度で特別支援介助員を配置しています。令和2～3年度に42名、4年度に44名、5～6年度に41名を小中学校に配置しました。各校への配置状況には年度による変動があります。保育園等には公立私立合わせて令和2年度38名、3～5年度に37名、6年度に41名の特別支援介助員を配置しました。また、研修会を年2回開催し、介助員の資質向上にも努めています。				
結果を踏まえた今後の課題	特別支援ニーズの増加と早期教育相談体制の強化に伴い、介助員の増員や配置基準の見直しが課題となっています。適切な学びの場への就学を助けるため、保護者の理解を深める支援と介助員増加に係る予算確保が求められています。また、介助員の支援の質向上も課題です。					

No	取り組み名	特別支援教育体制の整備（障がいの特性に応じた教育指導）	担当部署	学校教育課
3	取り組み内容	就学指導実施要綱に基づき、障がいに応じた適切な教育指導及び円滑な就学指導を実施します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～3年度では各校での個別的教育支援計画、個別の指導計画の作成と保護者との教育相談を通じて、子どもの実態に合わせた就学を推進しました。4～5年度には幼児の就学指導審議会を早めて相談時間を確保し、6年度には教育支援委員会体制を生かし専門的判断で学びの場を選定しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	早期からの就学相談の充実を図る仕組みづくりが進む一方で、各学校での障がいの特性に応じた特別支援教育の推進が課題です。本市で作成した「特学担任指導の心得」及び「特学担任指導のBase10」により、各学校での特別支援教育のなお一層の充実が図られるようにします。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	障がい児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）		担当部署	ネウボラ推進課	
4	取り組み内容	発達が心配される子ども一人ひとりに、障がい児通所サービスを通して生活能力向上や集団への適応訓練などのサービスを提供し、地域社会の中でいきいきと暮らせるよう支援します。				
	指標	児童発達支援施設／放課後等デイサービス				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		5施設／ 11施設	5施設／ 12施設	6施設／ 16施設	6施設／ 20施設	-
	取り組み状況（進捗・達成）	市内の児童発達支援施設及び放課後等デイサービスでの子育て支援を展開しました。支援施設数は増加傾向にあります。				
結果を踏まえた今後の課題	法規に基づく適正な事務運営を継続しながら、市民のニーズに対応する施策を検討します。					

No	取り組み名	特別支援学校や障がい児施設との連携	担当部署	ネウボラ推進課
5	取り組み内容	保育園、幼稚園及び認定こども園が特別支援学校や障がい児施設と連携を図ることで、障がいのある子どもがその発達の速度や特性等に合わせた教育や指導を受けられる環境を整えます。		
	取り組み状況（進捗・達成）	特別支援学校の相談支援窓口の周知を図り、各園との情報共有や療育事業所へのつながりを実施しました。また、令和4年度からは、特別支援学校の医療的ケアサポート会議に出席し、支援の強化を図りました。		
	結果を踏まえた今後の課題	特別支援学校を含めた相談・支援窓口の利用促進と各園や療育事業所との情報共有や連携の充実が課題となりました。特に令和6年度には、障がい児支援体制の整備強化も求められています。		

No	取り組み名	障害児福祉手当の給付		担当部署	社会福祉課	
6	取り組み内容	精神又は身体に重度の障がいがあり、在宅で生活される 20 歳未満で常時介護が必要な状態にある方に手当を支給します。				
	指標	対象者／助成額				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		23 人／ 4, 207, 080 円	23 人／ 4, 077, 120 円	23 人／ 3, 877, 230 円	22 人／ 3, 940, 920 円	-
		取り組み状況 (進捗・達成)	国の制度に基づき、令和 2～4 年度においては 23 人、5 年度には 22 人に支給しました。6 年度においては 24 人への支給を予定しています。			
	結果を踏まえた 今後の課題	国の制度に基づき適正に事務を執行します。				

No	取り組み名	特別児童扶養手当の給付	担当部署	ネウボラ推進課		
7	取り組み内容	身体または精神に重度の障がいがある 20 歳未満の子どもを監護している養育者に手当を支給します。				
	指標	受給世帯				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		246 件	279 件	296 件	311 件	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	特別児童扶養手当受給世帯数は、令和 2 年度 246 件、3 年度は 279 件と増加しました。同様に 4 年度も 296 件、5 年度は 311 件と受給世帯数は増えています。				
結果を踏まえた 今後の課題	関連法規に基づき適正に事務を執行します。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	育成医療の給付	担当部署	社会福祉課		
8	取り組み内容	18 歳未満の子どもで、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部を支給します。				
	指標	対象者／助成額				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		7 人／ 1,745,356 円	8 人／ 1,489,958 円	2 人／ 517,285 円	0 人／0 円	-
	取り組み状況 （進捗・達成）	国の制度に基づき、令和 2 年度は 7 人に約 175 万円、3 年度は 8 人に約 149 万円でした。4 年度は 2 人に約 52 万円、5 年度は助成対象者なしでした。				
結果を踏まえた 今後の課題	国の制度に基づき適正に事務を執行します。					

No	取り組み名	障がいのある子どもに対する関係機関の連携の強化	担当部署	ネウボラ推進課
9	取り組み内容	自立支援協議会こども部会を定期的に開催し、関係機関との情報共有等を行い、障がいのある子どもの早期支援と切れ目のない連携を図ります。		
	取り組み状況（進捗・達成）	自立支援協議会こども部会を毎年7回開催し、情報共有や課題の抽出、検討を行っています。		
	結果を踏まえた今後の課題	事業所増加に伴う部会体制の検討が課題となっています。		

2. 要保護児童対策

No	取り組み名	「要保護児童対策地域協議会」などを通じた関係機関との連携と推進	担当部署	ネウボラ推進課
1	取り組み内容	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図りながら、児童虐待をはじめ要保護児童等の早期発見・対応に努め、適切な支援等を行います。また、令和4年までの設置が求められている「子ども家庭総合支援拠点」についても準備を進めていきます。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2年度には子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童等の早期発見・対応に努めました。6年度にはこども家庭センターを創設し、母子保健と児童福祉の連携を強化しました。要保護児童対策地域協議会では、代表者会議や実務者会議を開催し、関係機関との連携と推進に努めました。		
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～3年度では子ども家庭総合支援拠点設置に伴う部署間連携の確立が課題で、4～5年度では子育て世代包括支援センターとの関係性整理、体制強化検討が課題となりました。6年度は母子保健と児童福祉のさらなる連携強化が課題です。		

No	取り組み名	児童虐待の防止に向けた普及・啓発の促進	担当部署	ネウボラ推進課
2	取り組み内容	ポスターの掲示やリーフレットの配布により、児童虐待防止に対する市民の意識を高めます。		
	取り組み状況（進捗・達成）	毎年児童虐待防止の普及・啓発を行いました。ポスター掲示や、ポケットティッシュ、メモ帳、ウェットティッシュ、ボールペンなどの啓発物品を製作・配布し、市民の認識向上に努めました。		
	結果を踏まえた今後の課題	継続したポスター掲示や啓発物品の配布により、児童虐待防止に対する市民の意識を高めていきます。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

3. ひとり親家庭への支援

No	取り組み名	児童扶養手当の給付	担当部署	ネウボラ推進課		
1	取り組み内容	母子家庭（または父子家庭）の児童や一方の親に障がいがある場合に、所得制限に該当する方等を除き、児童扶養手当を支給します。適切な制度の運用を継続します。				
	指標	受給世帯				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		422 件	421 件	406 件	400 件	-
	取り組み状況（進捗・達成）	児童扶養手当受給世帯数は、2年度が422件、3年度が421件、4年度が406件、5年度が400件で、全体的に受給世帯数は減少傾向にあります。				
	結果を踏まえた今後の課題	令和2～5年度は関連法規に基づき適正に事務を実施しました。6年度は制度改正（所得制限限度額と第3子以降加算額の引き上げ）に対応するとともに、周知活動を実施し引き続き適正に事務を執行します。				

No	取り組み名	ひとり親家庭への医療費助成	担当部署	ネウボラ推進課		
2	取り組み内容	母子家庭・父子家庭等の経済的負担を軽減するため、所得制限に該当する方を除き医療費の一部を助成します。				
	指標	延べ申請数／支給額				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		3,793 件／ 9,345,985 円	3,778 件／ 8,764,834 円	3,385 件／ 8,735,650 円	3,777 件／ 8,523,223 円	-
		取り組み状況 （進捗・達成）	延べ申請件数は、2年度が3,793件、3年度が3,778件、4年度が3,385件、5年度が3,777件で、全体的に申請件数は減少傾向です。各年度の支給額も同様に減少しています。			
	結果を踏まえた 今後の課題	関連法規に基づき適正に事務を執行します。				

No	取り組み名	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付		担当部署	ネウボラ推進課	
3	取り組み内容	母子家庭（または父子家庭）等の経済的自立や児童の福祉の向上を図るため、各種資金を無利子または低利で貸与します。				
	指標	貸付申請数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		0件	0件	1件	0件	-
	取り組み状況（進捗・達成）	貸付申請は、令和4年度の1件のみで、その他の年度は申請がありませんでした。				
結果を踏まえた今後の課題	ひとり親家庭の経済的安定を図るため、本制度の周知を図ります。					

No	取り組み名	高等職業訓練促進給付金	担当部署	ネウボラ推進課		
4	取り組み内容	母子家庭の母（または父子家庭の父）が指定した資格取得のために養成訓練等を受けた場合に、入学時の負担や訓練中の生活の負担を軽減するために給付金を支給します。				
	指標	支給決定／支給額				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		4件／ 4,287,000円	2件／ 3,081,000円	0件／0円	2件／ 1,027,000円	2件／ 2,415,000円
	取り組み状況 （進捗・達成）	令和2年度に4件、3、5、6年度にそれぞれ2件の支給を行いました。				
結果を踏まえた 今後の課題	ひとり親家庭の経済的安定を図るため、本制度の周知を図ります。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	自立支援教育訓練給付金		担当部署	ネウボラ推進課	
5	取り組み内容	母子家庭の母（または父子家庭の父）が職業能力開発のため講座を受講した場合に給付金を支給します。				
	指標	支給実績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		0件	0件	0件	0件	-
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2～5年度において支給実績はありませんでしたが、5年度を受講開始者に対し、6年度に給付金の支給を予定しています。				
	結果を踏まえた今後の課題	ひとり親家庭の経済的安定を図るため、本制度の周知を図ります。				

4. 外国籍の子どもへの支援

No	取り組み名	外国籍の子どもへの支援	担当部署	こども未来課
1	取り組み内容	外国語による子育て情報の発信などにより、外国籍の家庭が必要な情報を適切に取得できるよう支援を行います。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	各園では外国籍の子どもを支え、簡単な単語で会話ができる体制づくりを進めています。保護者には翻訳機で必要情報を提供しつつ、日常連携を実施しています。さらに、保護者同士のコミュニティ形成を推進し、孤立しない子育てができる環境を整備しています。		
	結果を踏まえた 今後の課題	各園で外国籍の子どもへの支援や保護者の情報伝達などを行い、コミュニティづくりに努めましたが、コロナ禍で保護者同士の関わりが乏しく、子育ての孤立が問題でした。令和6年度は、孤立は少なくなりましたが、一人ひとりや各家庭に合わせた支援体制づくりが課題となっています。		

5. 子どもの居場所づくり

No	取り組み名	こども食堂への支援	担当部署	ネウボラ推進課
1	取り組み内容	気軽に立ち寄り、食事を通じた安心感の醸成や世代間交流の場などの提供により「孤食」を防ぎ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを行います。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2年度はコロナ禍で支援実施がなく、3年度は子ども食堂の開設に向けた助言を行いました。4年度では新たに5か所の子ども食堂が開設し、子ども食堂間のネットワークを整備しました。6年度では居場所づくりに関する補助金を見直し、継続団体への補助を追加しました。		
	結果を踏まえた今後の課題	子ども食堂の開設に向けて、助言や支援を継続します。また、子ども食堂同士の連携を図っていきます。		

No	取り組み名	学習支援事業の実施	担当部署	ネウボラ推進課
2	取り組み内容	無料で利用できる学習支援の場を確保し、子どもの居場所を兼ねた学習環境の充実に取り組んでいきます。		
	取り組み状況 (進捗・達成)	就学援助対象世帯の児童に対する学習支援を段階的に強化しました。令和2年度はスタディサブリの活用、次年度からは教室形式での学習支援事業を実施しました。最初は隔週で2か所、その後毎週で1か所に規模を集中しました。これにより充実した支援を展開しています。		
	結果を踏まえた 今後の課題	長期間実施や回数の増加、対象年代の拡大、そして参加者増加への取り組みが課題となっています。		

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	地域交流の推進	担当部署	こども未来課
3	取り組み内容	幅広い年齢の子どもが集まり、無料で利用できる屋内運動場等について、地域の子どもの見守りや居場所づくりなど、地域交流を進めていきます。		
	取り組み状況（進捗・達成）	市内4か所の屋内外運動場で様々な子育てイベントを行い、地域の子育て支援の拠点として機能しています。コロナ禍により利用者数は少なかったですが、累計利用者数は令和3年度に100万人を突破し、年間約10万人が利用しています。		
	結果を踏まえた今後の課題	感染症の影響で年間利用者数が変動し、施設の運営方法について定期的な見直しが必要となっています。また、施設や遊具の老朽化により計画的な修繕や交換が課題となっています。		

6. 支援ネットワーク体制の構築

No	取り組み名	子どもの未来応援ネットワーク事業	担当部署	ネウボラ推進課
1	取り組み内容	市を中心に関係機関が集まる場を設け、官民一体となって貧困家庭を見守り、支援するための情報共有やつなぎを行っていきます。		
	取り組み状況（進捗・達成）	令和2年度より年1回の会議を通じて情報共有や意見交換を行いました。5年度より事業の実施を見送っています。		
	結果を踏まえた今後の課題	官民一体となり、貧困家庭の支援方策を検討します。		

No	取り組み名	子育て支援センターにおける相談機能等の活用	担当部署	こども未来課		
2	取り組み内容	各地域の子育て支援センターにおける無料相談や各種イベント、体験活動を通じ、貧困リスクの早期発見や寄り添う支援につなげていきます。				
	指標	延べ利用者数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		10,533人	11,755人	12,288人	15,593人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2～3年度は感染症対策として定員を半減したため利用者数は減少しましたが、オンライン相談や読み聞かせ等新たな取り組みを実施しました。4～5年度でも定員制限下で運営し、利用者数はコロナ禍前より少なかったですが、家庭保育向けイベントなどを開催しました。6年度は運営がほぼ正常化し、各施設が保護者のニーズに合わせたサービスを提供し、職員の資質強化も進めています。				
	結果を踏まえた 今後の課題	利用者の家庭状況や相談内容が多岐にわたるため、関わる職員の資質向上が課題です。様々な利用者の思いに寄り添った関わりを柔軟にできるよう、関係機関との連携も必要になってきます。				

No	取り組み名	養育支援訪問事業	担当部署	ネウボラ推進課		
3	取り組み内容	乳児家庭全戸訪問事業などで、養育支援が特に必要と判断された家庭を訪問して指導や助言を行い、家庭での養育を支援します。				
	指標	利用者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		12人	15人	16人	9人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2年度に産前産後ヘルパー事業から養育支援訪問事業に切り替え実施しました。随時、必要性を判断し、利用者の実情を考慮しながら定期的に評価、支援計画の見直しを行っています。				
結果を踏まえた 今後の課題	支援が必要な人に支援が届くよう、母子保健との連携を強化し、早期の把握に努めていきます。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

⑥地域子ども・子育て支援事業

No	取り組み名	利用者支援に関する事業（利用者支援）	担当部署	こども未来課、ネウボラ推進課		
1	取り組み内容	子育て期の色々な悩み事や困りごとなどについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。 本市では伊達市子育て支援センターと伊達市子育て世代包括支援センター『にここ』の2か所で実施しています。今後も適切な事業の実施に努めていきます。				
	指標	実施施設				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	取り組み状況（進捗・達成）	伊達市こども家庭センター「にここ」では、ネウボラ保健師による育児の不安や悩みへの対応、親子で楽しめるイベントの開催、子育て情報の提供を行ってきました。伊達市子育て支援センターでは、市HPやスマートフォン向けアプリからも子育て情報を発信し、子育てしやすい環境を整えています。				
結果を踏まえた今後の課題	伊達市こども家庭センターでは、妊婦、子ども、その家庭への丁寧な関わりと関係機関との連携強化を図り、安心して子育てができる支援を継続します。伊達市子育て支援センターでは、より多くの子育て世帯へ情報発信を行うことが課題となっています。					

No	取り組み名	時間外保育事業（延長保育）	担当部署	こども未来課		
2	取り組み内容	通常の保育時間を超えて保育をする事業です。 本市では市内 13 施設で実施しています。今後も利用ニーズが高まっていくことが見込まれることから、引き続き受け入れ体制の確保に努めていきます。				
	指標	利用者				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		821 人	758 人	695 人	652 人	-
	取り組み状況 （進捗・達成）	市内の保育園（公立 1 園、私立 3 園）、認定こども園（公立 2 園、私立 7 園）、小規模保育園（私立 3 園）で実施しています。就労形態の多様化により、利用者が増加しています。				
	結果を踏まえた 今後の課題	経済の好況に伴い、労働力の確保に連動し保育サービスの需要が高まっています。多様な保育サービスのひとつとして周知を図る必要があります。また、手厚い保育サービスを実現するため、安定した保育士の確保も課題となっています。				

No	取り組み名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	担当部署	こども未来課		
3	取り組み内容	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。 高学年児童よりも低学年児童の利用意向が高くなる傾向にありますが、今後も学年を問わず、本事業の利用を希望するすべての児童が利用できるよう、指導員の確保等を進めていきます。また、放課後子ども教室との一体的な運営に関する検討も引き続き進めていきます。				
	指標	利用者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		705人	750人	999人	841人	-
	取り組み状況（進捗・達成）	公設は11か所で運営しており、平日は下校時間から19時まで、土曜日と学校休業日は7時30分から19時まで開設し、放課後の児童健全育成を行っています。 なお、市内には民設が2か所あり、運営費を補助し、民間による放課後児童健全育成を支援しています。				
結果を踏まえた今後の課題	活動においては、コロナ禍では感染症対策の徹底による育成支援が課題となり、令和5年度以降は、熱中症対策による育成支援が課題となりました。また、運営においては、職員管理や育成支援の質の向上が求められ、令和6年度は、学習支援の強化や利用料金、施設の適正規模・適正配置が課題となりました。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	子育て短期支援事業（ショートステイ）	担当部署	ネウボラ推進課
4	取り組み内容	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。現在、本市において子育て短期支援事業が実施できる施設は整備されていませんが、他市町村の施設との連携により対応するとともに、今後のニーズの動向を注視しながら、必要に応じて対応を検討します。		
	取り組み状況（進捗・達成）	事業の実施にむけて検討を進めていましたが、実施には至りませんでした。		
	結果を踏まえた今後の課題	児童養護施設等と連携し、希望者が利用できるよう早期に体制を整備します。		

No	取り組み名	乳児家庭全戸訪問事業	担当部署	健康推進課		
5	取り組み内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。 本市では、健康推進課（令和2年度までネウボラ推進室）が主体となって実施しています。出生数の低下に伴い、利用見込みは減少傾向にありますが、引き続きすべての乳児家庭を訪問できるよう、連携体制の強化に努めていきます。				
	指標	出生児				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		270人	264人	215人	213人	-
	取り組み状況 （進捗・達成）	概ね2か月までを目安に保健師が訪問しました。里帰り等で長期不在の方へは滞在先の自治体へ訪問を依頼しました。妊娠届からネウボラ保健師が切れ目なく支援しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	訪問を主とし、家庭状況に応じた来所相談等に変更し、全数面談しており、今後も継続実施します。					

No	取り組み名	養育支援訪問事業	担当部署	ネウボラ推進課		
6	取り組み内容	養育支援が必要な家庭に対して、その状況等についてケース会議や実務者レベルの会議で情報を共有するなど、場合に応じて養育に対する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 今後も支援を必要とする子どもやその保護者に対し、適切な支援を提供できるよう、関係各課等との連携を図っていきます。				
	指標	利用者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		12人	15人	16人	9人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2年度に産前産後ヘルパー事業から養育支援訪問事業に切り替え実施しました。随時、必要性を判断し、利用者の実情を考慮しながら定期的に評価、支援計画の見直しを行っています。				
結果を踏まえた 今後の課題	支援が必要な人に支援が届くよう、母子保健との連携を強化し、早期の把握に努めていきます。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

No	取り組み名	地域子育て支援拠点事業	担当部署	こども未来課		
7	取り組み内容	乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 市内では6か所で実施しています。子どもの人口は減少しているものの、地域における保護者同士のコミュニケーションの場、子育てについての相談の場などを求める声は多いことから、今後も利用者のニーズを満たすことができるよう、適切な事業の提供を図っていきます。				
	指標	延べ利用者数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		10,533人	11,755人	12,288人	15,593人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2～3年度は感染症対策として定員を半減したため利用者数は減少しましたが、オンライン相談や読み聞かせ等新たな取り組みを実施しました。4～5年度でも定員制限下で運営し、利用者数はコロナ禍前より少なかったですが、家庭保育向けイベントなどを開催しました。6年度は運営がほぼ正常化し、各施設が保護者のニーズに合わせたサービスを提供し、職員の資質強化も進めています。				
結果を踏まえた 今後の課題	利用者の家庭状況や相談内容が多岐にわたるため、関わる職員の資質向上が課題です。様々な利用者の思いに寄り添った関わりを柔軟にできるよう、関係機関との連携も必要になってきます。					

No	取り組み名	一時預かり事業	担当部署	こども未来課		
8	取り組み内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 今後も保育園や幼稚園等のサービス提供施設等と連携を図るとともに、サービスの提供体制の強化に努めます。				
	指標	利用者(預かり保育)／利用者(一般型)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		27,025 人日／ 6,155 人日	31,956 人日／ 3,668 人日	31,387 人日／ 4,718 人日	28,467 人日／ 5,199 人日	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)は、幼稚園(公立2園)、認定こども園(公立2園、私立7園)で実施しています。また、一時預かり事業(在園児対象型を除く)は、保育園(公立1園、私立2園)、認定こども園(公立2園、私立7園)で実施しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	経済の好況に伴い、労働力の確保に連動し保育サービスの需要が高まっています。多様な保育サービスのひとつとして周知を図る必要があります。また、手厚い保育サービスを実現するため、安定した保育士の確保も課題となっています。					

No	取り組み名	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	担当部署	こども未来課		
9	取り組み内容	病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。 本市では、4か所で実施しています。本事業を必要とする保護者のニーズに対応できるよう、引き続き事業の提供体制の強化を図っていきます。				
	指標	利用者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		5人	9人	4人	1人	-
	取り組み状況 (進捗・達成)	令和2年度においては、市内の保育園(私立1園)、認定こども園(公立1園、私立2園)で実施していましたが、6年度には市内の認定こども園(公立1園、私立5園)と施設数が増加しています。				
結果を踏まえた 今後の課題	保育施設内の感染症対策を徹底し、利用者が安心して預けられる環境整備が課題となります。					

※令和6年7月時点(年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記)

No	取り組み名	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	担当部署	ネウボラ推進課		
10	取り組み内容	乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 共働き世帯の増加、母子・父子家庭の増加に伴って、今後も利用件数は高いまま推移していくことが見込まれます。制度の周知を図るとともに、任せて会員の確保も合わせて進めていきます。				
	指標	利用者				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		15人	11人	16人	7人	-
	取り組み状況（進捗・達成）	会員間の相互援助活動に関する連絡、調整を実施しています。また、子育て世代が本事業を知るきっかけづくり及び会員数増加を目的として、子育て支援アプリを活用した情報発信を実施しています。				
結果を踏まえた今後の課題	任せて会員の確保、電子媒体を活用した効果的な周知及び申請方法の確立が課題となっています。					

No	取り組み名	妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）	担当部署	健康推進課		
11	取り組み内容	妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時に応じた医学的検査を実施する事業です。 今後も健診受診率 100%を目指し、本事業の周知啓発及び受診勧奨を行います。				
	指標	受診者				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※
		446 人	387 人	346 人	354 人	-
	取り組み状況（進捗・達成）	安全・安心な出産ができるよう、妊娠後の定期的な健診の助成を実施しました。				
結果を踏まえた今後の課題	妊婦健診の結果、所見がある方に対し保健指導を行い、産後の健康管理と将来の生活習慣病予防のため、支援を行います。					

※令和6年7月時点（年度末時点の実績値と差異が生じる場合は「-」と表記）

伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例

○伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例

令和6年3月22日条例第5号

伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 役割（第4条―第9条）

第3章 子ども・子育て支援への施策

第1節 子育て家庭への施策（第10条―第13条）

第2節 伊達っ子の生き抜く力を育てる施策（第14条―第19条）

第3節 伊達っ子の人権を守る施策（第20条―第23条）

第4節 伊達っ子を中心とした楽しいまちづくりの施策（第24条―第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

伊達市のシンボルである名峰霊山の豊かな「自然」、伊達氏発祥の地のロマンあふれる「歴史」、寒暖差や肥沃な土地が育む多彩でおいしい「農産物」、あたたかく人情味あふれる「人」は、これまで、伊達っ子の健やかで心豊かな成長に大きく寄与してきました。

これらの土壌の上で、これからも伊達っ子が郷土に誇りを持ち、豊かな人間性を身に付け、社会的に自立していくためには、次の2つのことが大切です。

1つは、伊達っ子が「元気」であることです。

元気な伊達っ子とは、身体の健康に限らず、精神の健全さも含め自己肯定感を持って、どのような困難な状況でも前向きに乗り越えることができる、気力に満ちた子どもです。

2つ目は、子育てを「みんな」で行うことです。

伊達っ子がより良く育つには、伊達市版ネウボラで子育て家庭を支えつつ、地域社会のみんなで伊達っ子の居場所をつくり、家族と同様に受け入れ、応援し、見守り育てていく意識づくりが重要です。

令和5年、伊達っ子が意見を出し、自ら考え行動する指針として、次に掲げる「伊達っ子の誓い」が生まれました。

伊達っ子の誓い

テーマ1 人との関わり わたしは友達と仲良くします

テーマ2 あいさつ わたしは明るく元気な声であいさつをします

テーマ3 健康 わたしは毎日元気に過ごします

テーマ4 ふるさと わたしは自然とふるさとを大切にします

テーマ5 挑戦・努力 わたしは将来の夢に向かって日々努力します

伊達っ子がこの誓いを実践し、地域 みんながそれぞれの役割を果たすことで、伊達っ子が伊達市で育ち、育てられたことを誇りに思えることを願い、ここに条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、伊達っ子とその保護者を支援するための基本理念を定め、市及び地域社会の役割を明らかにし、子ども・子育て支援のための施策（以下「施策」という。）を総合的、継続的かつ安定的に推進することにより、伊達っ子が最善の利益を得られ、元気に成長できるよう、地域 みんなで子育てを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伊達っ子 伊達市（以下「市」という。）の子ども。心身の発達の過程にあるおおむね18歳までの者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に育てる者をいう。
- (3) 遊び学び育つ施設 保育施設、学校、放課後児童クラブ、遊び場その他伊達っ子が遊び、学び、育つことを目的とした施設をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者、通勤する者又は市内で子育て支援活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) みんな 伊達っ子に接する機会のあるすべての成人をいう。

(基本理念)

第3条 施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 伊達っ子が、性別、人種、障がい、経済状況、家族の状況等によって、差別、いじめ、体罰、虐待等を一切受けることなく、人権が守られ、安心して生きていくことができ、かつ、自分に関係のある事柄について自由に意思を表すことができ、尊重されること。

- (2) 伊達っ子が、自分の居場所を実感でき、生き生きと成長できることで、自己肯定感を育み、最善の利益を得られる環境を整えること。
- (3) 伊達っ子が、望ましい生活習慣と、豊かな遊びと学びを通じて成長する過程で、段階に応じた必要な支援を受け、社会の一員として生活する能力を身に付けること。
- (4) 保護者が、過度な負担を感じることなく、子育ての喜びや楽しさを感じられるよう、みんなで子育てをすること。

第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、施策を総合的、継続的かつ安定的に実施するため、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 遊び学び育つ施設、子育てに係る関係機関が、連携を密にしながら支援体制を確保すること。
- (2) 保護者が安心して子育てでき、子育ての喜びを実感できるよう、伊達市版ネウボラを推進し、子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支援すること。
- (3) 伊達っ子が最善の利益を得られるよう、伊達っ子の声を積極的に聴き、意見を尊重すること。
- (4) みんながそれぞれの役割を果たすために、互いに連携を図り、地域で子育て家庭に積極的に関わることの意識の醸成を図ること。

(伊達っ子の役割)

第5条 伊達っ子は、将来、社会的に自立するため、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 命の尊さを学び、自分の気持ちと体を大切にし、自分の考えを持って意見を述べ、行動すること。
- (2) ルールやマナーを守り、相手の価値観や多様性を認め、尊重し、思いやりの気持ちを持って接すること。
- (3) 伊達っ子の誓いを念頭に日々を過ごすこと。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、伊達っ子の成長の第一義的役割を果たすため、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 伊達っ子が社会的に自立するために必要な、望ましい生活習慣を身に付けさせること。
- (2) 伊達っ子が自己肯定感を高められるよう、賞賛と励ましを積極的に行うこと。
- (3) 伊達っ子がルールやマナーを身に付けられるよう、誤った行動等をとったとき

は、適切に諭すことの大切さを理解し、実践すること。

- (4) 伊達っ子に対する体罰、虐待等が心身に深い傷を与えることを認識し、心身の健やかな成長を促すこと。

(遊び学び育つ施設の役割)

第7条 遊び学び育つ施設は、伊達っ子が元気に遊び、主体的に学びながら、健やかに育つため、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 伊達っ子とその保護者が安心して過ごすことができるよう、伊達っ子の人権に配慮すること。
- (2) 伊達っ子の居場所となり、充実した集団生活を通じて、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができる施設であること。
- (3) 伊達っ子の年齢及び心身の発達に応じて、必要な支援を行うこと。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、地域のみんで伊達っ子の健やかな成長を促すため、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 子育てを主体的にとらえ、すべての伊達っ子と家族のように接すること。
- (2) 地域行事その他社会性を育むことができる場を提供し、伊達っ子及びその保護者と積極的に関わりを持つこと。
- (3) 伊達っ子への声掛け、見守り及び積極的に声を聴くことにより、犯罪、虐待等から伊達っ子を守ることができるよう安全で安心な地域づくりを行うこと。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、子育てしやすい社会環境をつくるため、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 仕事と子育てを両立できる働き方について、従業員と話し合うよう努めること。
- (2) 男性が育児に参加できるよう配慮すること。
- (3) 伊達っ子やみんなが企画する活動に協力すること。

第3章 子ども・子育て支援への施策

第1節 子育て家庭への施策

(発達の保障)

第10条 市は、保護者とともに、伊達っ子が健康かつ安全で心穏やかに生活を送ることができる環境をつくり、多くの人との関わりを持つ機会を作ること、伊達っ子の健やかな育ちを保障するよう努めるものとする。

(支援を要する伊達っ子への取組)

第11条 市は、障がいのある伊達っ子、医療的ケアを必要とする伊達っ子、生活に困窮する家庭で育つ伊達っ子、家族の介護看病世話を長期間かつ日常的に行っている伊達っ子（以下「ヤングケアラー」という。）その他支援を要する伊達っ子のため、関係機関と連携して必要な支援を推進する。

(相談体制の構築)

第12条 市は、伊達っ子とその保護者が安心して相談でき、充実した支援を受けられるよう、伊達市版ネウボラを中心として、関係機関と連携した相談体制を構築する。

(保護者の居場所の確保)

第13条 市は、保護者が地域において子育て等の情報交換や、安心して自分らしくいられる拠点を確保するため、必要な施策を推進する。

第2節 伊達っ子の生き抜く力を育てる施策

(生き抜く力の醸成)

第14条 市は、伊達っ子がみんなから愛され、かけがえのない存在であるということを認識し、自己肯定感を持って元気に生き抜くことができるよう、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 伊達っ子が、自主性を持って物事に取り組み、試行錯誤を繰り返しながら新しい世界を広げ、能力を開花できるよう、みんなで支え見守ること。
- (2) 伊達っ子が、遊び学び育つ施設及び地域の企画又は行事等を通して、他者との関わり方について学び、相手を尊重する気持ちを育むことができるよう、みんなで支え見守ること。
- (3) 伊達っ子が、普段から物事に粘り強く取り組むことを通じて自制心を育み、多様な環境や状況に適応できるよう、みんなで支え見守ること。

(望ましい生活習慣の確立)

第15条 市は、伊達っ子が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 伊達っ子が良質で十分な睡眠時間を取ることができるよう、早寝早起き、体を動かす習慣の大切さを、みんなで伝えること。
- (2) 伊達っ子の望ましい食生活について、必要な知識と判断する力を身に付けさせるとともに、市の豊かな自然や伝統文化を生かした食事の大切さを、みんなで伝えること。
- (3) 伊達っ子と大人が楽しく一緒に食卓を囲み、食材や作ってくれた人に感謝することの大切さを、みんなで伝えること。

(伊達っ子の居場所の確保)

第16条 市は、伊達っ子が遊び、学び、育つための居場所を見つけられるよう、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 伊達っ子が、安心して、安全に過ごせる場を確保すること。
- (2) 伊達っ子が、望ましい人間関係の中で、自分らしく過ごすことができる場を確保すること。

(メディア依存防止への取組)

第17条 市は、伊達っ子がスマートフォン、タブレット型端末その他映像を表示する電子機器の過度な利用により、心身の発達を阻害されないよう、伊達っ子及び保護者へ、メディアとの付き合い方の理解を深めるための啓発その他必要な施策を推進する。

(応援することの実践)

第18条 市は、伊達っ子が自己肯定感を持って潤いのある生活を送ることができるよう、みんなが伊達っ子の頑張りを認め、褒めて応援することを推進する。

(手伝いの実践)

第19条 市は、伊達っ子の自立心や責任感を育むため、保護者その他関係者と連携し、伊達っ子が無理のない範囲で自ら手伝いをし、最後までやり遂げることを推進する。

第3節 伊達っ子の人権を守る施策

(虐待防止への取組)

第20条 市は、伊達っ子の健やかな成長が妨げられることのないよう、虐待の防止及び早期発見に必要な施策を講ずるため、次に掲げる事項を推進する。

- (1) みんなが、伊達っ子に対し暴力、暴言等の行為をしないこと。また、虐待を受けている、又はそのおそれがある伊達っ子がいた場合は、ためらわず関係機関へ通告すること。
- (2) 伊達っ子が、虐待行為を受けた際は、我慢せずすぐに周りの大人たちに相談できる体制を構築すること。

(いじめ、不登校及びひきこもりへの取組)

第21条 市は、関係機関と連携し、伊達っ子が充実した学校生活を送るため、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 伊達っ子が、いじめをしない、いじめられたら我慢をしない、いじめを見て見ぬ振りをしない意識をつくり、相談しやすい体制を構築すること。
- (2) 不登校及びひきこもりの伊達っ子が、再び通学又は社会復帰できるように必要な措置を講ずること。

(ヤングケアラーへの配慮)

第22条 市は、ヤングケアラーの家族への思いを尊重しながら、必要な支援を行い、伊達っ子の権利及び利益が最大限に配慮されるよう施策を推進する。

(性別に関する差別の防止)

第23条 市は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念のもと、伊達っ子の身体的性、性自認、性的指向、性表現等にかかわらず、一人ひとりの能力を十分に発揮する機会が確保され、差別的扱いを受けることがない施策を推進する。

第4節 伊達っ子を中心とした楽しいまちづくりの施策

(知的好奇心を満たす楽しいまち)

第24条 市は、伊達っ子にとって知的好奇心を満たす楽しいまちとするため、自然、歴史、伝統文化、産業等の学習及び体験に、みんなで一体となり取り組む体制の構築を推進する。

(意見表明及び社会参加の促進)

第25条 市は、伊達っ子の意見表明や社会参加の促進のため、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 伊達っ子が、社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど、社会に参加する機会を設けること。
- (2) みんなが、伊達っ子の考えや意見に耳を傾け、尊重し、伊達っ子の主体的な社会活動を支援すること。

(伊達っ子こどもの日)

第26条 市は、社会的自立に向け元気に頑張っている伊達っ子が、普段以上に大人たちと多く語らい、みんなへ感謝の気持ちを伝える日として、伊達市版こどもの日を創設し、毎月1日を「伊達っ子こどもの日」とする。

2 市は、前項に規定する「伊達っ子こどもの日」の周知を図る。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊達市子ども・子育て会議条例

○伊達市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 20 号

改正

令和 5 年 10 月 2 日 条例第 17 号

伊達市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、伊達市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年10月2日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No	選出区分	氏名	職位
1	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	齋藤 美智子	福島大学人間発達文化学類 特任教授
2		渡辺 雅子	福島学院大学短期大学部保育学科 教授
3		高橋 孝	伊達市ネウボラ推進課 こども相談員
4	関係団体の推薦を受けた者	原田 徳好	伊達市主任児童委員
5		武田 章臣	医療法人武田小児科 理事長
6		伊藤 栄	伊達市小中学校長会長 伊達小学校長
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	大塚 孝明	保原認定こども園 園長
8		板垣 恵	幼保連携型認定こども園神愛幼稚園 園長
9		海老原 三博	学校法人保原シャローム学園 相談役
10	子どもの保護者	佐藤 悠一	保原保育園 保護者会長
11		小賀坂 知穂	堰本・栗野幼稚園 P T A会長
12		熊坂 俊之	月舘学園小・中学校 P T A会長
13		近藤 意時	月舘認定こども園 P T A会長

任期：令和6年12月1日から令和8年11月30日まで



伊達市こども計画
令和7年度～令和11年度

令和7年3月

発行／伊達市

編集／伊達市教育委員会 こども部 こども未来課